

令和6年度～令和8年度

豊見城市障がい者計画

及び第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画



令和6年3月
豊見城市

<障がいの表記について>

本計画では、「障害」の表記については可能な限り「障がい」と表記しています。

ただし、国の法令や地方公共団体などの条例・規則等に基づく法律用語や施設名等の固有名詞については、「障害」と漢字で表記しています。

～ ^{しあわ}幸 ^{しゃかい}せな社会 ^めを目指し ^{とも}共に ^{ささ}支え ^あ合い

^い生き ^い活き ^くと暮らすまち ^{とみぐすく}豊見城 をめざして ～



豊見城市では、令和3年3月に「豊見城市障害者計画及び第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」を策定し、市民一人ひとりが障がいに対する理解を深め、誰もが互いに人格と個性を尊重し、障がいの有無にかかわらず支え合う共生社会の実現に向けて、様々な障がい者施策に取り組んでまいりました。

また市政の最上位計画である「第5次豊見城市総合計画」におきましても、「人権を尊重し市民が共に暮らす福祉のまちづくり」「障害者（児）が安心して暮らせる、生き生きと活動するまちづくり」を推進し、障がいのある人もない人も互いに助け合い、誰もが自分らしく楽しく生きられるあたたかいまちを目指しております。

今回本市では、前計画において掲げた基本理念を継承しながら国の第5次障害者基本計画の施策をふまえ、新たに「豊見城市障がい者計画及び第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」を策定し、豊見城市が目指す障がい福祉の将来像である『幸せな社会を目指し、共に支え合い 生き活きと暮らすまち 豊見城』の実現に向け、引き続き障がい者福祉の充実を図っていくこととしました。

「地域共生社会の実現」、「自分らしさ」、「誰ひとり取り残さない」を念頭に、すべての市民が安心して暮らし、生き活きと活動できる地域社会の実現を目指し、関係機関・団体等と連携を図りながら障がい者施策の推進に取り組んでまいりますので、皆様の一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

むすびに、この計画の策定にあたり、アンケート調査にご協力いただきました市民の皆様及び障害福祉サービス事業所の皆様、そして計画の詳細にわたり検討・審議を重ね計画策定の労にご尽力を賜りました豊見城市障害者施策推進協議会の委員の皆様にご心からお礼を申し上げます。

令和6年3月

豊見城市長 徳元 次人

== 目 次 ==

第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景と趣旨	3
2. 計画の位置づけ	4
(1) 法的な位置づけ	4
(2) 市の他計画との位置づけ	5
3. 計画の対象者	6
4. 国の基本指針、障害者基本計画に沿った計画策定	6
(1) 第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画策定に係る基本指針	6
(2) 国の第5次障害者基本計画を踏まえた策定	6
5. 計画の実施期間	11
6. 計画の策定体制	12

第2章 障がい者計画

1. 基本理念と将来像	15
2. 基本目標	16
3. 施策の体系	19
4. 施策の展開	21
基本目標1 情報アクセシビリティ(利用しやすさ)の向上及び意思疎通支援の充実	21
基本目標2 地域で暮らす生活基盤の充実(自立した生活の支援・意思決定支援の推進)	23
基本目標3 保健・医療の充実	30
基本目標4 障がいのある子どもの保育や教育の充実	31
基本目標5 雇用・就労環境の充実	33
基本目標6 社会参加活動の支援	34
基本目標7 安全・安心な生活環境の整備推進	35
基本目標8 障がい者の差別の解消や権利擁護の推進	37

第3章 障がい福祉計画

1. 成果目標	43
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行	43
(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	44
(3) 地域生活支援の充実	45
(4) 福祉施設から一般就労への移行等	46
(5) 相談支援体制の充実・強化等	49
(6) 障害福祉サービスの質を向上させるための取組	51

2. 第7期のサービス別見込量	52
(1)障害福祉サービス	52
(2)地域生活支援事業（市町村事業）	79
(3)地域生活支援促進事業（市町村事業）	97

第4章 障がい児福祉計画

1. 成果目標	107
(1)障がい児福祉計画に係る障がい児の子ども・子育て支援等の提供体制の整備	107
(2)障がい児支援の提供体制の整備等	107
2. 第3期のサービス別見込量	110
(1)障害児通所支援	110
(2)障害児通所支援のサービス見込量確保のための方策	116

第5章 計画の推進について

1. 計画の推進体制	119
2. 計画の進捗管理	119

資 料 編

1. 障がい者の状況	123
2. 障害福祉サービス等の利用状況	127
3. アンケート調査結果から見る現状と課題	134
4. 前計画の施策の推進状況	143
5. 計画策定の経緯	163
6. 豊見城市障害者施策推進協議会委員名簿	164
7. 豊見城市障害者施策推進協議会規則	165
8. 障害者施策推進協議会への諮問文	167
9. 障害者施策推進協議会からの答申文	168

第1章

計画の概要

1. 計画策定の背景と趣旨
2. 計画の位置づけ
3. 計画の対象者
4. 国の基本指針、障害者基本計画に沿った計画策定
5. 計画の実施期間
6. 計画の策定体制

第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景と趣旨

本市では、令和3年3月に「豊見城市障害者計画及び第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」を策定し、「幸せな社会を目指し、共に支え合い 生き生きと暮らすまち 豊見城」を基本理念として、障がいの有無に関わらず誰もが共に暮らせる共生社会の実現を目指し、障がい者の人権を尊重し、安心して生き生きと暮らしていける福祉のまちづくりを推進してきました。

「第6期障害福祉計画」及び「第2期障害児福祉計画」では、国の基本指針に基づく成果目標(福祉施設入所者の地域生活への移行、福祉施設から一般就労への移行、児童発達支援センターの設置等の数値目標や実施方法等)を定めるほか、サービス等の見込量の設定と見込量確保のための方策を定め、その達成に向けて取り組んできました。

令和5年度は計画の最終年度であり、これまでの取り組みの課題把握や市の実情を踏まえた計画づくりをする必要があります。また、障害福祉計画と障害児福祉計画においては、国から策定基本指針が示されており、これまでの計画にも掲げてきた「地域共生社会の実現」や「入所者・入院患者の地域生活移行」、「福祉施設から一般就労への移行」、「児童発達支援センターの設置」、「地域生活支援拠点の設置」、「相談支援体制の充実・強化」、「医療的ケア児への支援充実」などを目指すことが示されています。

このようなことを踏まえながら、市民一人ひとりが障がいに対する理解を深め、誰もが互いに人格と個性を尊重し、障がいの有無にかかわらず支え合う共生社会の実現に向けて、様々な分野における施策の充実や支援体制等構築のため、本計画を策定しています。

2. 計画の位置づけ

(1) 法的な位置づけ

本計画は、障害者基本法第 11 条 3 項に基づく「市町村障害者計画」と障害者総合支援法第 88 条に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第 33 条の 20 に基づく「障害児福祉計画」を一体的に策定しています。

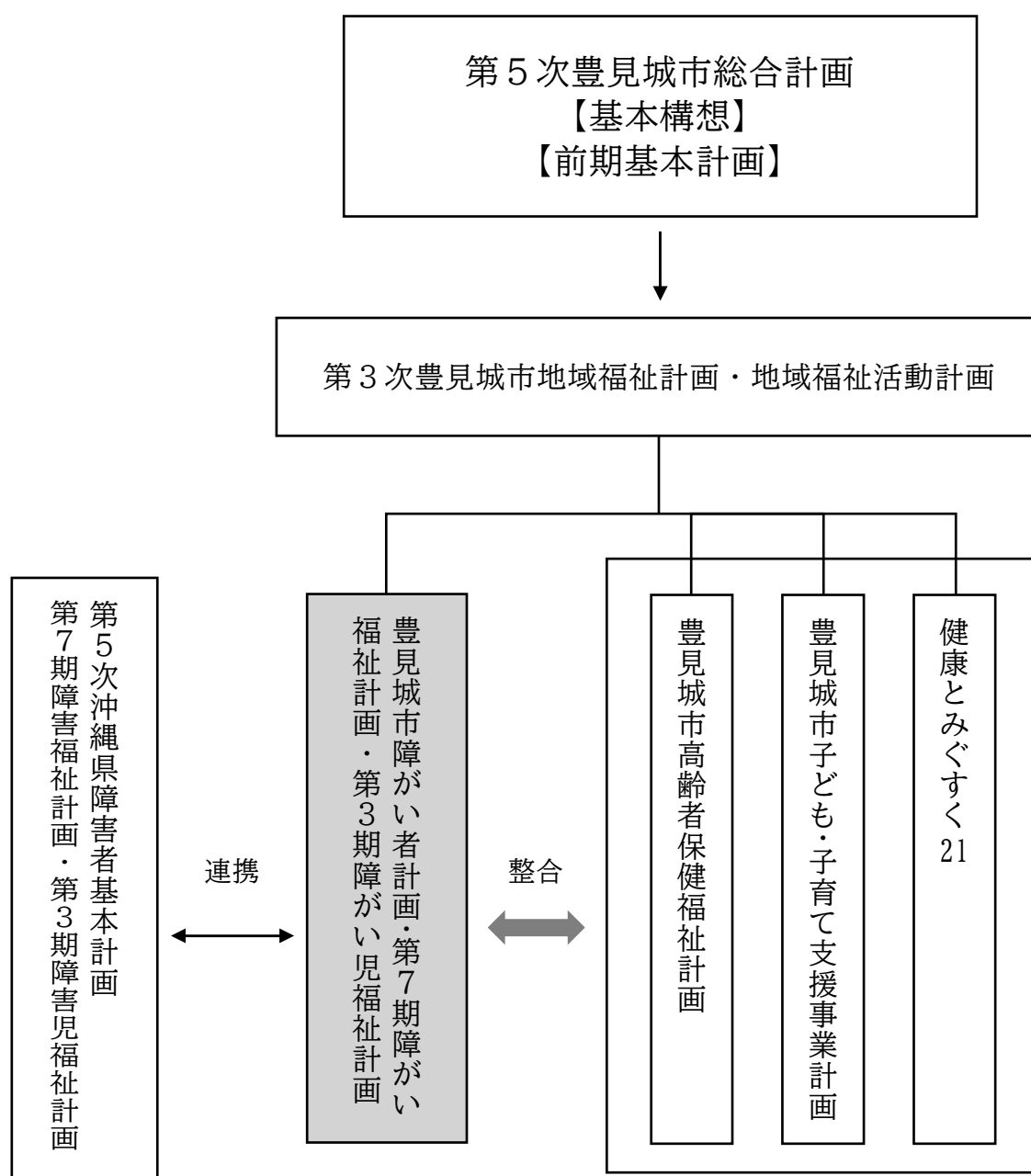
○障害者計画と障害福祉計画・障害児福祉計画の概要

障害者計画 (障害者基本法)	市の障害者施策全般に関する基本的な計画
障害福祉計画 (障害者総合支援法)	市の障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制確保に関する計画（計画期間は 3 年を 1 期とすることが法で規定されている）
障害児福祉計画 (児童福祉法)	市の障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制確保に関する計画（計画期間は 3 年を 1 期とすることが法で規定されている）

(2)市の他計画との位置づけ

本計画は、市政の最上位計画である「第5次豊見城市総合計画」における障害福祉分野の部門別計画として位置づけられます。

また、保健福祉分野の総合計画である「第3次豊見城市地域福祉計画・地域福祉活動計画」をはじめ、「健康とみぐすく21」「豊見城市子ども・子育て支援事業計画」「豊見城市高齢者保健福祉計画」などとの整合性を保つとともに、「第5次沖縄県障害者基本計画」及び「第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」との連携を図ります。



3. 計画の対象者

本計画の主たる対象者は、障害者基本法第2条や沖縄県障害者基本計画に規定されている「障害者」の定義に該当するものとします。

よって、計画の対象は、身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、難病、高次脳機能障がい、その他の心身機能障がいがある者(児)であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものを対象とし、その家族や地域、社会全体への働きかけも含めた施策を推進します。

○障害者基本法第2条

身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身機能障害(以下「障害」と総称する。)がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
--

4. 国の基本指針、障害者基本計画に沿った計画策定

(1)第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画策定に係る基本指針

第7期障がい福祉計画と第3期障がい児福祉計画は、3年を1期として策定することが義務づけられています。今回の策定でも基本指針が示されており、相談支援体制の充実・強化、障害福祉サービスの質的向上など新たな成果目標が掲げられています。本計画は、この基本指針に基づきつつ、地域の実情を踏まえて策定しています。

(2)国の第5次障害者基本計画を踏まえた策定

国の障害者基本計画は、令和3年度より第5次基本計画に改定されています。本計画は、国の第5次計画の施策分野を踏まえつつ、策定しています。

【参考：国の第5次障害者基本計画 各論の主な内容】

各論の主な内容

1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

○社会のあらゆる場面における障害者差別の解消

- ・家族に対する相談支援や障害福祉サービス事業所等における虐待防止委員会の設置等、虐待の早期発見や防止に向けた取組
- ・障害福祉サービスの提供に当たり、利用者の意思に反した異性介助が行われないよう、取組を推進
- ・改正障害者差別解消法の円滑な施行に向けた取組等の推進

2. 安全・安心な生活環境の整備

○移動しやすい環境の整備、まちづくりの総合的な推進

- ・公共交通機関や多数の者が利用する建築物のバリアフリー化
- ・国立公園等の主要な利用施設のバリアフリー化や情報提供等の推進
- ・接遇ガイドライン等の普及・啓発等の「心のバリアフリー」の推進
- ・歩道が設置されていない道路や踏切道の在り方の検討、信号機等の整備

3. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

○障害者に配慮した情報通信・放送・出版の普及、意思疎通支援の人材育成やサービスの利用促進

- ・情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づく施策の充実
- ・手話通訳者や点訳者等の育成、確保、派遣
- ・公共インフラとしての電話リレーサービス提供の充実

4. 防災、防犯等の推進

○災害発生時における障害特性に配慮した支援

- ・福祉避難所、車いす利用者も使える仮設住宅の確保
- ・障害特性に配慮した事故や災害時の情報伝達体制の整備
- ・福祉・防災の関係者が連携した個別避難計画等の策定、実効性の確保

5. 行政等における配慮の充実

○司法手続や選挙における合理的配慮の提供等

- ・司法手続(民事・刑事)における意思疎通手段の確保
- ・国家資格試験の実施等に当たり障害特性に応じた合理的配慮の提供
- ・障害特性に応じた選挙等に関する情報提供の充実、投票機会の確保

6. 保健・医療の推進

○精神障害者の早期退院と地域移行、社会的入院の解消

- ・切れ目のない退院後の精神障害者への支援
- ・精神科病院に入院中の患者の権利擁護等のため、病院を訪問して行う相談支援の仕組みの構築
- ・精神科病院における非自発的入院のあり方及び身体拘束等に関する課題の整理を進め、必要な見直しについて検討

7. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

○意思決定支援の推進、相談支援体制の構築、地域移行支援・在宅サービス等の充実

- ・ヤングケアラーを含む家族支援、サービス提供体制の確保
- ・障害のあるこどもに対する支援の充実

8. 教育の振興

○インクルーシブ教育システムの推進・教育環境の整備

- ・自校通級、巡回通級の充実をはじめとする通級による指導の一層の普及
- ・病気療養児へのICTを活用した学習機会の確保の促進
- ・教職員の障害に対する理解や特別支援教育に係る専門性を深める取組推進

9. 雇用・就業、経済的自立の支援

○総合的な就労支援

- ・地域の関係機関が連携した雇用前・後の一貫した支援、就業・生活両面の一体的支援
- ・雇用・就業施策と福祉施策の組合せの下、年金や諸手当の支給、税制優遇措置、各種支援制度の運用
- ・農業分野での障害者の就労支援(農福連携)の推進

10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興

○障害者の芸術文化活動への参加、スポーツに親しめる環境の整備

- ・障害者の地域における文化芸術活動の環境づくり
- ・障害の有無に関わらずスポーツを行うことのできる環境づくり
- ・日本国際博覧会(大阪・関西万博)の施設整備、文化芸術の発信の環境づくり

11. 国際社会での協力・連携の推進

○文化芸術・スポーツを含む障害者の国際交流の推進

- ・障害者分野における国際協力への積極的な取組
- ・障害者の文化芸術、日本の多様な魅力を発信

【参考資料】第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の策定基本指針について

①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- ・重度障害者等への支援に係る記載の拡充
- ・障害者総合支援法の改正による地域生活支援拠点等の整備の努力義務化等を踏まえ見直し

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神保健福祉法の改正等を踏まえた更なる体制整備
- ・医療計画との連動性を踏まえた目標値の設定

③福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行及び定着に係る目標値の設定
- ・一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時利用に係る記載の追記

④障害児のサービス提供体制の計画的な構築

- ・児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備
- ・障害児入所施設からの移行調整の取組の推進
- ・医療的ケア児等支援法の施行による医療的ケア児等に対する支援体制の充実
- ・聴覚障害児への早期支援の推進の拡充

⑤発達障害者等支援の一層の充実

- ・ペアレントトレーニング等プログラム実施者養成推進
- ・発達障害者地域支援マネジャーによる困難事例に対する助言等の推進

⑥地域における相談支援体制の充実強化

- ・基幹相談支援センターの設置等の推進
- ・協議会の活性化に向けた成果目標の新設

⑦障害者等に対する虐待の防止

- ・自治体による障害者虐待への組織的な対応の徹底
- ・精神障害者に対する虐待の防止に係る記載の新設

⑧「地域共生社会」の実現に向けた取組

- ・社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や、市町村による包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設

⑨障害福祉サービスの質の確保

- ・都道府県による相談支援専門員等への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施を活動指標に追加

⑩障害福祉人材の確保・定着

- ・ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設
- ・相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加

⑪よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害(児)福祉計画の策定

- ・障害福祉DBの活用等による計画策定の推進
- ・市町村内のより細かな地域単位や重度障害者等のニーズ把握の推進

⑫障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進

- ・障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設

⑬障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化

- ・障害福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重
- ・支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備

⑭その他：地方分権提案に対する対応

- ・計画期間の柔軟化
- ・サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意化

【参考資料】第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の成果目標

①施設入所者の地域生活への移行

- ・地域移行者数：令和4年度末施設入所者数の6%以上
- ・施設入所者数：令和4年度末の5%以上削減

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：325.3日以上
- ・精神病床における1年以上入院患者数
- ・精神病床における早期退院率：3か月後68.9%以上、6か月後84.5%以上、1年後91.0%以上

③地域生活支援の充実

- ・各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと
- ・強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること【新規】

④福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行者数：令和3年度実績の1.28倍以上
- ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上【新規】
- ・各都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進【新規】
- ・就労定着支援事業の利用者数：令和3年度末実績の1.41倍以上
- ・就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上

⑤障害児支援の提供体制の整備等

- ・児童発達支援センターの設置：各市町村又は各圏域に1か所以上
- ・全市町村において、障害児の地域社会への参加・包容の（インクルージョン）推進体制の構築
- ・各都道府県は難聴児支援を総合的に推進するための計画を策定するとともに、各都道府県及び必要に応じて政令市は、難聴児支援の中核的機能を果たす体制を構築
- ・重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等：各市町村又は圏域に1か所以上
- ・各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置【新規】
- ・各都道府県及び各政令市において、障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場を設置【新規】

⑥相談支援体制の充実・強化等

- ・各市町村において、基幹相談支援センターを設置等
- ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等【新規】

⑦障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- ・各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築

【参考資料】第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の活動指標

①施設入所者の地域生活への移行等

- (都道府県・市町村) ○居宅介護の利用者数、利用時間数※ ○重度訪問介護の利用者数、利用時間数※ ○同行援護の利用者数、利用時間数※
○行動援護の利用者数、利用時間数※ ○重度障害者等包括支援の利用者数、利用単位数※ ※個々のサービスとしての指標は初めて
○生活介護の利用者数、利用日数 ○自立訓練(機能訓練・生活訓練)の利用者数、利用日数
○就労選択支援の利用者数、利用日数【新設】 ○就労移行支援の利用者数、利用日数
○就労継続支援(A型・B型)の利用者数、利用日数 ○就労定着支援の利用者数
○短期入所(福祉型、医療型)の利用者数、利用日数
○自立生活援助の利用者数 ○共同生活援助の利用者数 ※重度障害者の利用者数を追加
○計画相談支援の利用者数 ○地域移行支援の利用者数 ○地域定着支援の利用者数
○施設入所支援の利用者数 ※新たな入所希望者のニーズ・環境の確認

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- (都道府県・市町村) ○保健、医療・福祉関係者による協議の場の開催回数
○保健、医療(精神科、精神科以外の医療機関別)、福祉、介護、当事者、家族等の関係者ごとの参加者数
○保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数
○精神障害者の地域移行支援の利用者数 ○精神障害者の地域定着支援の利用者数 ○精神障害者の共同生活援助の利用者数
○精神障害者の自立生活援助の利用者数 ○精神障害者の自立訓練(生活訓練)【新設】
(都道府県) ○精神病床からの退院後の行き先別の退院患者数

③地域生活支援の充実

- (都道府県・市町村) ○地域生活支援拠点等の設置箇所数とコーディネーターの配置人数、地域生活支援拠点等における機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数

④福祉施設から一般就労への移行等

- (都道府県) ○福祉施設から公共職業安定所に誘導した福祉施設利用者数
○福祉施設から障害者就業・生活支援センターに誘導した福祉施設利用者数
○福祉施設利用者のうち公共職業安定所の支援を受けて就職した者の数 ○障害者に対する職業訓練の受講者数

⑤発達障害者等に対する支援

- (都道府県・市町村) ○発達障害者地域支援協議会の開催回数 ○発達障害者支援センターによる相談支援の件数
○発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数
○発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発の件数
○ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数
○ペアレントメンターの人数 ○ピアサポートの活動への参加人数

⑥障害児支援の提供体制の整備等

- (都道府県・市町村) ○児童発達支援の利用児童数、利用日数 ○放課後等デイサービスの利用児童数、利用日数
○保育所等訪問支援の利用児童数、利用日数 ○訪問型児童発達支援の利用児童数、利用日数
○障害児相談支援の利用児童数
○医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数
(都道府県) ○福祉型障害児入所施設の利用児童数 ○医療型障害児入所施設の利用児童数
○医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの配置人数【新設】

⑦相談支援体制の充実・強化等

- (市町村) ○基幹相談支援センターの設置【新設】
○基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数
○基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数
○基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数
○協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービスの開発・改善【新設】

⑧障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- (市町村) ○都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数
○障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数
(都道府県・市町村) ○都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果の関係自治体との共有する体制の有無及びそれに基づく共有回数
(都道府県) ○相談支援専門員研修及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の修了者数の見込み【新設】
○相談支援専門員及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修の実施回数及び修了者数の見込み【新設】

5. 計画の実施期間

本計画は、障害者基本法に基づく市町村障害者計画と障害者総合支援法に基づく市町村障害福祉計画、児童福祉法に基づく市町村障害児福祉計画の3つの計画を一体として策定するものです。

本計画の期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間です。

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
豊見城市障害者計画 【令和3年度～令和5年度】			(次期) 豊見城市障がい者計画 【令和6年度～令和8年度】		
		【見直し】			
第6期豊見城市障害福祉計画 【令和3年度～令和5年度】			第7期豊見城市障がい福祉計画 【令和6年度～令和8年度】		
		【見直し】			
第2期豊見城市障害児福祉計画 【令和3年度～令和5年度】			第3期豊見城市障がい児福祉計画 【令和6年度～令和8年度】		
		【見直し】			

6. 計画の策定体制

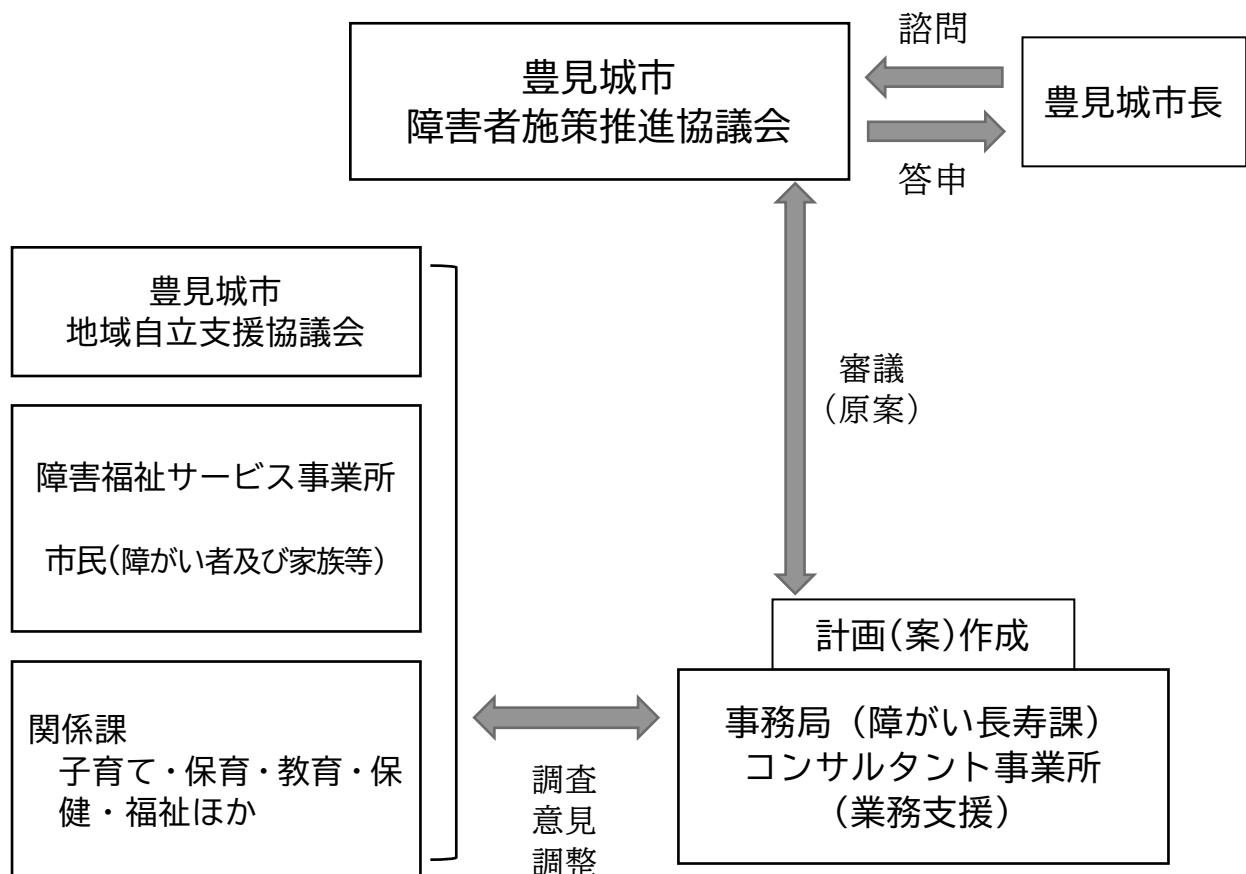
策定体制は、障がい長寿課を事務局とし、学識者や関係機関等の代表で構成する「豊見城市障害者施策推進協議会」のもと、豊見城市地域自立支援協議会や障害福祉サービス事業所、関係各課等との連携・調整を行いつつ策定しています。

豊見城市障害者施策推進協議会

3計画の策定にあたって、さまざまな立場の意見を聴取し、効果的で実効性のある計画を検討することを目的に組織された協議会であり、学識経験者や障がい者、障がい者福祉に関する事業に従事する者が委員として市の障がい者施策推進に関し必要な事項を調査審議します。

豊見城市地域自立支援協議会

障がい福祉に関する関係者により組織され、地域における障がい者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関連携のもと地域の実情に応じた体制の整備について協議します。



第2章

障がい者計画

1. 基本理念と将来像
2. 基本目標
3. 施策の体系
4. 施策の展開

第2章 障がい者計画

1. 基本理念と将来像

令和3年3月に策定された「豊見城市障害者計画及び第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」では、障害者基本法に基づき、①障がいのある人もない人も「共に暮らす」、②適切なサービスを利用しながら「安心して暮らす」、③就労・交流・学習などを「生き活きと活動する」といった3つの視点による基本理念を設定し、地域共生社会の実現と障がい者一人ひとりが“自分らしく”地域で暮らしていくための環境づくりを目指していました。

本計画においても、この3つの視点を大切にし、一人ひとりが共に生きる環境づくりを目指すため、前計画と同様の基本理念・将来像を掲げます。

【基本理念1 人権を尊重し市民が共に暮らす福祉のまちづくり】

障がいのある人も障がいがない人も同じ人格と権利を有する人間であり、同じく豊見城市民として共に支え合い生きていくということを基本に福祉のまちづくりを目指します。

いろいろな個性を持った人たちが、多様な生き方をし、互いを尊重し、ふれあい・助け合い・支え合うことが当たり前に営まれているという地域環境づくりに努めます。

【基本理念2 障がい者が安心して暮らせるまちづくり】

障がいの種別にかかわらず、障がいに応じた適切なサービスを利用しながら、住みなれた地域や本人が希望する地域で安心して暮らせるまちづくりを目指します。

【基本理念3 障がい者が生き活きと活動するまちづくり】

障がい者が地域において自立して生活し、その生活の質の向上が図られるよう、働く機会の拡大、さまざまな交流や活動の場の提供、学習機会の拡大など、障がい者の希望や能力に応じた活動の場が広がるまちづくりを推進します。

これらの基本理念の実現を目指し、本市が目指す将来像を次のとおり設定します。

【豊見城市が目指す障がい福祉の将来像】
幸せな社会を目指し、共に支え合い
生き活きと暮らすまち 豊見城

2. 基本目標

本市が目指す理念及び将来像を達成するため、前計画を継承するとともに、国の第5次障害者基本計画との整合性を図りながら、8つの基本目標に基づき、障がい者等のニーズを踏まえた施策を展開します。

基本目標1 情報アクセシビリティ(利用しやすさ)の向上及び意思疎通支援の充実

○障がい者とその家族が必要な情報を円滑に入手できるよう、情報アクセシビリティや意思疎通支援の観点を踏まえ、障がい特性に応じた多様な方法による情報提供と情報発信を行います。

基本目標2 地域で暮らす生活基盤の充実(自立した生活の支援・意思決定支援の推進)

- 自ら意思を決定することに困難を抱える障がい者が、日常生活や社会生活に関して、自らの意思が反映された生活を送ることができるように、可能な限り本人が意思決定できるように支援を行います。
- 障がい者が一人ひとりの状況に応じ、身近な相談・専門的な相談が受けられる相談支援体制の充実を図ります。
- 子どもの成長・自立を促進し、保護者が安心して子育てできる環境をつくるため、子どものライフステージに応じた切れ目のない支援体制を構築します。
- 障がい者が地域で自立や主体性をもって自分らしく生活できるよう、地域生活を支える障害福祉サービスや外出支援など、日常生活支援サービスの充実を図ります。

基本目標3 保健・医療の充実

○保健・医療の観点から、健診等による疾病に起因する障がいの発生予防や心身の健康づくり、医療受診に対する支援充実を行います。

基本目標4 障がいのある子どもの保育や教育の充実

○障がいのある子どもが、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加することができるよう、保育や教育の支援体制充実やインクルーシブ教育の推進等を図ります。

基本目標5 雇用・就労環境の充実

○障がい者の就労に関する理解を促進するとともに、障がい者の就労意欲向上やスキルアップ、就労しやすい環境づくり、就労機会の拡大など、障がい者の就労促進に向けた環境整備を推進します。

基本目標6 社会参加活動の支援

○障がい者の社会参加意欲を高め、さまざまな社会活動や交流活動への参加が可能となるよう、機会の確保等、支援充実を図ります。

基本目標7 安全・安心な生活環境の整備推進

○障がい者が安全・安心かつ快適に暮らすことができるよう、住まいや移動交通に関する取り組みを推進します。

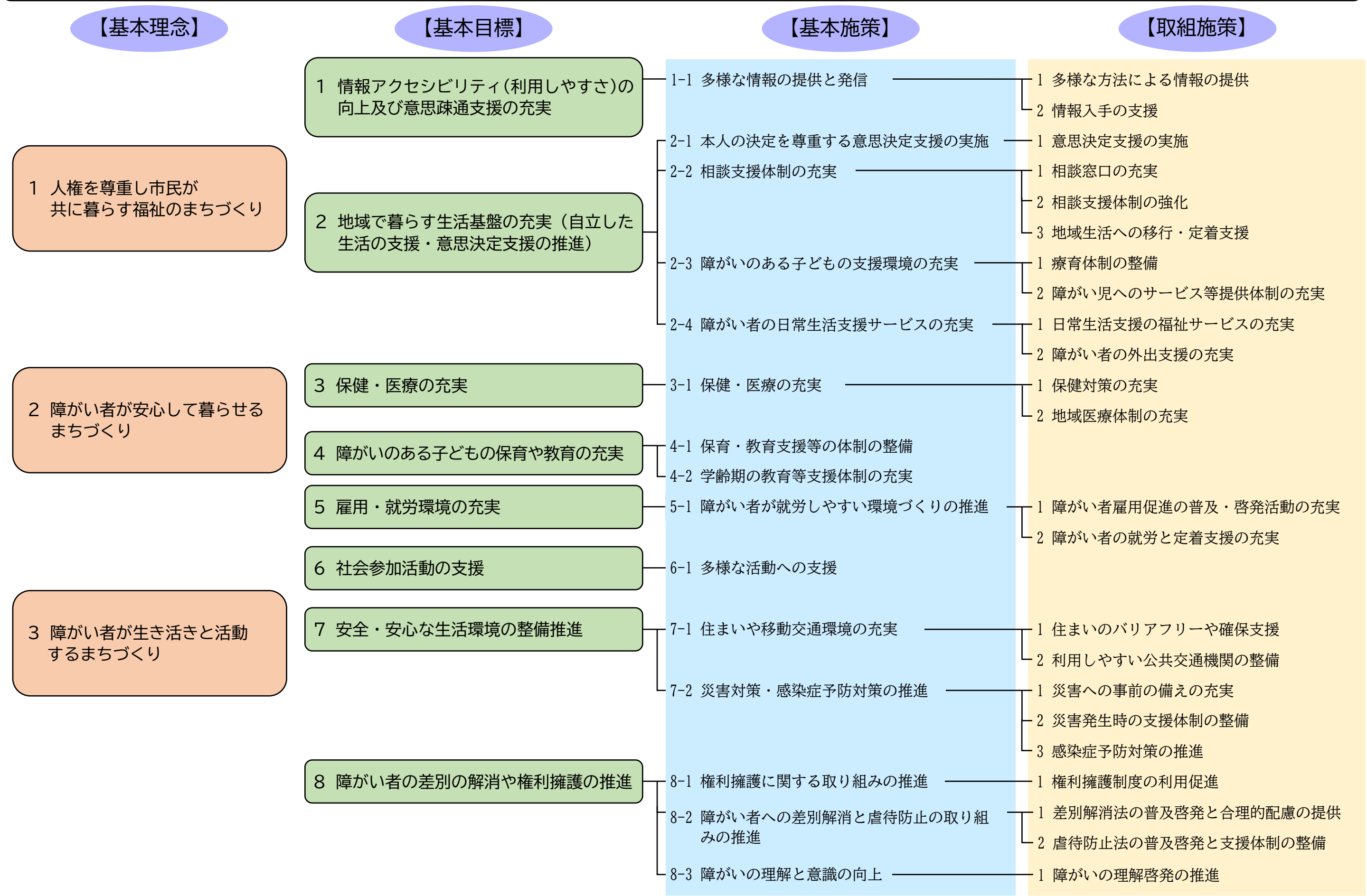
○災害等の緊急時における避難や生活を支える体制の強化、感染症予防対策の推進を図ります。

基本目標８ 障がい者の差別の解消や権利擁護の推進

- 障がい者(児)の権利を尊重し、差別や虐待を受けることなく、地域で安心して生活できるよう、「障害者差別解消法」や「沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例」の精神を理解し、障がい者権利擁護や差別解消及び虐待防止に向けた施策を推進します。
- 市民、子ども、行政職員に対し障がいへの理解促進を図り、共に暮らす社会づくりを進めます。

3. 施策の体系

【将来像】 幸せな社会を目指し、共に支え合い生き活きと暮らすまち 豊見城



4. 施策の展開

基本目標 1 情報アクセシビリティ(利用しやすさ)の向上及び意思疎通支援の充実

1-1 多様な情報の提供と発信

1-1-1 多様な方法による情報の提供

①情報提供体制及び提供手法の充実

各種障がい福祉サービス及び各種制度、給付金・手当等の情報提供について、広報紙や市ホームページ、市公式SNS等を活用し、誰にでもわかりやすい表現を使うなど工夫を行います。また、市公式SNSの普及を促進し、スピーディーな情報提供に努めます。

「障害福祉ハンドブック」について広く周知を行い、行政サービス情報や社会参加活動情報など、身近な情報提供を引き続き行います

【障がい長寿課】

②障害種別対応図書の充実

マルチメディア DAISY(デージー)図書の設置、電子図書の拡充、障がいのある子どもたちに利用しやすい拡大絵本、録音図書、点字図書等を充実します。

また、図書館への来館が困難な者に対する電子図書等のサービスの充実を図ります。

【文化課(中央図書館)】

③緊急時の情報提供体制の充実

気象庁から発表される警報時に緊急速報メール、防災無線、行政無線、ラジオ放送(FMとよみ)、市のHP、LINE等による災害情報の情報提供を行います。また、障がい特性に配慮した新たな情報伝達手段について検討を進めます。

台風接近時において「要援護者名簿」に記載された方(単独での避難が困難な方)に対し電話等で援護者の有無の確認及び万が一の避難所の案内を行い、早めの避難を呼びかけます。

【総務課】【障がい長寿課】

④アクセシビリティに配慮した行政情報の提供

市のホームページ等による行政情報の電子的提供において、障がい者を含む全市民の利用しやすさに配慮したウェブアクセシビリティ(利用しやすさ)等の向上を図ります。

災害発生時や災害が発生するおそれがある場合に、障がい者に対して適切に情報を伝達できるよう、障がい特性に配慮した情報伝達の体制整備を検討してまいります。

【総務課】【秘書広報課】【障がい長寿課】

1-1-2 情報入手の支援

①多様な情報入手手段の提供

市ホームページの音声読み上げ機能の付加、希望者に対する広報紙の音訳CDの作成・配布など、文字での情報入手が困難な方への支援を行います。今後は一層の充実を図るため、他市町村の取組を参考に支援手段を取り入れる等検討します。

【秘書広報課】

②意思疎通支援の充実

沖縄県身体障害者福祉協会へ手話通訳・要約筆記派遣事業を委託し、聴覚障がい者の意思疎通支援を行います。また、窓口への手話通訳者の配置に努めるとともに、手話奉仕員養成講座を開催し、奉仕員の育成及び確保をはかります。

意思疎通を支援する日常生活用具の給付を継続して行います。また、障がい特性に応じた意思疎通の対応方法について検討します。

【障がい長寿課】

基本目標 2 地域で暮らす生活基盤の充実(自立した生活の支援・意思決定支援の推進)

2-1 本人の決定を尊重する意思決定支援の実施

2-1-1 意思決定支援の実施

①意思決定支援の推進

自己決定に必要な情報を本人が理解しやすいよう工夫して説明し、本人が安心して自信をもって自由に意思表示できるよう支援を行います。

本人の自己決定を尊重する観点から、自らの意思決定が困難な障がい者が障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、「意思決定支援ガイドライン」の普及を図り、意思決定の支援に配慮しつつ、必要な支援が行われることを推進します。

サービス等利用計画や個別支援計画を作成するにあたっては、本人の意思決定(自己決定困難な場合は意思決定支援を行う)を確認または推定される本人の最善の利益と判断された内容を反映させることに留意して作成するよう周知します。

【障がい長寿課】

②意思決定支援会議の開催

障がい者が自ら意思決定することが困難な場合、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるように、関係者による情報交換などを通じ、本人の最善の利益について判断します。

【障がい長寿課】

2-2 相談支援体制の充実

2-2-1 相談窓口の充実

①相談支援事業の周知と啓発

障がい者やその家族が身近な機関に安心して相談を受けられるよう、相談支援事業の周知啓発を行います。

【障がい長寿課】

②障がい種別や年齢、性別等に対応した相談支援

障がい者一人ひとりの心身状況、障がい種別、年齢、性別、状態等に応じ、障害福祉サービスや関係機関への引継、その他の社会資源の活用を案内するなど、総合的な相談支援の充実を図ります。

【障がい長寿課】

2-2-2 相談支援体制の強化

①障がい関係機関のネットワークの強化

関係機関とのネットワーク形成を推進し、障がい者が身近な地域で専門的相談を行うことができる体制を強化します。

個別ケースの検討機会以外でも、関係機関でそれぞれの役割の共有や、想定される課題と連携方法等についてのネットワーク構築の機会を持って行くように努めます。

【障がい長寿課】

②基幹相談支援センターの機能強化

市内2か所に委託している基幹相談支援センターの機能強化及び市との連携強化を推進し、障がい者とその家族の相談支援充実を図ります。

自立支援協議会の専門部会の運営や市内相談支援事業所との連絡会を今後も継続し、市全体の相談支援体制強化につなげていきます。

【障がい長寿課】

③自立支援協議会の活動推進

自立支援協議会の各種専門部会、定例会、全体会を今後も開催し、市、市社会福祉協議会、相談支援事業所、サービス事業所等とのネットワーク充実、相談支援体制の強化、関係者の支援技術向上を図ります。

【障がい長寿課】

④発達障がい者等へのピアサポートの推進

発達障がい者(児)やその家族に対する支援を強化するため、障がい者・家族同士が行う援助として有効な手段である当事者等による相談活動(ピアサポート)を推進します。

【障がい長寿課】

⑤包括的な相談支援体制の強化

障がいに関する相談を受けながらも、世帯において複雑化・多様化する困りごとがあると認められる場合、ニーズに対応した適切な支援につながるよう、保健、福祉、医療等の関係機関や市社会福祉協議会、市民生委員・児童委員連合会、地域の関係団体等との連携体制を強化します。

【障がい長寿課】

2-2-3 地域生活への移行・定着支援

①地域移行支援体制の推進

退所、退院を希望している障がい者等の把握や長期入院者へのアプローチを行うとともに、退所・退院後に利用できる資源の情報提供を行い、円滑な地域移行の支援に努めます。

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを構築し、円滑な地域移行支援に努めます。

【障がい長寿課】

②地域定着支援

地域定着支援の事業所や基幹相談支援センター等と連携し、施設・病院等からの退所・退院や同居の家族等が障がい、疾病等のために一人暮らしに移行した障がい者に対する緊急時等の相談を受けるとともに、必要な支援体制の構築に努めます。

【障がい長寿課】

2-3 障がいのある子どもの支援環境の充実

2-3-1 療育体制の整備

①乳幼児期における早期発見・早期支援の充実

乳幼児健診受診者に対し、障がいや疾病の早期発見から早期の医療受診へつなぐための発達相談を実施するとともに、健診後は、発達支援が必要な児について健診事後教室、発達を伸ばす関わり方の支援を行い、必要に応じて個別の心理相談、発達検査の実施や保育園や医療機関(療育)と連携し支援を行います。

【子育て支援課】

②新サポートノート「えいぶる」の周知

成長や心身の発達に特別な配慮を要する児童について適切な支援が切れ目なく行われるよう、沖縄県が推奨する「新サポートノートえいぶる」の周知を図っていきます。

【障がい長寿課】

※^{しん}新サポートノートえいぶるとは・・・発達障がいのある方や発達の気になる方についてプロフィールや支援の経過等、必要な情報をつづるオリジナルファイルです。このノートを作成することで各ライフステージにおいてスムーズな情報の引き継ぎおよび共有が図られ、一貫したよりよいサポートが受けやすくなります。新サポートノートえいぶるの作成方法がこちらから視聴できます。



③児童発達支援センターの整備

障がいのある児童に身近な地域で、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う「児童発達支援センター」の設置に努めます。

【障がい長寿課】

④巡回相談の実施

「特別な支援を必要とする子」への保育の充実ときめ細かい対応を図るため、市内保育施設を巡回し、保育者や保護者への相談・支援を行います。また、巡回相談のための人材確保に努めます。

【保育こども園課】

⑤切れ目のない支援体制の構築

妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援体制を構築します。

また、特定妊婦や産後うつ、障がいがある方への対応など、多様なニーズに対応できるような体制整備を行います。

【子育て支援課】

2-3-2 障がい児へのサービス等提供体制の充実

①障害児相談支援体制の充実

相談支援事業所及び各関係機関と連携し、障がい児とその家族に対する切れ目のない相談支援体制の充実を図ります。

【障がい長寿課】

②障害児通所支援等の充実

障害児通所支援サービスについて、事業所との連携により量的、質的充実を図ります。また、短期入所等を提供できる環境づくりに努め、障がい児が身近な地域で必要な支援を受けられる体制の充実を図ります。

（見込み量については第4章 障がい児福祉計画を参照）

【障がい長寿課】

③重度心身障がい児へのサービス提供の充実

在宅で生活する重症心身障がい児の支援充実を図るため、障害児通所支援のサービスにおいて、重度心身障がい児を受け入れできる事業所の確保に努めます。

【障がい長寿課】

④医療的ケアが必要な障がい児への包括的支援

医療的ケアが必要な障がい児への包括的支援を推進するための協議の場における事例検討や情報共有を今後も継続するとともに、必要に応じコーディネーターによる支援を行います。

【障がい長寿課】

2-4 障がい者の日常生活支援サービスの充実

2-4-1 日常生活支援の福祉サービスの充実

①地域生活支援拠点の整備

障がい者の高齢化・重度化や、親亡き後を見据え、相談や緊急時の受け入れ等複数の機能を持つ支援拠点について、既に実施している「相談」「緊急時の受け入れ・対応」機能のほか、「体験の機会・場」「専門的人材の確保・養成」「地域の体制づくり」の機能についても実施していけるよう、事業所の連携により整備を図ります。

【障がい長寿課】

②障がい福祉サービスの充実

在宅の障がい者に対し、訪問系及び日中活動系のサービスのニーズを把握し、適正な支援を行うとともに、施設入所支援や共同生活援助といった居住系サービスについて、ニーズに対応できるよう確保に努めます。短期入所等を提供できる環境づくりに努めます。（見込み量については第3章 障がい福祉計画を参照）

【障がい長寿課】

③サービス提供に係る人材の育成・確保

障害福祉サービス及び相談支援が円滑に実施されるよう、サービス事業者に対し必要な指導を行う者を配置し、質の確保に努めます。

障害福祉サービス事業所の職員が、共生社会の理念を理解し、障がい者やその家族の意思を尊重しながら必要な支援を行うことができるよう、周知・啓発に努めます。

【障がい長寿課】

④地域生活支援事業の充実

移動支援事業やコミュニケーション支援事業、地域活動支援センター、相談支援事業等といった地域生活支援事業について、多種多様な事業を実施することで障がい者の幅広いニーズに対応し、地域生活の支援の充実を図ります。（見込み量については第3章 障がい福祉計画を参照）

【障がい長寿課】

⑤難病や特定疾患等の特性に対する配慮

難病患者や小児慢性特定疾患児等に対する障害福祉サービス等の提供にあたっては、難病や特定疾患等の特性(病状の変化や進行、福祉ニーズ等)を反映させたサービス提供を行います。

【障がい長寿課】

2-4-2 障がい者の外出支援の充実

①ヘルプマークの普及啓発

外見からはわかりづらい障がいについて周囲に配慮を求める「ヘルプマーク」について、市民への周知・普及啓発を行うとともに、今後も希望者に対し「ヘルプマーク」の配布を行います。

【障がい長寿課】

②移動支援への対応

屋外での移動が困難な障がい者について、外出のための支援を行うことで障がい者の社会参加と自立した生活を促進します。

【障がい長寿課】

基本目標３ 保健・医療の充実

3-1 保健・医療の充実

3-1-1 保健対策の充実

①疾病に起因する障がいの発生予防

生活習慣病予防を目的とした特定健診や、がん検診等を行い、疾病に起因する障がいの発生予防に努めます。対象者は 40 歳から 74 歳の特定健診のほか、20 歳から 39 歳までの希望者への健診も実施します。また、受診率の向上に向けて、健診等を受けやすい環境の整備を進めます。

集団健診の開催にあたり、わかりやすい予約案内、平日土日の開催、レディース総合健診の開催等、健診を受けやすい環境整備を進めます。また、受診可能な個別医療機関の拡大に努めます。

【健康推進課】

②心身の健康づくり

心身の健康を保つため、適度な運動、バランスのとれた栄養、食生活、休養、睡眠、生活習慣改善等について、知識の普及啓発に取り組みます。

S N S の活用等により、若い世代に届く周知に努め、若い頃からの生活習慣改善を促していきます。

【健康推進課】

3-1-2 地域医療体制の充実

①医療受診に対する支援の充実

障がい者に対し、移動支援や通院等乗降介助、同行援護、手話通訳派遣等、障がいの特性に応じたサービス提供を案内し、障がい者の医療受診に対する支援を行います。

【障がい長寿課】

基本目標 4 障がいのある子どもの保育や教育の充実

4-1 保育・教育支援等の体制の整備

①保育所等における受け入れの促進

保育士配置の加配を行い支援する発達支援保育事業を行います。

また、特別な支援を必要とする子への保育の充実ときめ細かい対応を図るため、公認心理師等が市内保育施設を巡回し、保育者や保護者への相談・支援を行います。

【保育こども園課】

4-2 学齢期の教育等支援体制の充実

①特別支援教育の充実

障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向け、一人ひとりの持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行います。

特別支援教育コーディネーター、特別支援学級担任、特別支援教育支援員、通級指導教室担当者といった特別支援担当職員やその他職員の資質を高め、特別支援教育の充実を図ります。

障がい長寿課、子育て支援課、保育こども園課、学校教育課による「教育支援連絡会議」を実施し、それぞれの取り組み等について情報共有を図りながら、特別支援教育の深化に努めます。

【学校教育課】

②巡回相談による相談支援の実施

特別な支援を必要とする児童生徒に対しきめ細かい対応を図るため、公認心理師等が市内小中学校を巡回し、相談・支援を行います。

また、スクールソーシャルワーカーを配置し、問題を抱える児童生徒がおかれた環境への働きかけ、保護者等に対する支援・相談を行います。

【学校教育課】

③インクルーシブ教育の推進

障がいの有無によって分け隔てられることなく、市民が相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向け、インクルーシブ教育を推進します。

【学校教育課】

※インクルーシブ教育…障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に教育を受けること

④就学相談支援事業の実施

特別な配慮を必要とする児童・生徒の教育的ニーズに応じた適切な支援のために、必要に応じて学校見学や体験入学を実施しながら、就学前相談及び、就学後の支援等の充実を図ります。

こども園・幼稚園の特別支援コーディネーターを対象とした連絡会等を実施します。

【学校教育課】

⑤放課後児童クラブ(学童クラブ)における障がい児の受け入れ環境の充実

障がい児が放課後児童クラブ(学童クラブ)を円滑に利用できるよう、受け皿の確保や事業の周知等による利用促進を行います。

放課後児童クラブにおいて、障がい児を受け入れるために必要な専門的知識等を習得するための研修を今後も継続して実施します。

【こども応援課】

基本目標5 雇用・就労環境の充実

5-1 障がい者が就労しやすい環境づくりの推進

5-1-1 障がい者雇用促進の普及・啓発活動の充実

①公共機関における障がい者雇用率の維持

市における法定雇用率を達成するため、採用試験において障がい者採用枠を設けます。また、障がい者を会計年度任用職員として雇用するなど、障がい者雇用の推進を図ります。

【人事課】

②ハローワーク専門援助の活用の周知

就労を希望する障がい者やその家族等の支援者に対し、ハローワークにおける障がい者のための職業相談や職業紹介について案内するなど、ハローワーク専門援助部門の積極的な活用についての周知を促進します。

【障がい長寿課】

③障がいについての職場の理解促進

市内企業に対し、障がい特性や障がい者雇用について理解促進を図る啓発・広報を行います。

市内企業向けの「合理的配慮」について、ホームページやSNSでの啓発を検討していきます。

【障がい長寿課】

5-1-2 障がい者の就労と定着支援の充実

①就労移行支援事業所等における一般就労への移行推進

障がい福祉サービスである「就労移行支援」や「就労継続支援A型・B型」からの一般就労を進めるため、サービス提供事業所と商工会や企業との連携・情報共有を図るとともに、「就労定着支援」の活用により、一般就労後の定着支援を図ります。

【障がい長寿課】

②職業訓練情報の提供

障がい特性に応じた職業訓練に関する情報等を提供します。

【障がい長寿課】

③障がい者就労施設等に係る優先調達等の推進

本市の「豊見城市障害者優先調達推進方針」に基づき、障害者就労施設等の提供する物品・サービスの優先購入(調達)を推進します。また、受注機会の増大が図れるよう物品のPR等の各種支援に努めます。

【障がい長寿課】

基本目標 6 社会参加活動の支援

6-1 多様な活動への支援

①地域における障がい者交流の促進

福祉施設、教育機関等、地域住民等の日常的交流の場を設け、障がい者の地域行事への参加を促進します。

【障がい長寿課】

②文化芸術活動や創作活動の充実

障がい者が作成した作品等の展示会などを開催し、障がい者の創作活動意欲を増進し、社会に発表する機会の充実に努めます。

【障がい長寿課】

③スポーツ、レクリエーション活動の推進

障がい者スポーツを推進するとともに、スポーツやレクリエーション活動を身近に親しむことができるよう支援に努めます。

【障がい長寿課】

基本目標 7 安全・安心な生活環境の整備推進

7-1 住まいや移動交通環境の充実

7-1-1 住まいのバリアフリーや確保支援

①住宅のバリアフリー化に対する支援

障がい者(児)の移動等を円滑にする用具を設置するための、小規模な住宅改修(段差解消、スロープ設置等)の費用助成を行います。

市内の既存住宅をリフォームすることで、市民が安全・安心して暮らせる居住環境の質の向上を図るため、住宅のリフォーム工事への支援を行います。

【障がい長寿課】【都市計画課】

②共同生活援助(グループホーム)の利用促進

障がい特性に応じた共同生活援助(グループホーム)の利用を促進し、地域における住まいの確保に努めます。

【障がい長寿課】

③民間住宅への入居等支援

民間住宅への入居にあたり、支援が必要な障がい者に対し、物件のあっせんや入居の支援を行います。また、事業の周知に努め、利用促進を図ります。

【障がい長寿課】

7-1-2 利用しやすい公共交通機関の整備

①障がい者に配慮した移動手段の検討

令和4年度策定の「市地域公共交通計画」に基づき、障がい者を含めた交通弱者の交通手段確保に努めます。

市内一周バスにおける障がい者割引を今後も実施します。

【都市計画課】

7-2 災害対策・感染症予防対策の推進

7-2-1 災害への事前の備えの充実

①避難支援プラン(個別支援計画)の作成

自力避難の困難な障がい者等の避難行動要支援者名簿の作成及び定期的な名簿の更新を行うとともに、避難支援等関係者(民生委員、自治会、消防等)へ名簿を提供し、災害時に備えます。

避難行動要支援者一人ひとりについての避難支援プラン(個別支援計画)作成を積極的に推進し、関係機関や関係者と連携し、避難を支援します。

【障がい長寿課】

②福祉避難所の確保及び備蓄物資、電源の確保

災害時における福祉避難所の確保のため、関係施設との協定締結を進めるとともに、備蓄計画に基づいた資機材の備蓄を継続していきます。また、福祉避難所の避難所開設訓練等を実施し、実際の災害時に備えます。

さらに、災害が長期化した際の非常用電源の確保についても検討します。

【障がい長寿課】【総務課】

7-2-2 災害発生時の支援体制の整備

①避難所等における支援体制の整備推進

避難所において障がい者が障がい特性に応じた支援を得られるよう、必要な体制の整備を進めます。また、避難訓練への避難行動要支援者や支援する方の参加を呼び掛け、福祉避難所への誘導や個別支援計画の活用など、避難支援の体制を構築します。

民間協定を活用し、介護タクシー車両、介護タクシー操縦技術者の人的支援等を受け、要支援者の避難体制の構築を図ります。

【総務課】

7-2-3 感染症予防対策の推進

①感染症予防対策の推進

感染症発生時においてもサービスを継続するための備えが講じられるよう、サービス事業所に対し、感染症に対する情報提供等を行います。

自立支援協議会の専門部会等を通して、障がい福祉サービス等の事業所が感染症発生時においてもサービスを継続するための備えが講じられているか、定期的に確認を行います。

障がい者の訪問調査、面談、書類の受け渡し等については、対面の機会を減らし、電話、郵送、リモート(遠隔参加)などでの対応を極力取り入れ、感染症の予防に努めます。

【障がい長寿課】

基本目標 8 障がい者の差別の解消や権利擁護の推進

8-1 権利擁護に関する取り組みの推進

8-1-1 権利擁護制度の利用促進

①成年後見制度の利用促進

成年後見制度の普及啓発を行うとともに、利用が困難な者に対して制度利用の支援を行います。

知的障がい者や精神障がい者の権利擁護の観点から、成年後見制度の利用促進を図る体制づくりが必要であり、今後の成年後見制度利用促進計画の策定を踏まえ、関係機関や関係課と連携して体制づくりに努めます。

【障がい長寿課】

②日常生活自立支援事業(社会福祉協議会)の利用促進

日常的金銭管理能力が不十分な障がい者に対して、日常生活自立支援事業等の情報提供を行い、同事業の利用促進を図ります。

【障がい長寿課】【社会福祉課】

8-2 障がい者への差別解消と虐待防止の取り組みの推進

8-2-1 差別解消法の普及啓発と合理的配慮の提供

①「障害者差別解消法」と合理的配慮の提供に関する普及啓発

障がい者差別解消に向けて、市民の関心と理解を深めるためパンフレット等の配布による啓発を行います。

【障がい長寿課】

8-2-2 虐待防止法の普及啓発と支援体制の整備

①「障害者虐待防止法」の普及啓発

障がい者虐待の防止に向けて、積極的に広報・啓発活動を行います。

自立支援協議会の専門部会において、実際の事例を用いた研修を行うなど、サービス事業所への意識啓発を図ります。

また、障がい者福祉施設における障がい者虐待の防止、障がい者の支援、施設に対する適切な権限の行使等を行います。

【障がい長寿課】

②障がい者権利擁護に関する相談支援事業

障がい者の人権を尊重し、障がい者が社会で活躍する機会が得られるように、「障害者の権利に関する条約」及び「障害者基本法」の趣旨に従い、障がい者の権利擁護や虐待防止に関する具体的な内容についての相談支援を行います。

【障がい長寿課】

8-3 障がいの理解と意識の向上

8-3-1 障がいの理解啓発の推進

①市民の障がいに関する理解の促進

「障害者週間」や「世界自閉症啓発デー」等における、庁舎内でのパネル展などを通し、障がい特性と障がい者に対する理解の促進に向けた啓発を実施します。

また、障がいの有無にかかわらず参加できる障がい者スポーツイベントへの参加をよびかけ、交流と相互理解を図ります。

【障がい長寿課】

②子どもに対する福祉教育の推進

学校現場と市社会福祉協議会との連携のもと、障がいに関する講演会の開催や障がい者とのふれあい、体験活動を行い、子どもたちが互いに尊重し合う「地域共生社会の実現」に向け、意識の醸成を図ります。

市内のすべての小中学校で福祉教育に取り組んでいくことを目指し、支援を行います。

【学校教育課】

③行政職員への障がいの理解の推進

行政職員に対し、障がい者に対して適切な対応を行っていくための研修や「職員対応要領」の作成の検討等、差別の解消や合理的配慮に関する意識啓発を行います。

【障がい長寿課】【人事課】

第3章

障がい福祉計画

1. 成果目標
2. 第7期のサービス別見込量

第3章 障がい福祉計画

1. 成果目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

施設入所者の地域生活への移行を進めるため、令和8年度末までに、令和5年3月31日時点の全施設入所者数65人の6%にあたる4人の地域生活移行を目指します。

	数値	備 考
現入所者数(A)	65 人	令和4年度末(R5.3.31 現在)の入所者数
目標年度入所者数(B)	62 人	令和8年度末の見込み
削減見込目標値(C)	3 人 5%	(C) = (A) - (B) = (E) - (D)の値 (国指針：目標5%以上削減)
新規入所者数(D)	6 人	令和6年から令和8年度末までの新規入所者の見込
退所者数(E)	9 人	令和6年から令和8年度末までの退所者の見込
地域移行目標数(F)	4 人 6%	(E)のうち、地域移行目標者 (国指針：目標6%以上移行)

■ 削減見込み数及び地域移行者数設定の根拠（考え方）

(B) 現入所者(A) - (A × 5%) 65 - (65 × 5%) = 62

(C) 現入所者(A) × 5% = 3

(D) 令和元年度からR4年度末までの実績より、令和6～令和8各年度において2人ずつ増加を見込む

(E) C = E - D に合致するよう、9人として設定

(F) 現入所者(A)の6%以上 = 65 × 6% ÷ 4人

本市の施設入所者数は年々増加傾向にあるため、第5期における未達成割合を加味して目標値を見込むのは現実的ではない。

■ 施設入所者の地域生活への移行に係る方策

サービス等利用計画や個別支援計画を作成するにあたっては、本人の意思決定(自ら意思を決定することが困難な障がい者に対しては意思決定支援を行う)を確認または推定される本人の最善の利益と判断された内容を反映させることに留意して作成するよう専門部会を通して相談支援事業所等へ周知する。

(2)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

①保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置

	設置方法	設置時期	設置方法	具体的設置方法
保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置	単独設置	令和8年	既存組織活用	自立支援協議会の専門部会として設置する

	回数又は人数			備考
	令和6年	令和7年	令和8年	
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	0	0	2	年間の開催回数の見込み
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加人数	0	0	5	保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごと(医療にあっては、精神科及び精神科以外の医療機関別)の参観者人数の見込み
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	0	0	1	年間の開催回数の見込み

(3)地域生活支援の充実

	整備区域	設置時期	整備手法
地域生活支援拠点の整備	単独設置	令和 8 年	面的整備型

※1 整備区域：【単独設置】当該市町村内で拠点に必要な機能を確認すること。

※2 整備手法：【面的整備型】地域における複数の機関が分担して機能を担う体制の整備手法

	回数			備考
	令和 6 年	令和 7 年	令和 8 年	
コーディネーターの配置人数	0	0	0	2 ヲ所の基幹相談支援センターがコーディネーターの役割を担っている
地域生活支援拠点の機能の充実に向けた運用状況の検証及び検討（年間回数）	1	1	1	国指針：各市町村において地域生活支援拠点等を整備、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、年 1 回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証・検討を行うこと

	整備区域	設置時期	整備手法
強度行動障がい者への支援体制の整備	単独設置	令和 8 年	国指針：強度行動障がい者を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めること

(4)福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設利用者のうち、一般就労へ移行する者の人数について、令和8年度には、令和3年度の年間実績(4人)の1.50倍にあたる6人の移行を目指します。

就労移行支援事業の移行者について、令和8年度には、令和3年度末の年間実績(2人)の1.50倍にあたる3人の移行を目指します。

就労移行支援事業利用者の一般就労移行率について、令和8年度末の管内就労移行支援事業所数は1か所、一般就労移行率が5割以上の就労移行支援事業所の数1か所を目指します。

就労継続支援A型事業の移行者について、令和8年度には、令和3年度末の年間実績(1人)の2.00倍にあたる2人の移行を目指します。

就労継続支援B型事業の移行者について、令和3年度末の年間実績は0人となっています。令和8年度には、1人の移行を目指します。

就労定着支援事業の利用者数及び就労定着率について、令和8年度の就労定着支援利用者数は7人、就労定着率が7割以上の就労支援事業所数は管内で1か所を目指します。

①福祉施設から一般就労への移行者数

	数値	備 考
令和3年度の年間一般就労移行者数	4人	令和3年度において就労移行支援事業所等を通じて、一般就労した者の数
目標年度(令和8年度)における年間一般就労移行者数	6人 1.50倍	令和8年度中に福祉施設を退所し、一般就労する者の数(国指針：令和3年度実績の1.28倍以上)

②令和8年度末における就労移行支援事業の移行者数

	数値	備 考
令和3年度末の就労移行支援事業所の移行者数	2人	令和3年度末の就労移行支援事業所の移行者数
目標年度(令和8年度末)における一般就労への移行者数	3人 1.50倍	令和8年度末の一般就労への移行実績(国指針：令和3年度末の1.31倍以上(31%以上)の増加)

③就労移行支援事業利用者の一般就労移行率

	数値	備 考
令和 8 年度末の管内就労移行支援事業所数（見込み）	1 か所	令和 8 年度末の就労移行支援事業所の管内事業所数 ・ 増加の見込みがある場合、令和 3 年度末の事業所数に加えて記載すること。 ・ 増加するか見込めない場合は、令和 3 年度末の事業所数を暫定的に記載すること。
令和 8 年度末における一般就労移行率が 5 割以上の就労移行支援事業所の数	1 か所	国指針：就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が 5 割以上の事業所を全体の 5 割以上とすることを基本とする。

④令和 8 年度末における就労継続支援 A 型事業の移行者数

	数値	備 考
令和 3 年度末の就労継続支援 A 型事業所の移行者数	1 人	令和 3 年度末の就労継続支援 A 型事業所の移行者数
目標年度(令和 8 年度末)における一般就労への移行者数	2 人 2.00 倍	令和 8 年度末の一般就労への移行実績（国指針：令和 3 年度末の 1.29 倍以上(29%以上)の増加）

⑤令和 8 年度末における就労継続支援 B 型事業の移行者数

	数値	備 考
令和 3 年度末の就労継続支援 B 型事業所の移行者数	0 人	令和 3 年度末の就労継続支援 B 型事業所の移行者数
目標年度(令和 8 年度末)における一般就労への移行者数	1 人	令和 8 年度末の一般就労への移行実績（国指針：令和 3 年度末の 1.28 倍以上(28%以上)の増加）

⑥就労定着支援事業の利用者数及び就労定着率

	数値	備 考
令和３年度における就労定着支援事業の利用者数	５人	令和３年度における就労定着支援事業の利用者数
令和８年度における就労定着支援事業の利用者数	７人	国指針：就労定着支援事業の利用者数については、令和３年度実績の１.４１倍以上（４１％以上）とすることを基本とする。
令和８年度末の管内就労定着支援事業所数（見込み）	１か所	令和８年度末の就労移行支援事業所の管内事業所数 ・増加の見込みがある場合、令和３年度末の事業所数に加えて記載すること。 ・増加するか見込めない場合は、令和３年度末の事業所数を暫定的に記載すること。 ※過去六年間において就労定着支援の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業所に四十二月以上七十八月未満の期間継続して就労している者又は就労していた者の占める割合
令和８年度末における就労定着率が７割以上の就労支援事業所の数	１か所	国指針：就労定着支援事業所のうち、就労定着率が７割以上の事業所を全体の２割５分以上

■ 就労移行率及び職場定着率の充実に係る方策

自立支援協議会の専門部会において、関係機関や事業所との連携を図りながらサービス内容の拡充に努めます。

(5) 相談支援体制の充実・強化等

		実施時期			備考
		令和 6 年	令和 7 年	令和 8 年	
ア 基幹相談支援センターの設置					国指針：令和 8 年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置を含む。）するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。 なお、基幹相談支援センターを設置するまでの間においても、各市町村において地域の相談支援体制の強化に努める。 また、地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。
設置方法：単独設置		済			
イ 地域の相談支援体制の強化					
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言の件数	1	1	1		
地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	1	1	1		
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	12	12	12		
個別事例の支援内容の検証の実施回数	12	12	12		
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	0	0	1		
ウ 協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善					
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数（頻度）	12	12	12		
参加事業者・機関数	20	21	22		
協議会の専門部会の設置数	4	5	5		
協議会の専門部会の実施回数（頻度）	22	23	24		

イ「基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言の件数」及び「地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数」については件数把握していないため基幹相談支援センターのか所数とした。

「地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数」は毎月実施している専門部会の相談支援部会の回数とした。

「個別事例の支援内容の検証の実施回数」は、毎月実施している定例会の相談ワーキングの回数とした。

ウ「協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数(頻度)」はとみまーるの回数。

「参加事業者・機関」は、毎年1事業所ずつ増加を見込む。

「協議会の専門部会の設置数」は、部会新設には全体会の承認が必要なためR6はR5実績値を見込む。R6に必要な部会の検討及び、全体会へ諮り、R7新設。「協議会の専門部会の実施回数(頻度)」R4年度21回の実績値及び部会新設による開催回数の像を見込む。

■ 相談支援体制の充実・強化に向けた具体的な方法

新たに専門部会を設置し、支援体制の強化に努めます。

(6)障害福祉サービスの質を向上させるための取組

①質の向上に向けた研修への参加人数の見込み

	参加時期及び人数			備考
	令和6年	令和7年	令和8年	
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数	1	1	1	国指針：都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数の見込みを設定する。

②障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

	構築時期	備考
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の構築	令和8年	国指針：障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

■ 具体的な構築方法

審査結果から把握した過誤請求内容と改善事例等を、自立支援協議会の専門部会において事業所へ周知し、対自治体と共有する。

	回数			備考
	令和6年	令和7年	令和8年	
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等との共有実施回数（年間回数）			1	国指針：自立支援審査支払等システム等を活用し、請求の過誤を無くするための取組や適正な運営を行っている事業所を確保することが必要

2. 第7期のサービス別見込量

(1) 障害福祉サービス

① 訪問系サービス

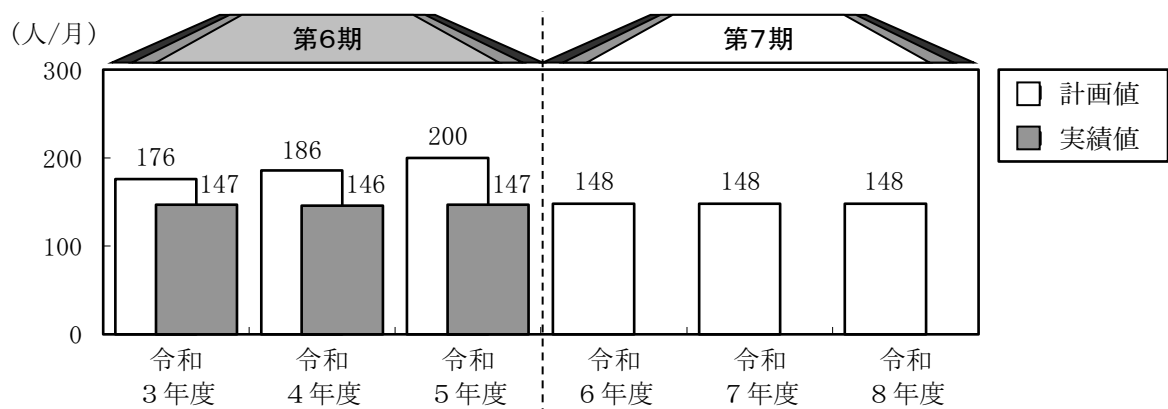
● 訪問系サービス全体（居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護）

利用者数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/月	176	186	200	148	148	148
実績値	人/月	147	146	147	—	—	—
計画と実績の差		△29	△40	△53			

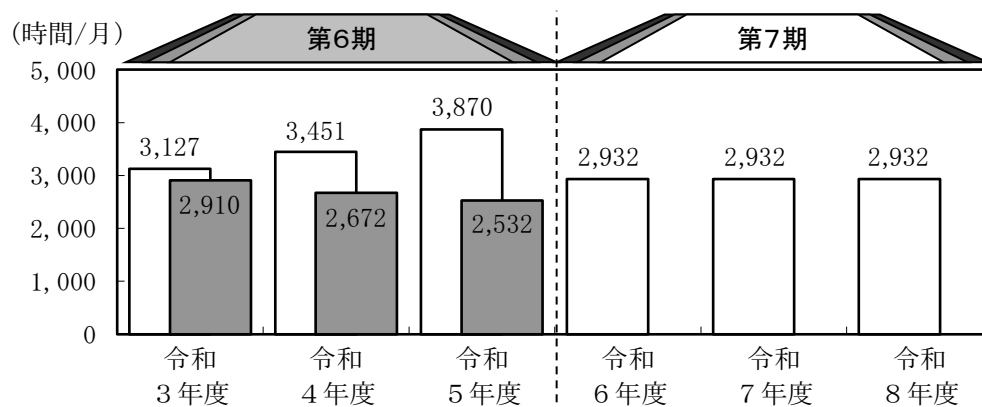
利用量	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	時間/月	3,127	3,451	3,870	1,185	1,185	1,185
実績値	時間/月	2,910	2,672	785	—	—	—
計画と実績の差		△217	△779	△3,085			

資料：障がい長寿課 ・ 令和5年度は、見込みの数値。㍻～㍻の合算値

【利用者数】



【利用量】



ア)居宅介護（ホームヘルプ）

障がい者の自宅へヘルパーを派遣し、入浴・排せつ・食事等の身体介護、洗濯・掃除等の家事援助及び通院介助を行います。

【見込み量の算出根拠】

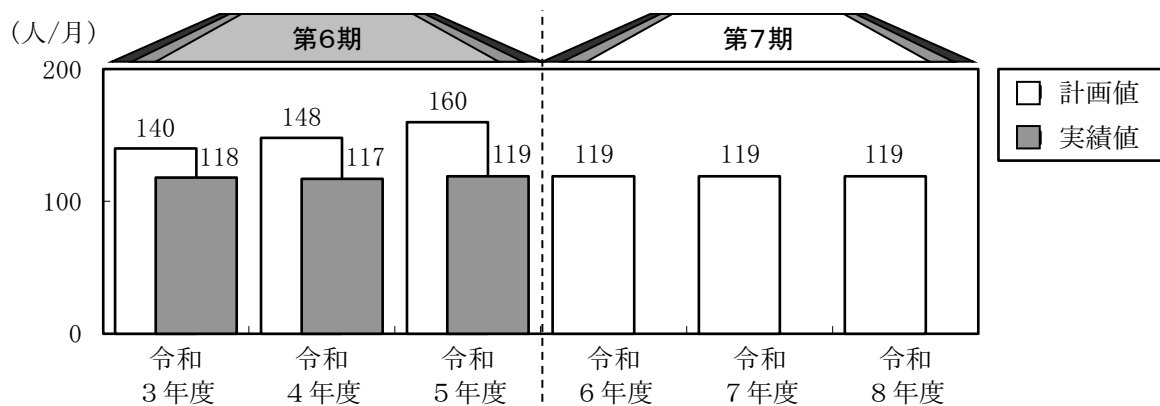
令和２年度以前は年々増加傾向にあったため、平均値の数値を見込む。

利用者数	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
計画値	人/月	140	148	160	119	119	119
実績値	人/月	118	117	119	—	—	—
計画と実績の差		△22	△31	△41			

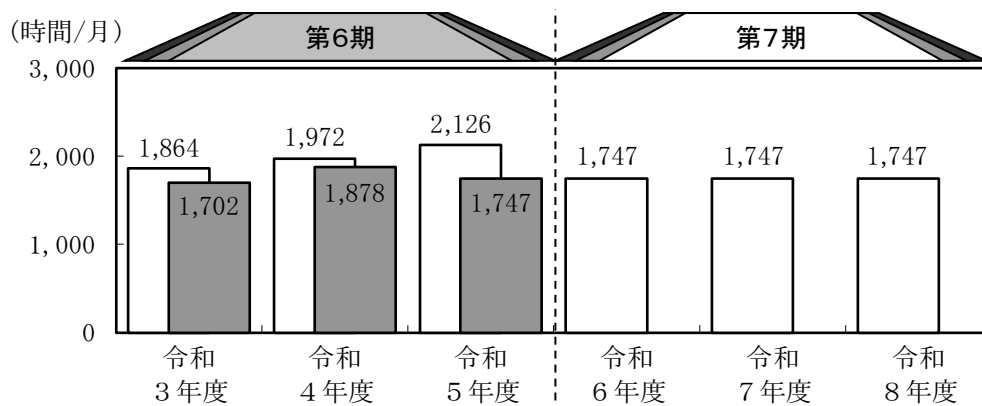
利用量	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
計画値	時間/月	1,864	1,972	2,126	1,747	1,747	1,747
実績値	時間/月	1,702	1,878	1,747	—	—	—
計画と実績の差		△162	△94	△379			

資料：障がい長寿課 ・令和５年度は、見込みの数値。

【利用者数】



【利用量】



1) 重度訪問介護

常時介護を必要とする重度障がいの肢体不自由者に対して、居宅における入浴・排せつ・食事などの介護に加え、外出時における移動支援等を総合的に行います。

【見込み量の算出根拠】

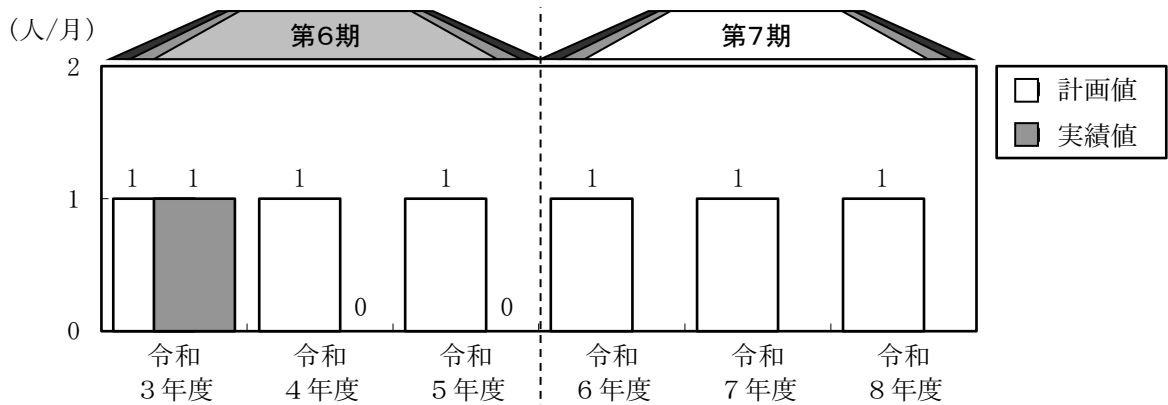
過去に実績があることから過去実績と同数値を見込む

利用者数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/月	1	1	1	1	1	1
実績値	人/月	1	0	0	—	—	—
計画と実績の差		0	△1	△1			

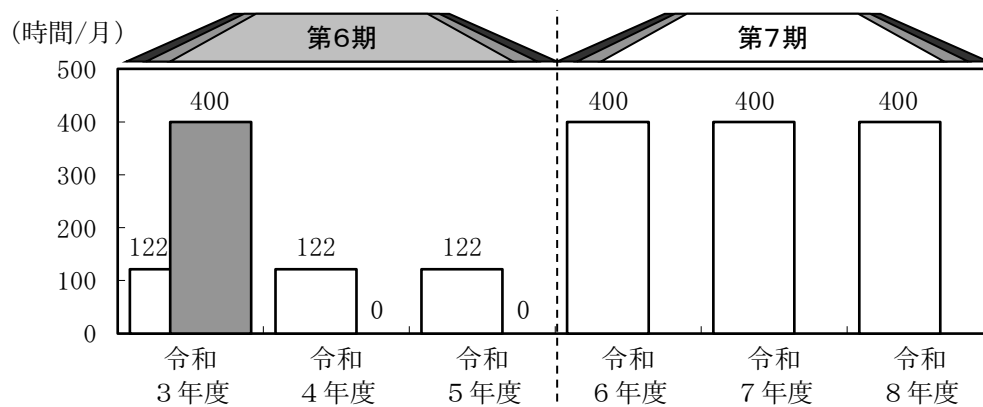
利用量	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	時間/月	122	122	122	400	400	400
実績値	時間/月	400	0	0	—	—	—
計画と実績の差		278	△122	△122			

資料：障がい長寿課 ・ 令和5年度は、見込みの数値。

【利用者数】



【利用量】



ウ)行動援護

知的障がいや精神障がい等により自己判断能力が制限されている方が行動する際に生じうる危険を回避するために必要な援護、外出支援を行います。

【見込み量の算出根拠】

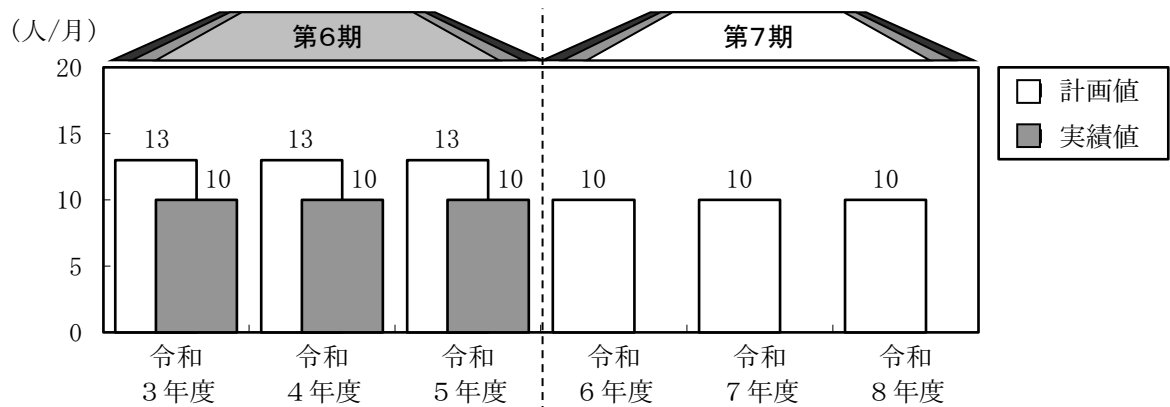
年度ごとの利用者数と利用量にばらつきがあるため、平均値と同数を見込む

利用者数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/月	13	13	13	10	10	10
実績値	人/月	10	10	10	—	—	—
計画と実績の差		△3	△3	△3			

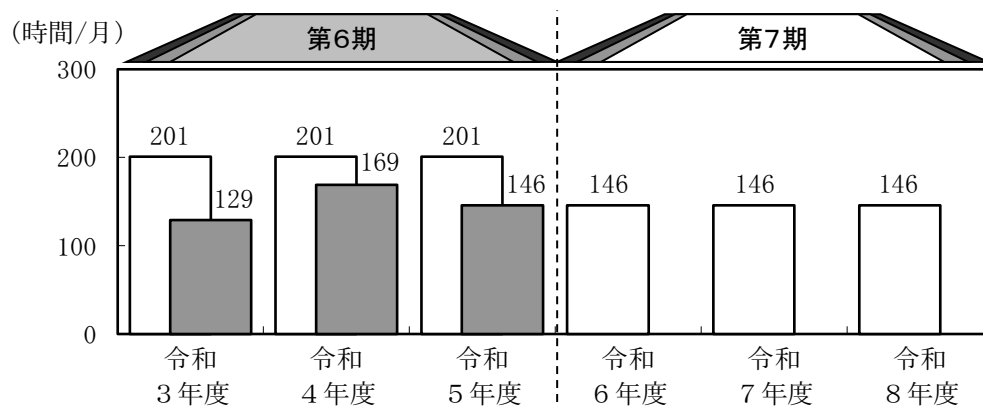
利用量	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	時間/月	201	201	201	146	146	146
実績値	時間/月	129	169	146	—	—	—
計画と実績の差		△72	△32	△55			

資料：障がい長寿課 ・令和5年度は、見込みの数値。

【利用者数】



【利用量】



I) 同行援護

視覚障がいにより移動に著しい困難を有する障がい者等の外出時に同行し、移動の援護を行います。

【見込み量の算出根拠】

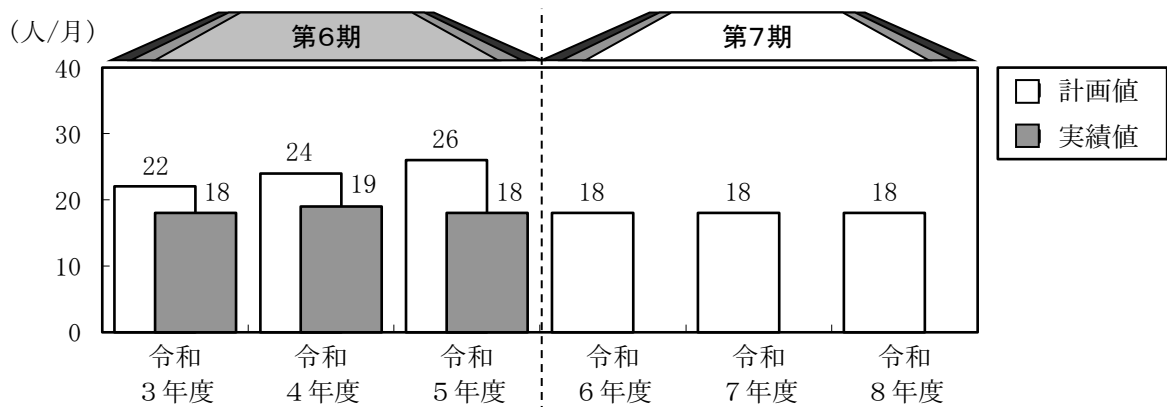
年度ごとの利用者数と利用量にばらつきがあるため、平均値と同数を見込む

利用者数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/月	22	24	26	18	18	18
実績値	人/月	18	19	18	—	—	—
計画と実績の差		△4	△5	△8			

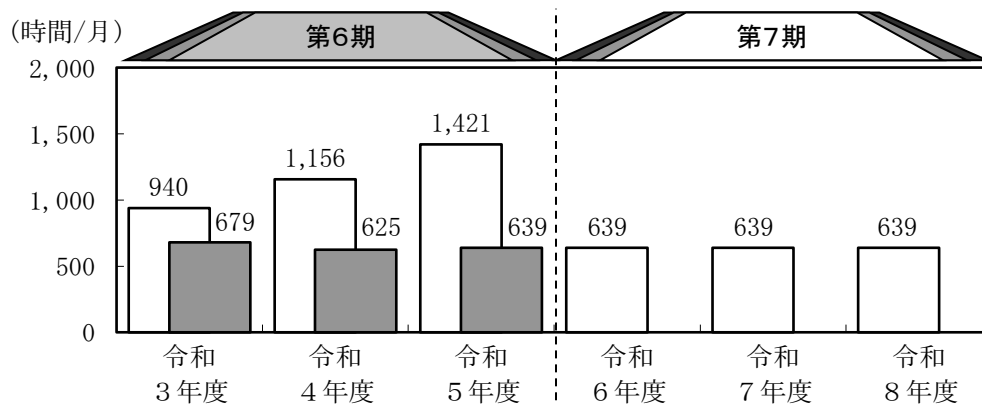
利用量	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	時間/月	940	1,156	1,421	639	639	639
実績値	時間/月	679	625	639	—	—	—
計画と実績の差		△261	△531	△782			

資料：障がい長寿課 ・令和5年度は、見込みの数値。

【利用者数】



【利用量】



ホ)重度障害者等包括支援

常時介護を必要とする重度障がい者に対し、居宅介護をはじめとする複数のサービスを包括的に行います

【見込み量の算出根拠】

利用実績、利用見込みはありません。

利用者数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/月	0	0	0	0	0	0
実績値	人/月	0	0	0	—	—	—
計画と実績の差		0	0	0			

利用量	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	時間/月	0	0	0	0	0	0
実績値	時間/月	0	0	0	—	—	—
計画と実績の差		0	0	0			

資料：障がい長寿課 ・令和5年度は、見込みの数値。

②日中活動系サービス

ア)生活介護

常時介護が必要な障がい者に対して、昼間、施設において、入浴・排せつ・食事等の介護を行うとともに、創作活動や生産活動の機会を提供します。

【見込み量の算出根拠】

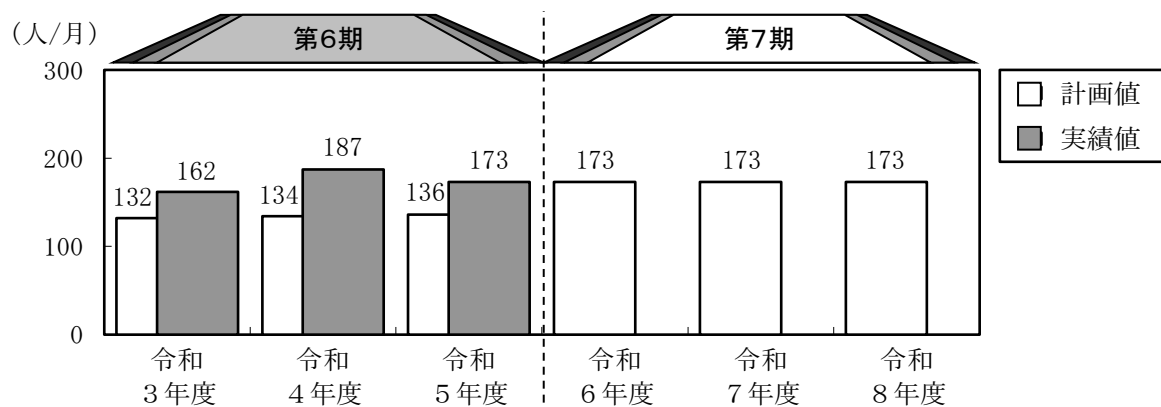
年度ごとの利用者数と利用量にばらつきがあるため、平均値と同数を見込む

利用者数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/月	132	134	136	173	173	173
実績値	人/月	162	187	173	—	—	—
計画と実績の差		30	53	37			

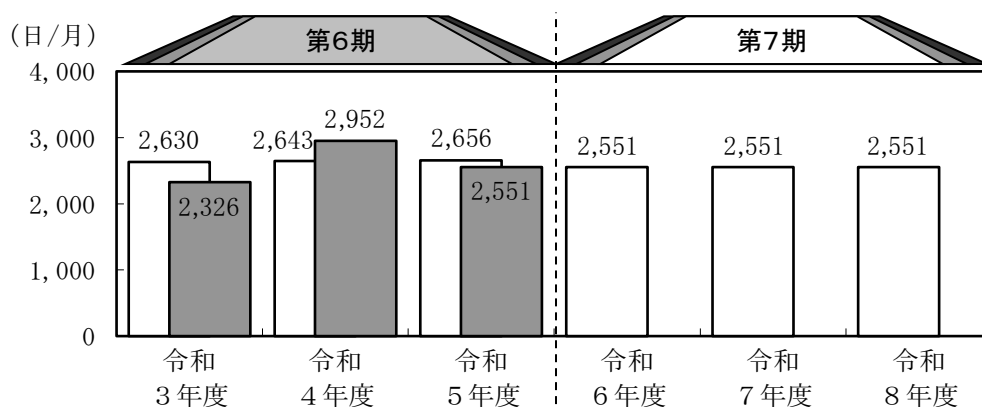
利用量	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	日/月	2,630	2,643	2,656	2,551	2,551	2,551
実績値	日/月	2,326	2,952	2,551	—	—	—
計画と実績の差		△304	309	△105			

資料：障がい長寿課 ・令和5年度は、見込みの数値。

【利用者数】



【利用量】



1)-1 自立訓練（機能訓練）

地域において自立した生活が送れるよう、理学療法や作業療法等の身体機能のリハビリテーション、歩行訓練、コミュニケーションや家事等の訓練を行います。

【見込み量の算出根拠】

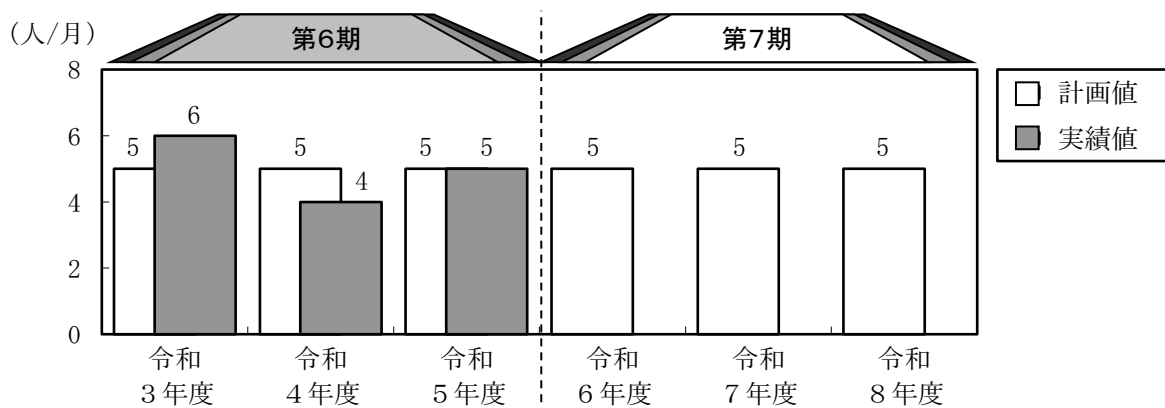
年度ごとの利用者数と利用量にばらつきがあるため、平均値と同数を見込む

利用者数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/月	5	5	5	5	5	5
実績値	人/月	6	4	5	—	—	—
計画と実績の差		1	△1	0			

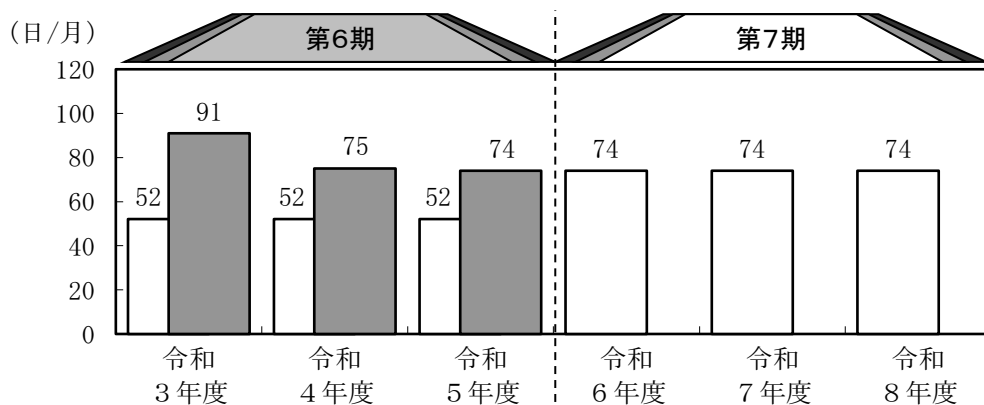
利用量	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	日/月	52	52	52	74	74	74
実績値	日/月	91	75	74	—	—	—
計画と実績の差		39	23	22			

資料：障がい長寿課 ・ 令和5年度は、見込みの数値。

【利用者数】



【利用量】



1)-2 自立訓練（生活訓練）

自立した地域生活を営むことができるよう、食事や家事等、日常生活能力を向上するための支援を行います。

【見込み量の算出根拠】

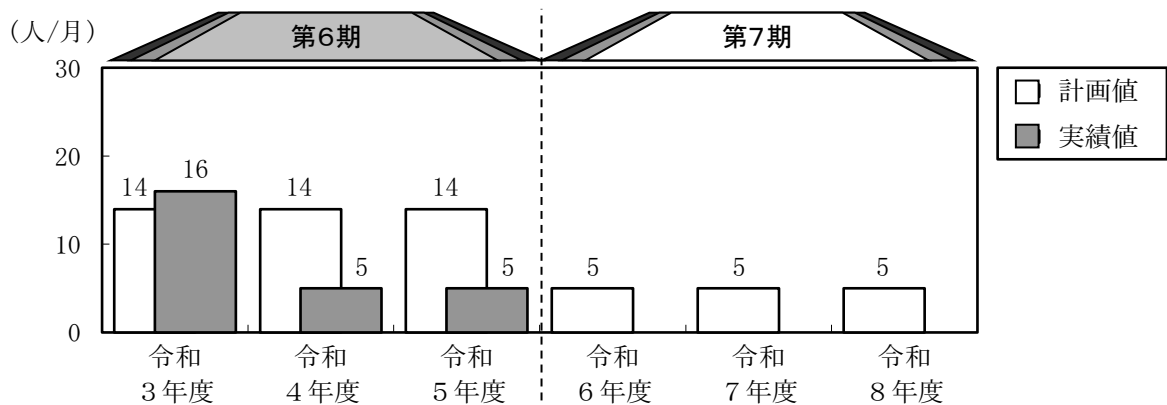
令和3年度に生活訓練利用者が入居していたシェアハウスが市外へ移転したことにより、利用者が減っている。前年度比較ができないため、令和4年度実績値と同数を見込む。

利用者数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/月	14	14	14	5	5	5
実績値	人/月	16	5	5	—	—	—
計画と実績の差		2	△9	△9			

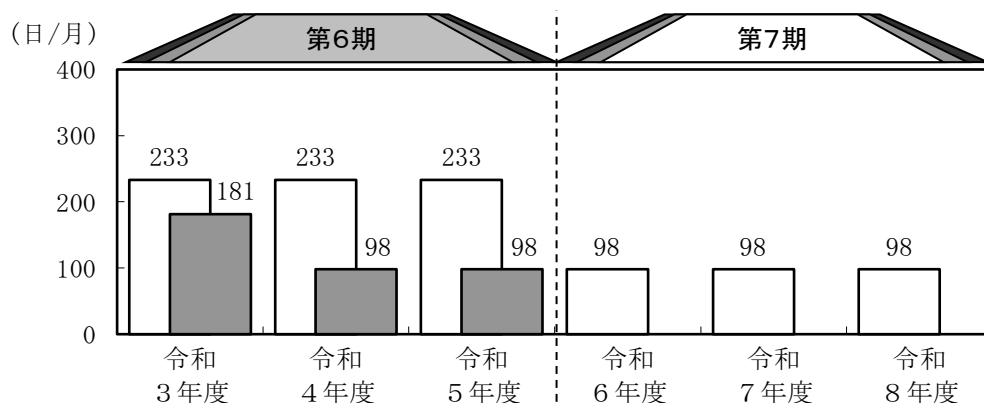
利用量	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	日/月	233	233	233	98	98	98
実績値	日/月	181	98	98	—	—	—
計画と実績の差		△52	△135	△135			

資料：障がい長寿課 ・令和5年度は、見込みの数値。

【利用者数】



【利用量】



ウ)就労選択支援

障がいを持つ人の希望や能力に合う仕事探しを支援し、関係機関との橋渡しを担うサービスです。令和6年度より新しく創設されたサービスです。

【見込み量の算出根拠】

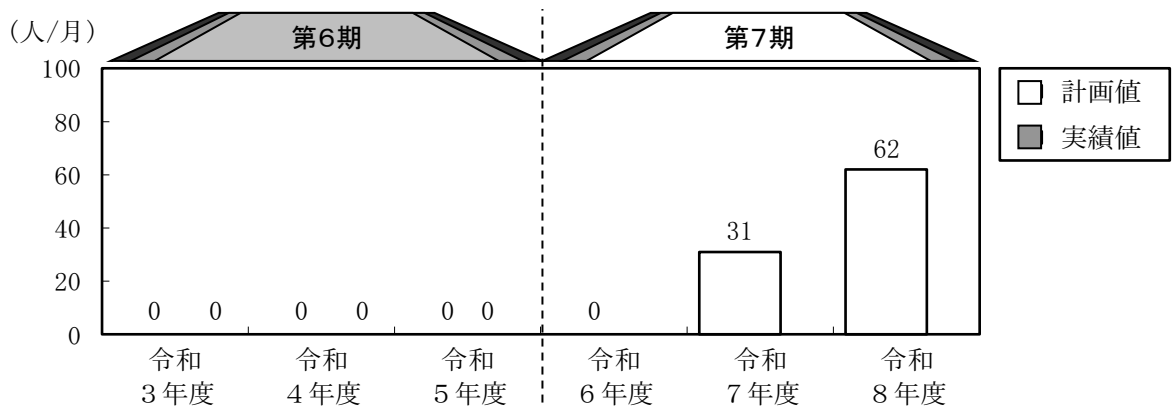
新しいサービスであり実績はないが、令和7年度以降で今後の参入を見込んだ。

利用者数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/月	—	—	—	0	31	62
実績値	人/月	0	0	0	—	—	—
計画と実績の差		0	0	0			

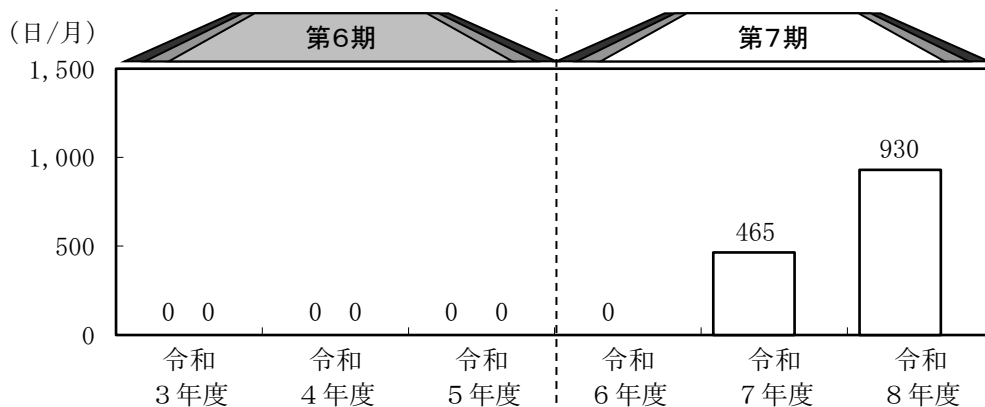
利用量	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	日/月	—	—	—	0	465	930
実績値	日/月	0	0	0	—	—	—
計画と実績の差		0	0	0			

資料：障がい長寿課 ・ 令和5年度は、見込みの数値。

【利用者数】



【利用量】



I)就労移行支援

一般企業への就労を希望する障がい者に対して、一定期間、事業所における生産活動及び企業における実習等を通じて、就労のための訓練を行います。

【見込み量の算出根拠】

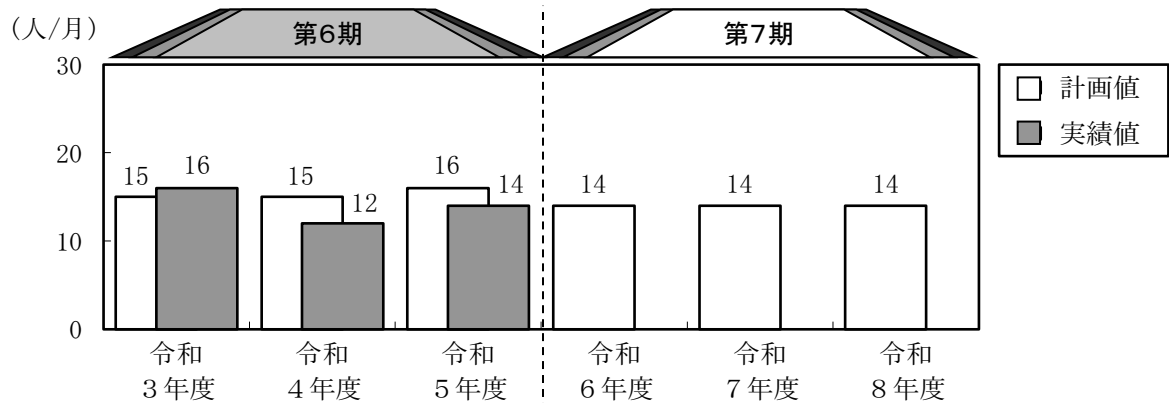
年度ごとの利用者数と利用量にばらつきがあるため、平均値と同数を見込む

利用者数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/月	15	15	16	14	14	14
実績値	人/月	16	12	14	—	—	—
計画と実績の差		1	△3	△2			

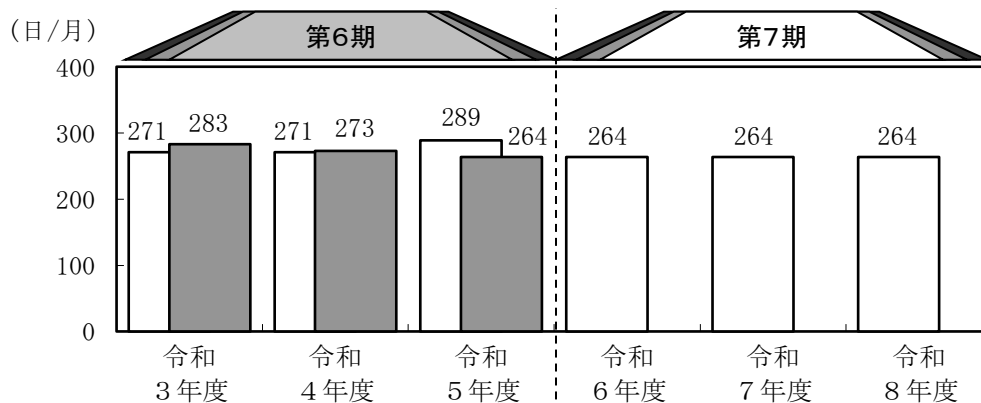
利用量	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	日/月	271	271	289	264	264	264
実績値	日/月	283	273	264	—	—	—
計画と実績の差		12	2	△25			

資料：障がい長寿課 ・令和5年度は、見込みの数値。

【利用者数】



【利用量】



ホ) -1 就労継続支援A型

一般企業での就労が困難な方に雇用契約に基づく就労の機会を提供し、一般就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行います。

【見込み量の算出根拠】

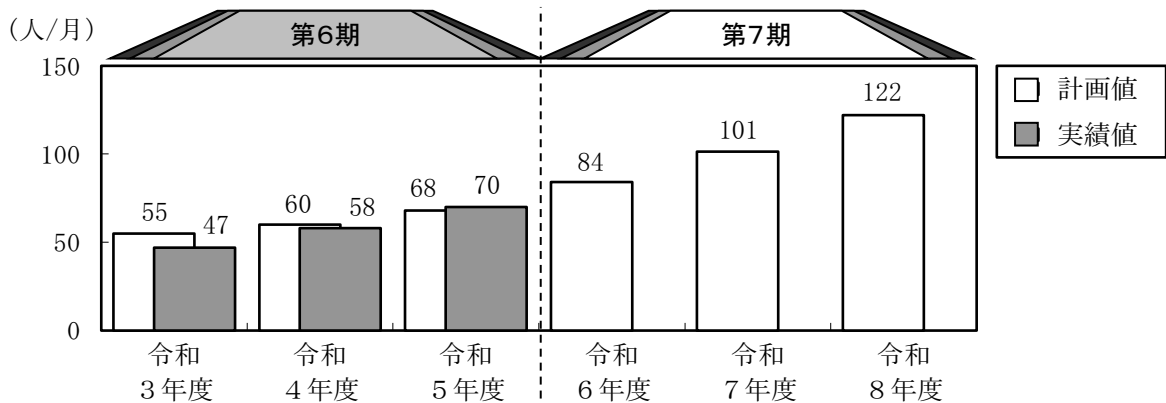
令和2年～令和4年までの平均伸び率から令和5年度以降の数値を見込みました。

利用者数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/月	55	60	68	84	101	122
実績値	人/月	47	58	70	—	—	—
計画と実績の差		△8	△2	2			

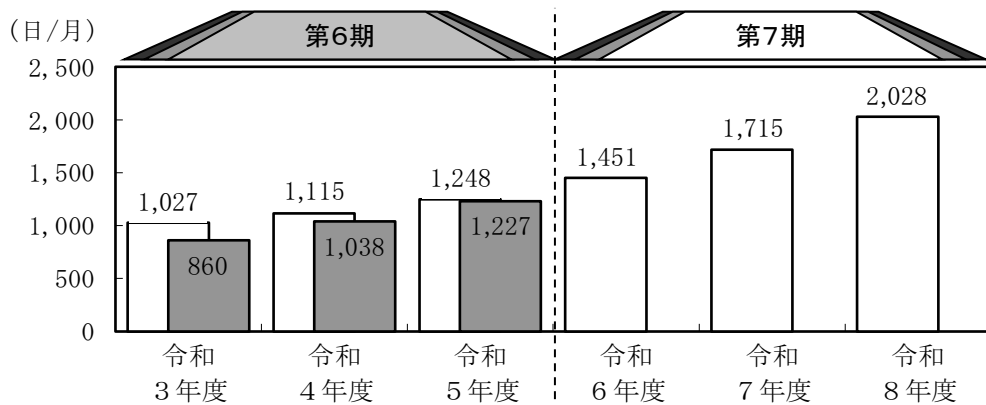
利用量	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	日/月	1,027	1,115	1,248	1,451	1,715	2,028
実績値	日/月	860	1,038	1,227	—	—	—
計画と実績の差		△167	△77	△21			

資料：障がい長寿課 ・ 令和5年度は、見込みの数値。

【利用者数】



【利用量】



ホ)2 就労継続支援B型

一般企業での就労が困難な方に対し、雇用契約を結ばない形ではあるが、就労の機会を提供し、一般雇用への移行に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行います。

【見込み量の算出根拠】

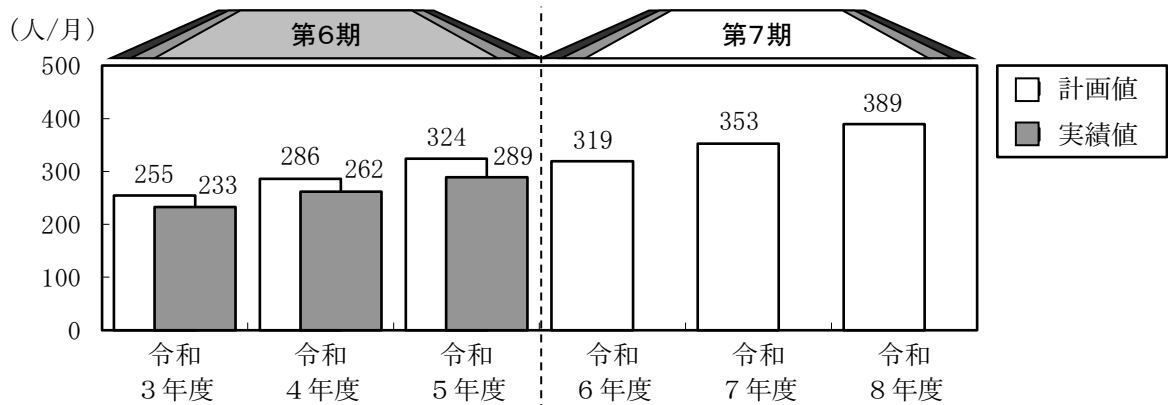
令和2年～令和4年までの平均伸び率から令和5年度以降の数値を見込みました。

利用者数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/月	255	286	324	319	353	389
実績値	人/月	233	262	289	—	—	—
計画と実績の差		△22	△24	△35			

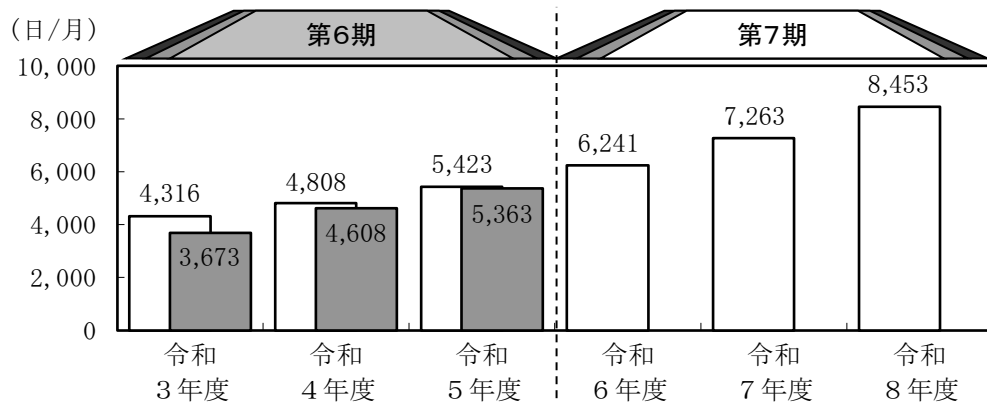
利用量	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	日/月	4,316	4,808	5,423	6,241	7,263	8,453
実績値	日/月	3,673	4,608	5,363	—	—	—
計画と実績の差		△643	△200	△60			

資料：障がい長寿課 ・令和5年度は、見込みの数値。

【利用者数】



【利用量】



か)就労定着支援

一般就労に移行した障がい者について、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問等により、必要な連絡調整や指導・助言等を行います。

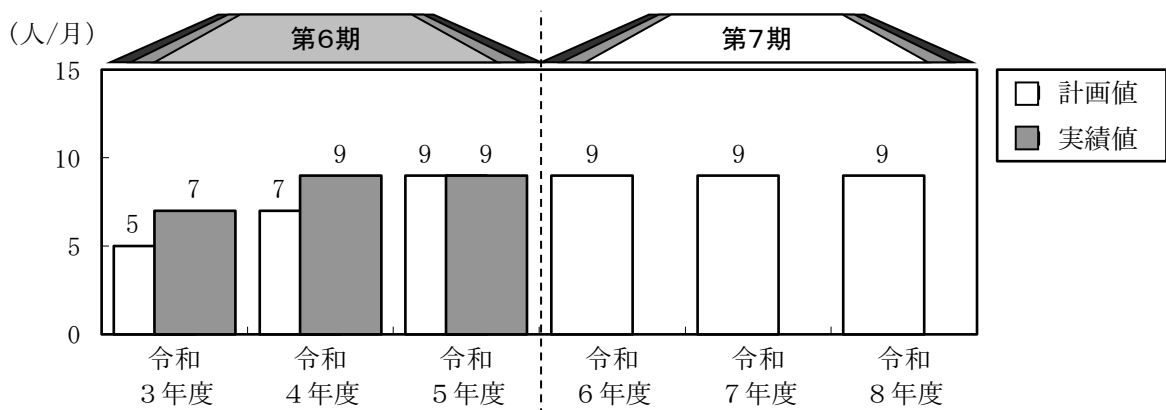
【見込み量の算出根拠】

令和4年度と令和5年度の実績を踏まえ、見込みを設定しました。

利用者数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/月	5	7	9	9	9	9
実績値	人/月	7	9	9	—	—	—
計画と実績の差		2	2	7			

資料：障がい長寿課 ・ 令和5年度は、見込みの数値。

【利用者数】



㊦療養介護

医療と常時介護を必要とする方に、医療機関において、機能訓練やレクリエーション活動、療養上の管理、看護、介護等を行い、身体能力及び日常生活能力の維持、向上を目指します。

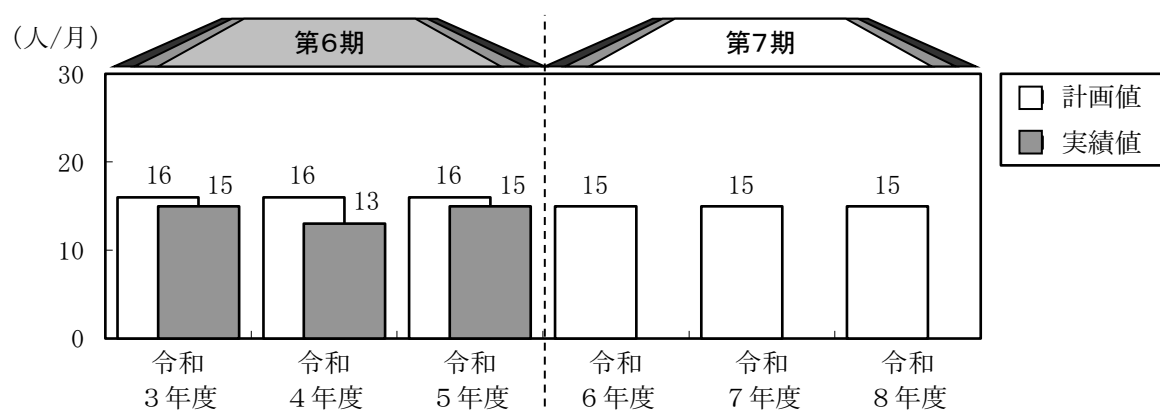
【見込み量の算出根拠】

増減の可能性があるため平均値で見込む

利用者数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/月	16	16	16	15	15	15
実績値	人/月	15	13	15	—	—	—
計画と実績の差		△1	△3	△1			

資料：障がい長寿課 ・ 令和5年度は、見込みの数値。

【利用者数】



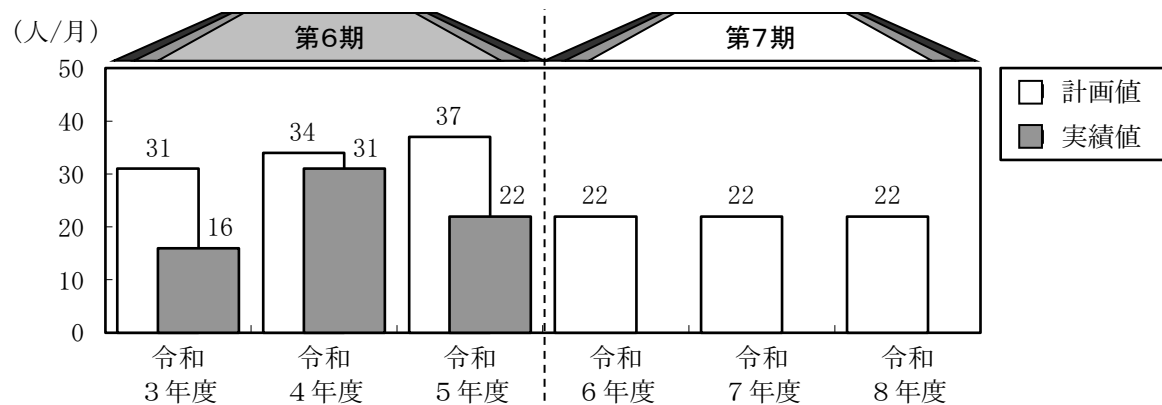
● 短期入所（ショートステイ）合計（福祉型・医療型）

利用者数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/月	31	34	37	22	22	22
実績値	人/月	16	31	22	—	—	—
計画と実績の差		△15	△3	△15			

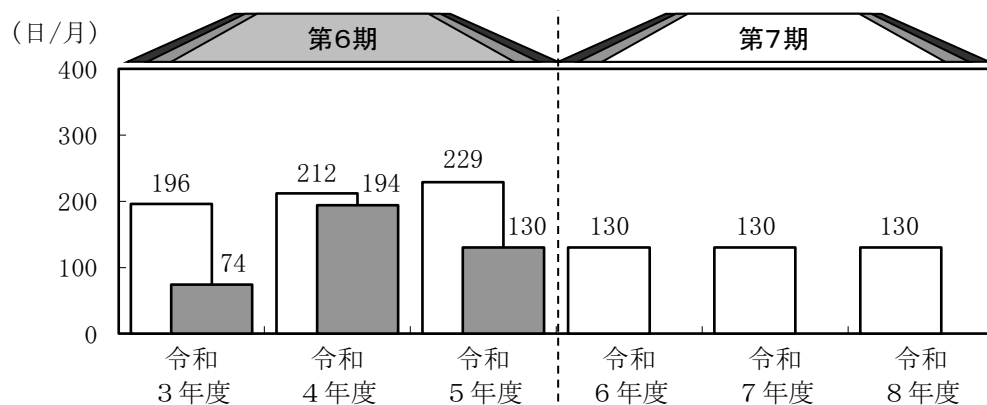
利用量	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	日/月	196	212	229	130	130	130
実績値	日/月	74	194	130	—	—	—
計画と実績の差		△122	△18	△99			

資料：障がい長寿課 ・ 令和5年度は、見込みの数値。

【利用者数】



【利用量】



㌾)-1 短期入所（福祉型）

自宅で介護する方が病気等により一時的に自宅での介護が困難になった場合に、短期間、夜間も含め、施設において入浴、排せつ、食事等の介護を行います。

【見込み量の算出根拠】

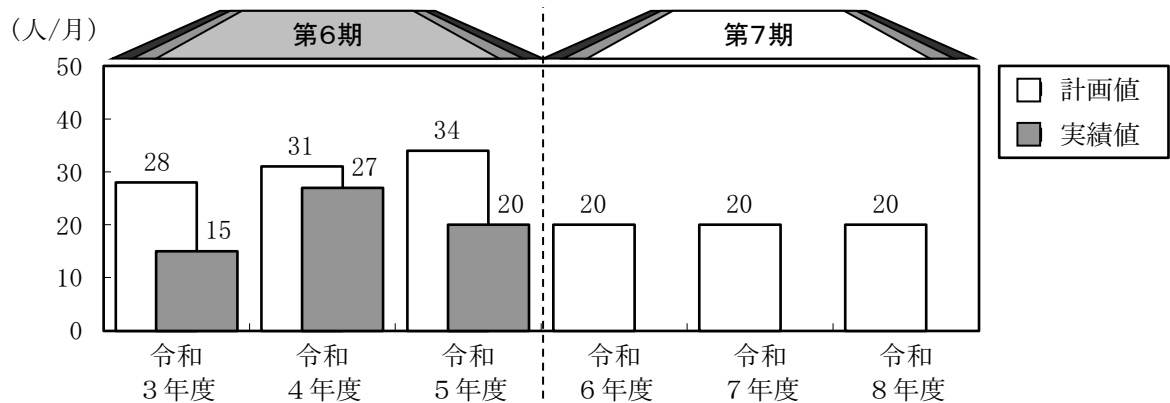
年度ごとの利用者数と利用量にばらつきがあるため、平均値と同数を見込む

利用者数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/月	28	31	34	20	20	20
実績値	人/月	15	27	20	—	—	—
計画と実績の差		△13	△4	△14			

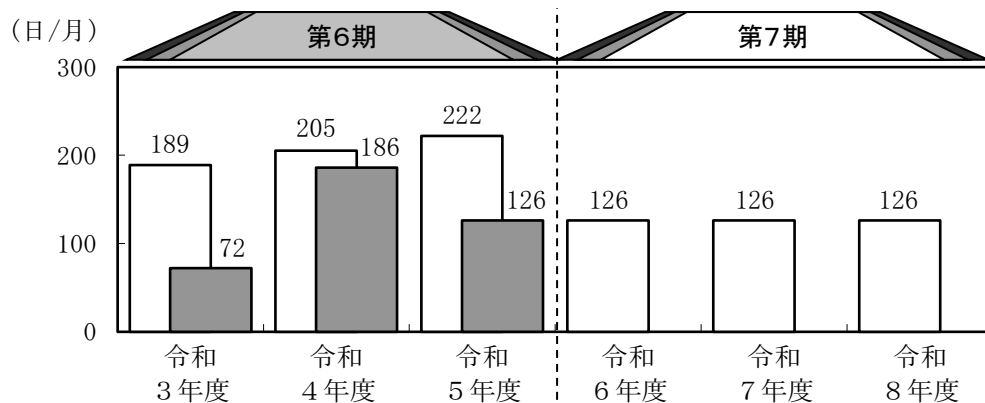
利用量	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	日/月	189	205	222	126	126	126
実績値	日/月	72	186	126	—	—	—
計画と実績の差		△117	△19	△96			

資料：障がい長寿課 ・令和5年度は、見込みの数値。

【利用者数】



【利用量】



7)-2 短期入所（医療型）

自宅で介護する方が病気等により一時的に自宅での介護が困難になった場合に、短期間受け入れる医療型の施設です。

【見込み量の算出根拠】

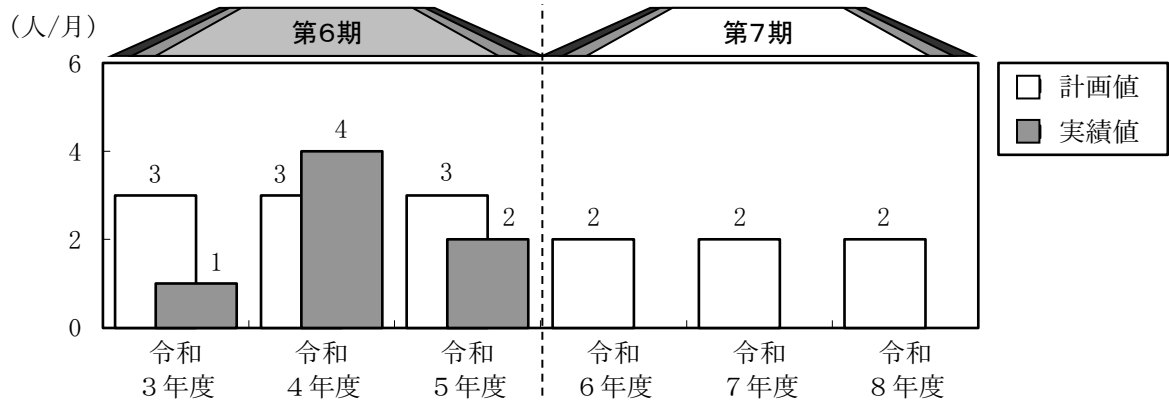
年度ごとの利用者数と利用量にばらつきがあるため、平均値と同数を見込む

利用者数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/月	3	3	3	2	2	2
実績値	人/月	1	4	2	—	—	—
計画と実績の差		△2	1	△1			

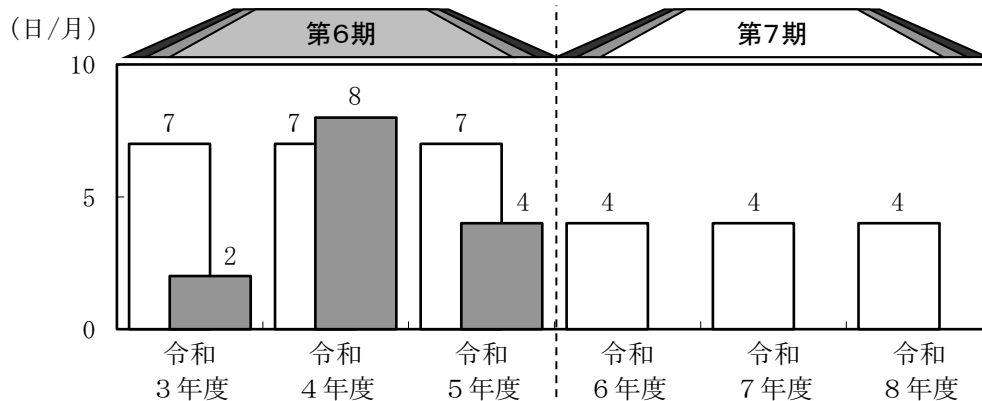
利用量	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	日/月	7	7	7	4	4	4
実績値	日/月	2	8	4	—	—	—
計画と実績の差		△5	1	△3			

資料：障がい長寿課 ・令和5年度は、見込みの数値。

【利用者数】



【利用量】



③居住系サービス

ア)自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者等に対し、一定期間、定期的な巡回訪問・随時対応による必要な支援を行います。

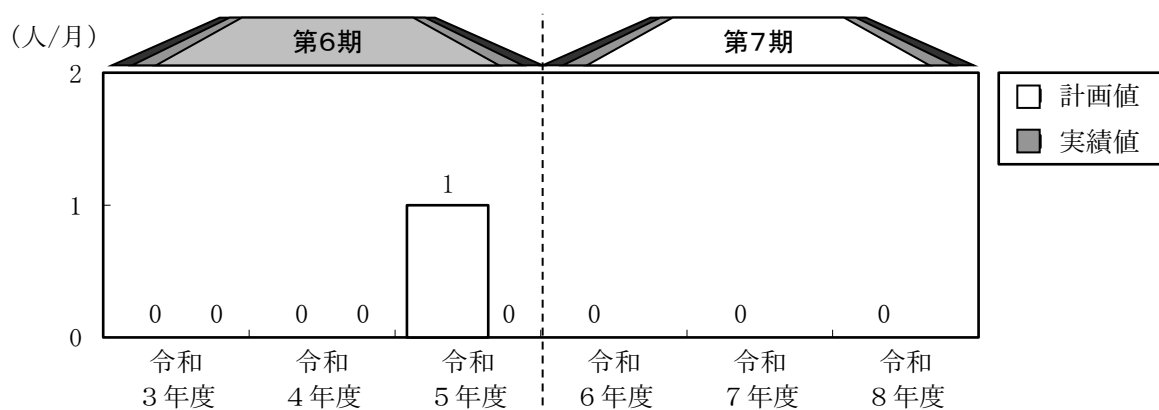
【見込み量の算出根拠】

利用実績、利用見込みはありません。

利用者数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/月	0	0	1	0	0	0
実績値	人/月	0	0	0	—	—	—
計画と実績の差		0	0	△1			

資料：障がい長寿課 ・ 令和5年度は、見込みの数値。

【利用者数】



1) 共同生活援助（グループホーム）

共同生活を行う住居において、相談支援や日常生活上の援助を行います

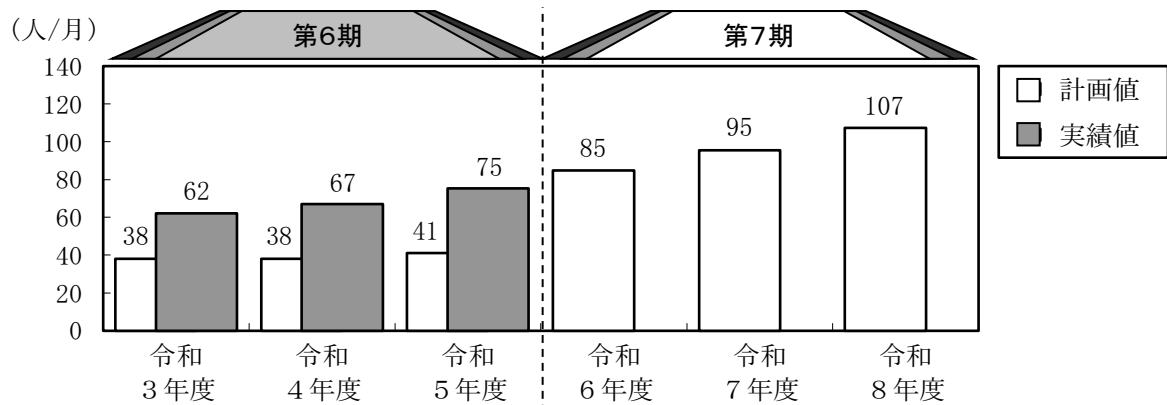
【見込み量の算出根拠】

令和2年～令和4年までの平均伸び率から令和5年度以降の数値を見込みました。

利用者数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/月	38	38	41	85	95	107
実績値	人/月	62	67	75	—	—	—
計画と実績の差		24	29	34			

資料：障がい長寿課 ・ 令和5年度は、見込みの数値。

【利用者数】



ウ)施設入所支援

施設に入所する方に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事等の介護とともに、日常生活上の相談支援を行います。

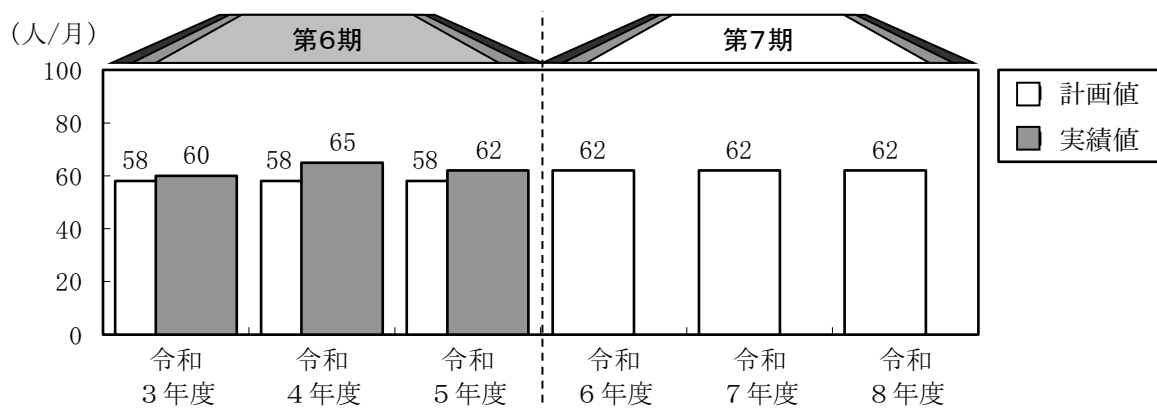
【見込み量の算出根拠】

年度ごとの利用者数と利用量にばらつきがあるため、平均値と同数を見込む

利用者数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/月	58	58	58	62	62	62
実績値	人/月	60	65	62	—	—	—
計画と実績の差		2	7	4			

資料：障がい長寿課 ・令和5年度は、見込みの数値。

【利用者数】



④相談支援

ア)計画相談支援

障害福祉サービスの利用等について相談に応じ、助言や情報提供、「サービス等利用計画」の作成を行います。

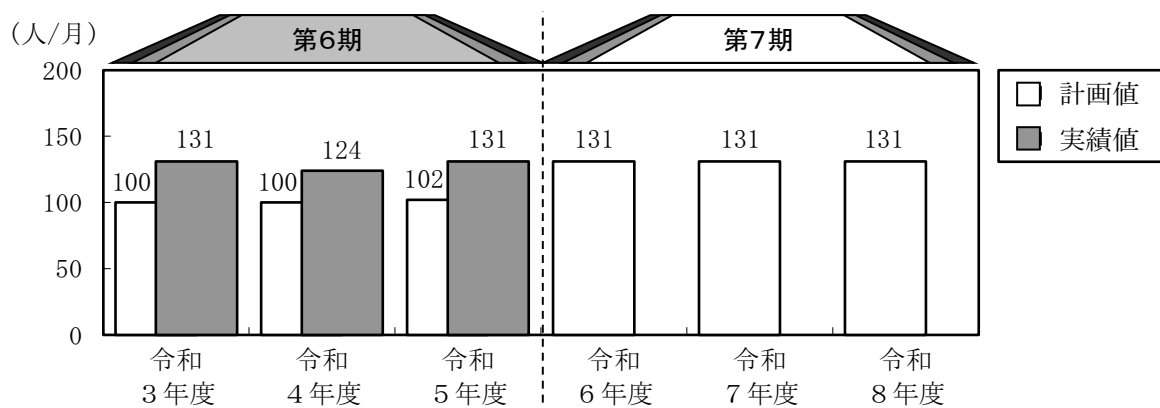
【見込み量の算出根拠】

増減の可能性があるため平均値で見込む

利用者数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/月	100	100	102	131	131	131
実績値	人/月	131	124	131	—	—	—
計画と実績の差		31	24	29			

資料：障がい長寿課 ・ 令和5年度は、見込みの数値。

【利用者数】



1)地域移行支援

障害者支援施設や精神科病院に入所等をしている障がい者に対し、住居の確保、地域生活の準備や福祉サービスの見学・体験のための外出への同行支援、地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行います。

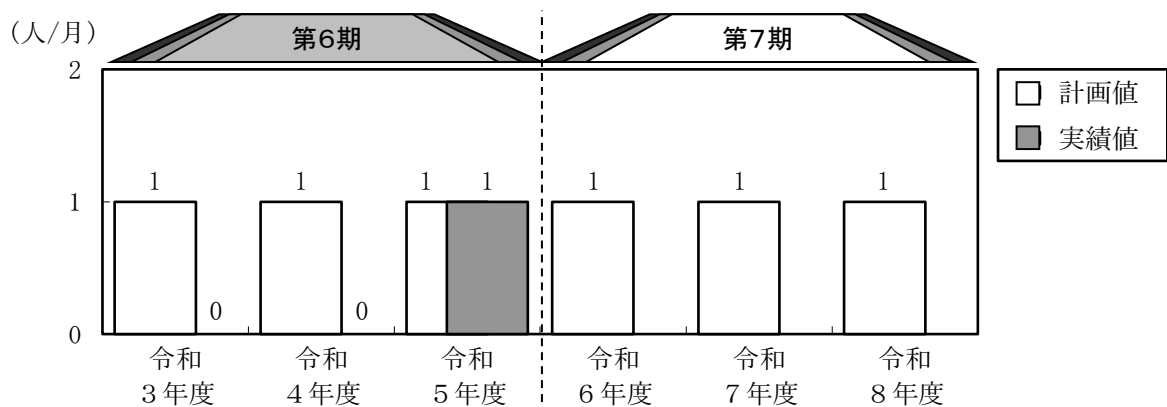
【見込み量の算出根拠】

各年度1名ずつの退所を想定

利用者数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/月	1	1	1	1	1	1
実績値	人/月	0	0	1	—	—	—
計画と実績の差		△1	△1	0			

資料：障がい長寿課 ・ 令和5年度は、見込みの数値。

【利用者数】



ウ)地域定着支援

居宅で一人暮らししている障がい者等に対する夜間も含む緊急時における連絡、相談等の支援を行います。

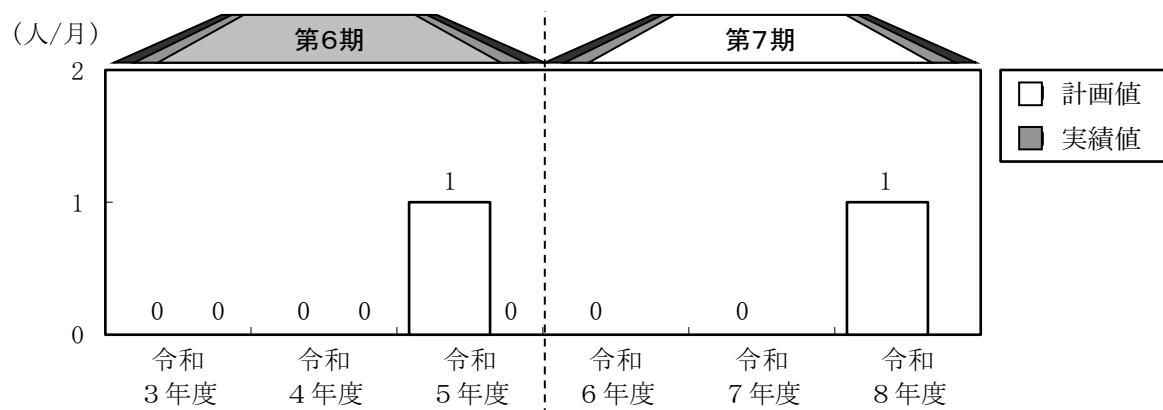
【見込み量の算出根拠】

利用実績はないが、令和8年度までに1名の利用を見込む

利用者数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/月	0	0	1	0	0	1
実績値	人/月	0	0	0	—	—	—
計画と実績の差		0	0	△1			

資料：障がい長寿課 ・ 令和5年度は、見込みの数値。

【利用者数】



⑤サービス見込量確保のための方策

本市では利用者のニーズを満たす供給量を確保するために、各サービスの利用状況を把握し、サービスの提供が不足しないよう民間等の事業者との連携を図ります。

また、サービス量の確保とともに、質の高いサービスの提供が不可欠であるため、利用者の声を把握することに努め、状況に応じて事業者への指導を行うなど、質の低下を防ぐように努めます。

実績の乏しいサービスについては利用の周知を図るほか、サービス提供事業所がないサービスについては、本市のサービス利用状況等の情報提供により事業者の参入促進を図ります。

【障害福祉サービスの実績及び見込み一覧】

			単位	実績値			計画値		
				令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
訪問系	居宅介護	利用者	人/月	118	117	119	119	119	119
		利用量	時間/月	1,702	1,878	1,747	1,747	1,747	1,747
	重度訪問介護	利用者	人/月	1	0	0	1	1	1
		利用量	時間/月	400	0	0	400	400	400
	行動援護	利用者	人/月	10	10	10	10	10	10
		利用量	時間/月	129	169	146	146	146	146
	同行援護	利用者	人/月	18	19	18	18	18	18
		利用量	時間/月	679	625	639	639	639	639
	重度障害者等 包括支援	利用者	人/月	0	0	0	0	0	0
		利用量	時間/月	0	0	0	0	0	0
日中活動系	生活介護	利用者	人/月	162	187	173	173	173	173
		利用量	日/月	2,326	2,952	2,551	2,551	2,551	2,551
	自立訓練 (機能訓練)	利用者	人/月	6	4	5	5	5	5
		利用量	日/月	91	75	74	74	74	74
	自立訓練 (生活訓練)	利用者	人/月	16	5	5	5	5	5
		利用量	日/月	181	98	98	98	98	98
	就労選択支援	利用者	人/月	0	0	0	0	31	62
		利用量	日/月	0	0	0	0	465	930
	就労移行支援	利用者	人/月	16	12	14	14	14	14
		利用量	日/月	283	273	264	264	264	264
	就労継続支援 (A型)	利用者	人/月	47	58	70	84	101	122
		利用量	日/月	860	1,038	1,227	1,451	1,715	2,028
	就労継続支援 (B型)	利用者	人/月	233	262	289	319	353	389
		利用量	日/月	3,673	4,608	5,363	6,241	7,263	8,453
	就労定着支援	利用者	人/月	7	9	9	9	9	9
	療養介護	利用者	人/月	15	13	15	15	15	15

			単位	実績値			計画値		
				令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
	短期入所 (福祉型)	利用者	人/月	15	27	20	20	20	20
		利用量	日/月	72	186	126	126	126	126
	短期入所 (医療型)	利用者	人/月	1	4	2	2	2	2
		利用量	日/月	2	8	4	4	4	4
居住系	自立生活援助	利用者	人/月	0	0	0	0	0	0
	共同生活援助 (グループホーム)	利用者	人/月	62	67	75	85	95	107
	施設入所支援	利用者	人/月	60	65	62	62	62	62
その他	計画相談支援	利用者	人/月	131	124	131	131	131	131
	地域移行支援	利用者	人/月	0	0	1	1	1	1
	地域定着支援	利用者	人/月	0	0	0	0	0	1

※令和5年度は、見込みの数値。

(2)地域生活支援事業（市町村事業）

障がい者の日常生活、社会生活を支援するため、地域の特性や利用者の状況に応じた取り組みを行うものです。国からの必須事業と、市町村の判断で実施する任意事業とがあります。

①必須事業

ア)理解促進研修・啓発事業

障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去し、共生社会の実現を図ることを目的として、地域住民を対象に、障がい者等に対する理解を深めるための研修・啓発事業を行います。

【実施に関する考え方】

実績値と同数を見込む。

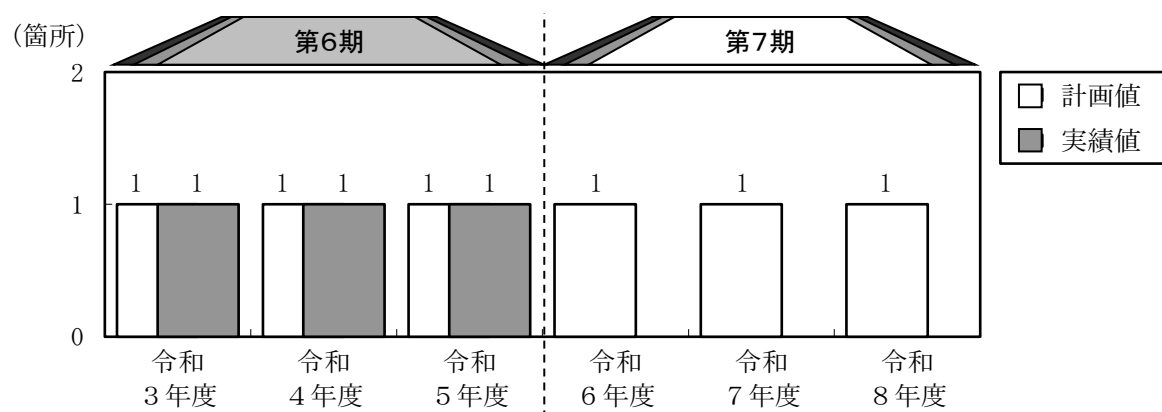
理解促進のためのパンフレット 1,000 部を市民向けに作成

実施箇所数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	箇所	1	1	1	1	1	1
実績値	箇所	1	1	1	—	—	—
計画と実績の差		0	0	0			

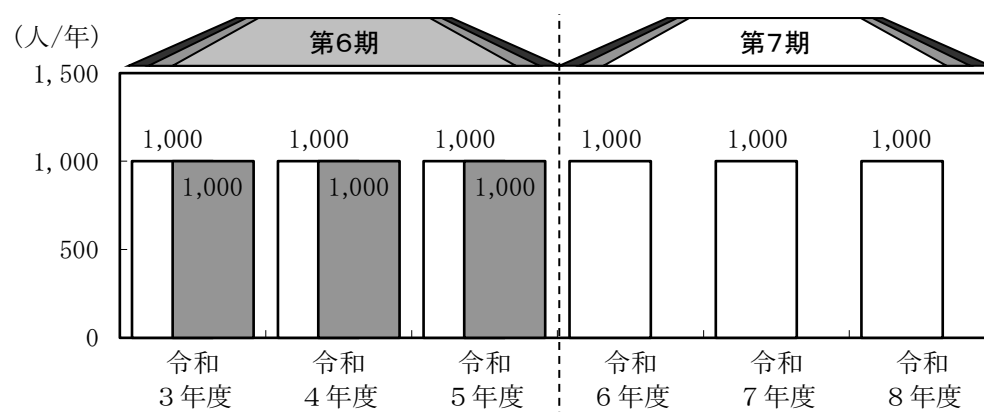
実利用人数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/年	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
実績値	人/年	1,000	1,000	1,000	—	—	—
計画と実績の差		0	0	0			

資料：障がい長寿課 ・ 令和5年度は、見込みの数値。

【実施箇所数】



【実利用人数】



1) 自発的活動支援事業

障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができる共生社会の実現を図ることを目的として、障がい者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援する事業を行います。

【実施に関する考え方】

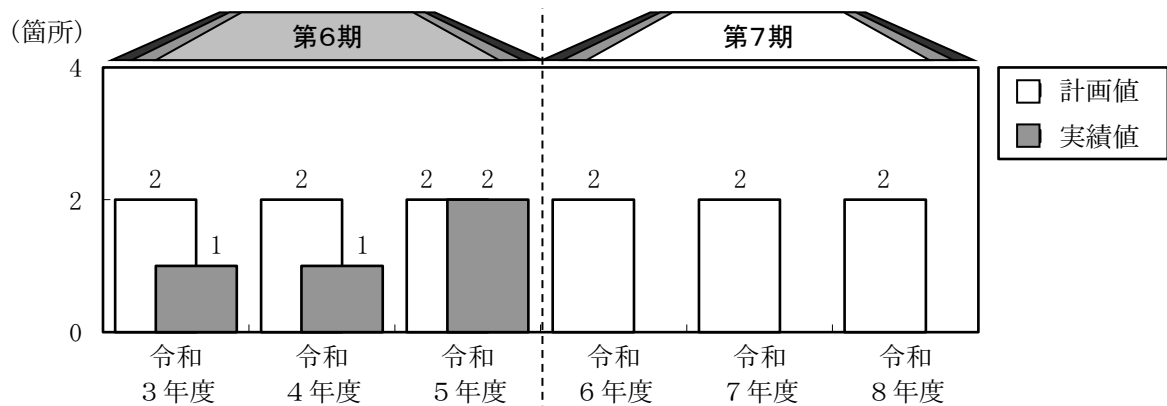
年度ごとにばらつきがある為平均値を見込む

実施箇所数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	箇所	2	2	2	2	2	2
実績値	箇所	1	1	2	—	—	—
計画と実績の差		△1	△1	0			

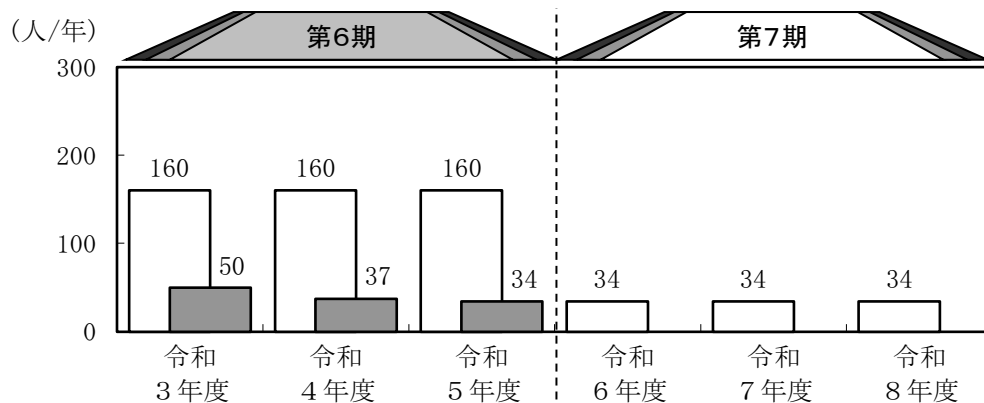
実利用人数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/年	160	160	160	34	34	34
実績値	人/年	50	37	34	—	—	—
計画と実績の差		△110	△123	△126			

資料：障がい福祉課 ・ 令和5年度は、見込みの数値。

【実施箇所数】



【実利用人数】



ウ)相談支援事業

ウ)-1 障害者相談支援事業

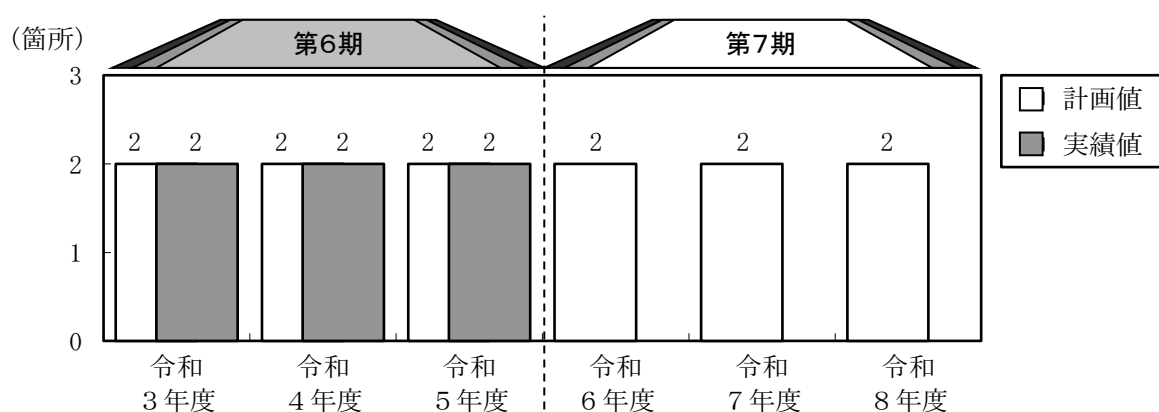
障がいのある方の自立した日常生活、社会生活上の相談・情報提供を行うほか、専門機関の紹介、権利擁護、ピアカウンセリング、自立支援協議会の運営等を行います。

【実施に関する考え方】

実施箇所数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	箇所	2	2	2	2	2	2
実績値	箇所	2	2	2	—	—	—
計画と実績の差		0	0	0			

資料：障がい長寿課 ・ 令和5年度は、見込みの数値。

【実施箇所数】



ウ)2 基幹相談支援センター及び基幹相談支援センター等機能強化事業

保健師、社会福祉士、精神保健福祉士等の専門職員を配置するとともに、障がい者等の多岐に及ぶ相談に応じるとともに関係機関等との連携を図ることにより、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援しています。

【実施に関する考え方】

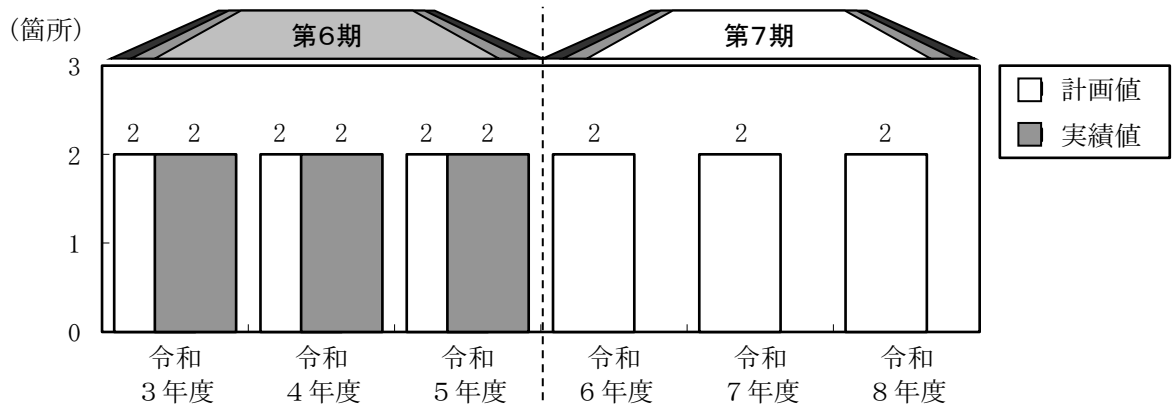
年度ごとにばらつきがあるため、平均値を見込む

実施箇所数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	箇所	2	2	2	2	2	2
実績値	箇所	2	2	2	—	—	—
計画と実績の差		0	0	0			

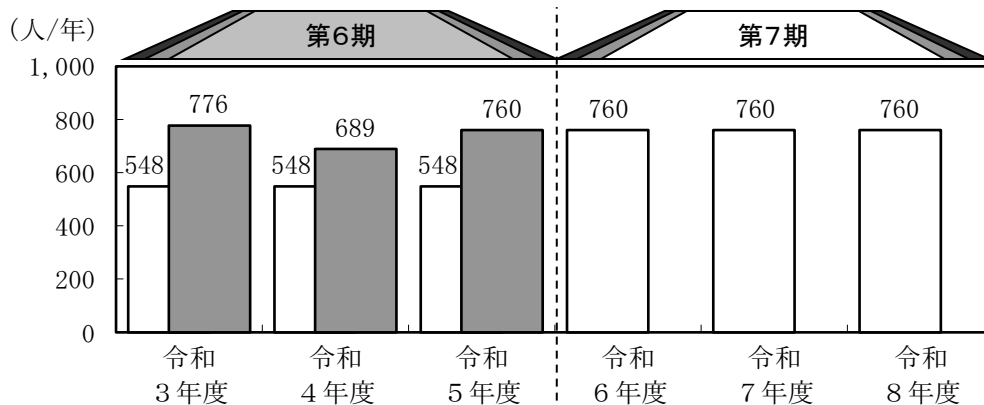
実利用人数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/年	548	548	548	760	760	760
実績値	人/年	776	689	760	—	—	—
計画と実績の差		228	141	212			

資料：障がい長寿課 ・令和5年度は、見込みの数値。

【実施箇所数】



【実利用人数】



ウ)-3 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）

賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望していますが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者等に対して、入居に必要な調整、家主等への相談・助言などの支援を行う事業です。

【実施に関する考え方】

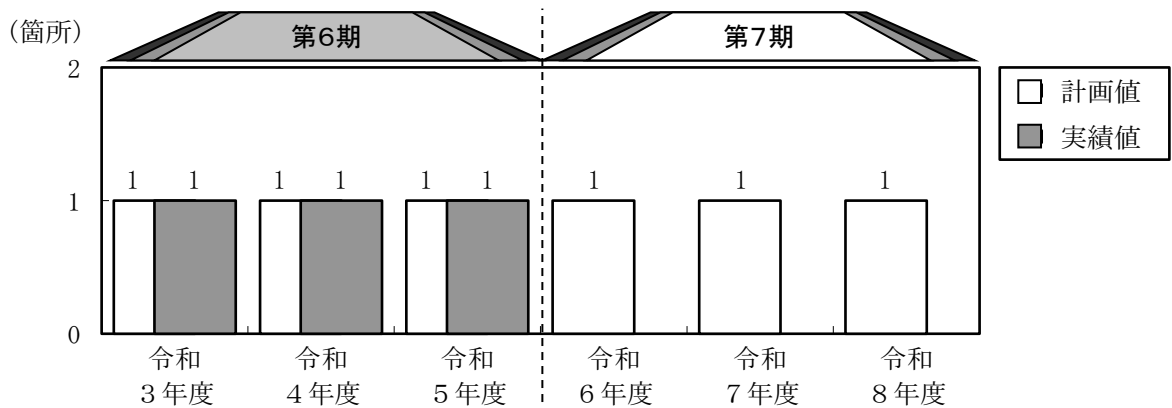
平均値を見込む

実施箇所数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	箇所	1	1	1	1	1	1
実績値	箇所	1	1	1	—	—	—
計画と実績の差		0	0	0			

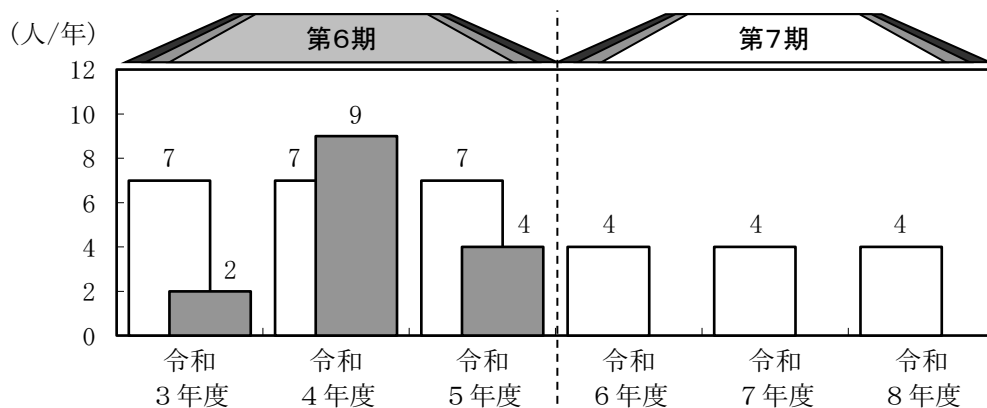
実利用人数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/年	7	7	7	4	4	4
実績値	人/年	2	9	4	—	—	—
計画と実績の差		△5	2	△3			

資料：障がい長寿課 ・令和5年度は、見込みの数値。

【実施箇所数】



【実利用人数】



I) 成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められた、知的障がい者や精神障がい者で、成年後見制度の申し立てに要する費用等及び後見人等の報酬等について、補助を受けなければ制度の利用が困難な者に対し、費用の全部又は一部を補助することにより障がい者の権利擁護を図ることを目的に実施しています。

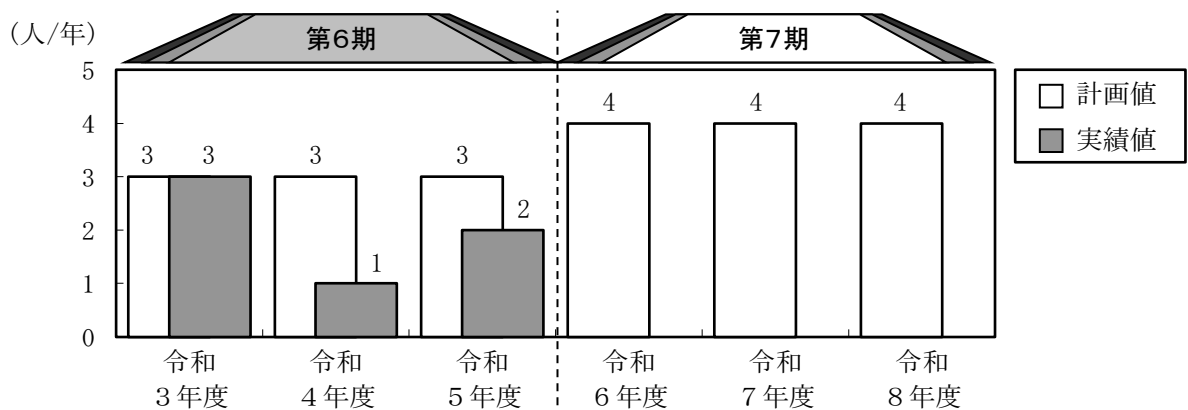
【実施に関する考え方】

規則改正により対象者が拡大するため、平均値に相談件数から2件をプラスした数値を見込む。

実利用人数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/年	3	3	3	4	4	4
実績値	人/年	3	1	2	—	—	—
計画と実績の差		0	△2	△1			

資料：障がい長寿課 ・ 令和5年度は、見込みの数値。

【実利用人数】



II) 成年後見制度法人後見支援事業

法人後見及び中核機関設置に向けて、話し合っていく必要があります。

【実施に関する考え方】

利用実績はありません

か)意思疎通支援事業

か)-1 手話通訳者・要約筆記奉仕員派遣事業

手話通訳者の派遣を実施しています。

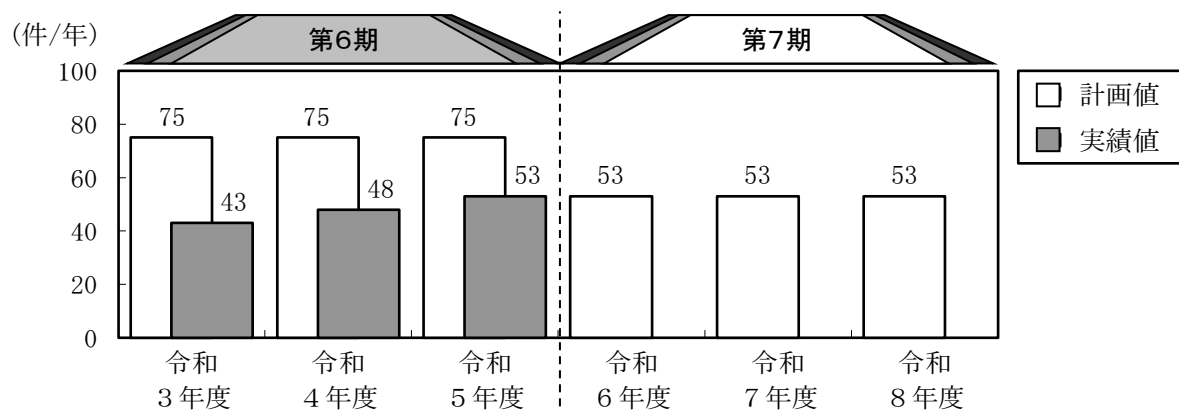
【実施に関する考え方】

平均値を見込む

実利用件数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	件/年	75	75	75	53	53	53
実績値	件/年	43	48	53	—	—	—
計画と実績の差		△32	△27	△22			

資料：障がい長寿課 ・令和5年度は、見込みの数値。

【実利用件数】



か)-2 手話通訳者設置事業

手話通訳者の設置を継続します。

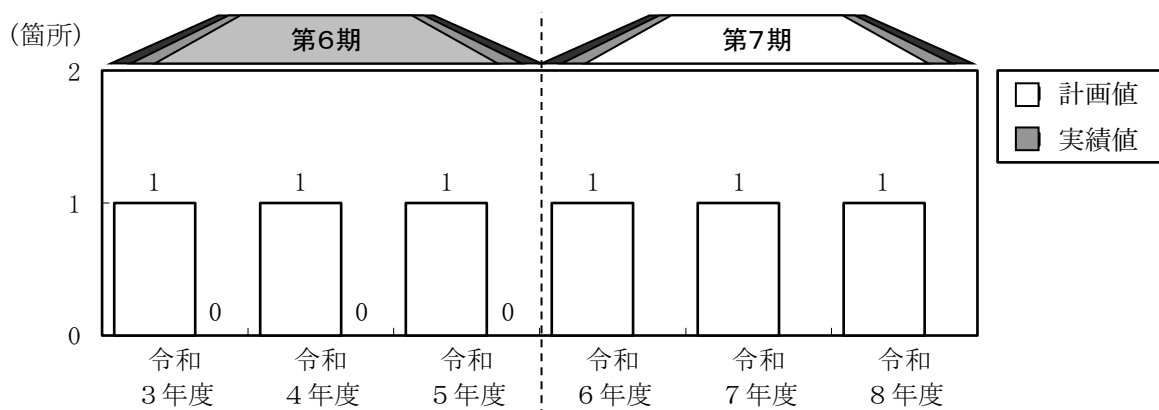
【実施に関する考え方】

例年募集はしており問い合わせはあることから1名採用を見込む

実施箇所数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	箇所	1	1	1	1	1	1
実績値	箇所	0	0	0	—	—	—
計画と実績の差		△1	△1	△1			

資料：障がい長寿課 ・令和5年度は、見込みの数値。

【実施箇所数】



㊦)日常生活用具給付事業

日常生活を営む上での便宜を図るため、重度障がい者等に対し、自立生活支援用具等の給付を行います。これまで実施してきた事業を踏まえながら、サービス提供を実施します。また、障がい者の希望に対応した用具が提供できるよう、ニーズ把握に努めます。

日常生活用具給付事業の用具の種類は、以下の6つに分類されます。

種 類	内 容
①介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、体位変換器等
②自立生活支援用具	入浴補助用具、聴覚障害者用屋内信号装置等
③在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器、盲人用体温計等
④情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭等
⑤排泄管理支援用具	ストマ用装具、紙おむつ等
⑥居住生活動作補助用具(住宅改修費)	設置に小規模な住宅改修を伴う用具

日常生活用具給付事業

実利用人数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/年	904	904	904	137	138	139
実績値	人/年	143	126	136	—	—	—
計画と実績の差		△761	△778	△768			

※日常生活用具給付事業は、「①介護・訓練支援用具」、「②自立生活支援用具」、「③在宅療養等支援用具」、「④情報・意思疎通支援用具」、「⑤排泄管理支援用具」、「⑥居住生活動作補助用具(住宅改修費)」の合算。

㊦)-1 介護・訓練支援用具

実利用人数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/年	5	5	5	5	5	5
実績値	人/年	7	2	5	—	—	—
計画と実績の差		2	△3	0			

資料：障がい長寿課 ・令和5年度は、見込みの数値。

㊦)-2 自立生活支援用具

実利用人数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/年	10	10	10	14	14	14
実績値	人/年	16	14	14	—	—	—
計画と実績の差		6	4	4			

資料：障がい長寿課 ・ 令和5年度は、見込みの数値。

㊦)-3 在宅療養等支援用具

実利用人数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/年	14	14	14	9	9	9
実績値	人/年	10	5	9	—	—	—
計画と実績の差		△4	△9	△5			

資料：障がい長寿課 ・ 令和5年度は、見込みの数値。

㊦)-4 情報・意思疎通支援用具

実利用人数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/年	9	9	9	10	10	10
実績値	人/年	13	9	10	—	—	—
計画と実績の差		4	0	1			

資料：障がい長寿課 ・ 令和5年度は、見込みの数値。

㊦)-5 排泄管理支援用具

実利用人数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/年	865	865	865	97	98	99
実績値	人/年	94	95	96	—	—	—
計画と実績の差		△771	△770	△769			

資料：障がい長寿課 ・ 令和5年度は、見込みの数値。

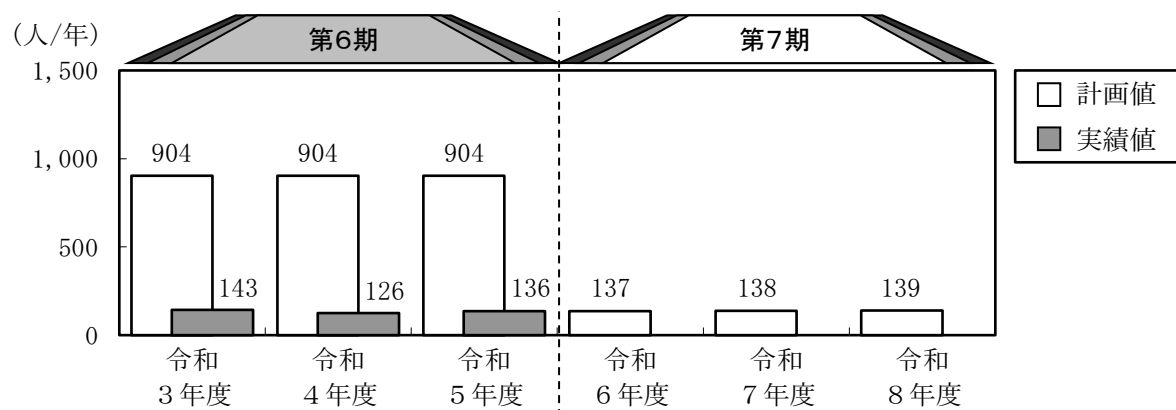
㊦-6 居住生活動作補助用具（住宅改修費）

実利用人数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/年	1	1	1	2	2	2
実績値	人/年	3	1	2	—	—	—
計画と実績の差		2	0	1			

資料：障がい長寿課 ・ 令和5年度は、見込みの数値。

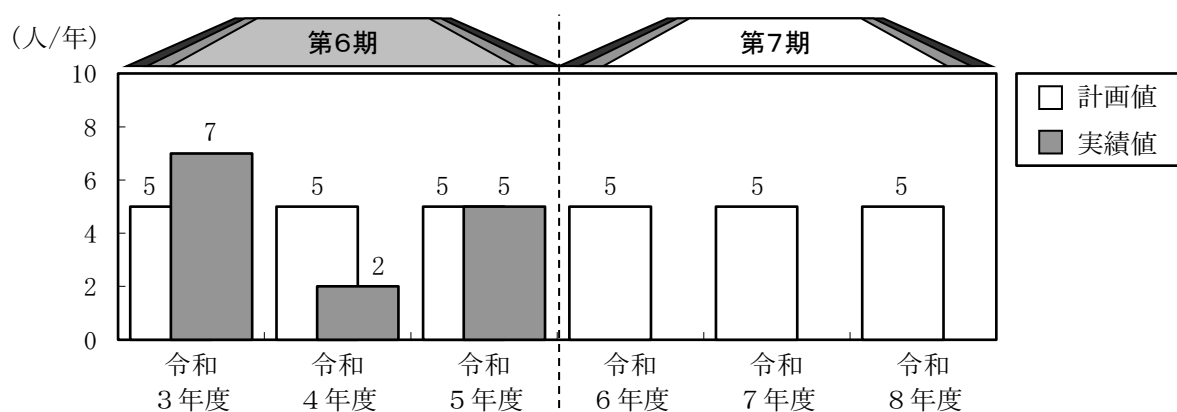
㊦)日常生活用具給付等事業

【実利用人数】



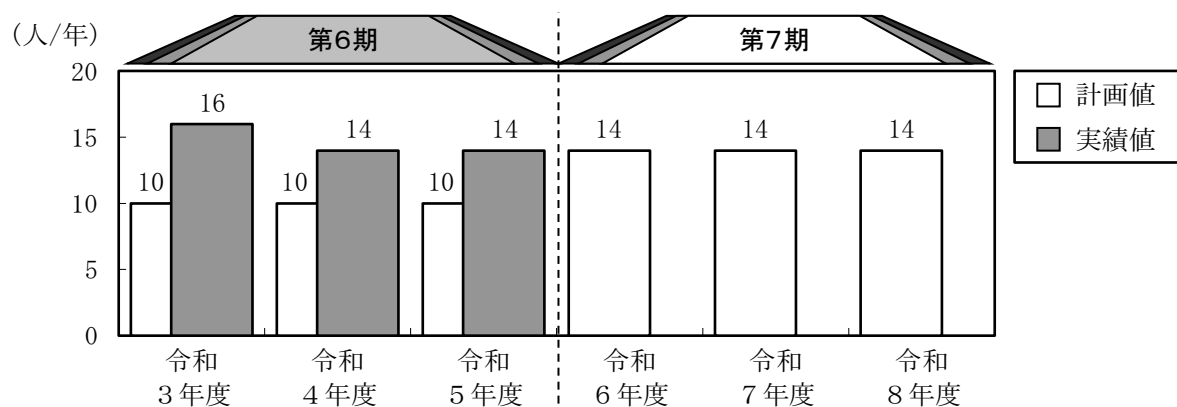
㊦-1 介護・訓練支援用具

【実利用人数】



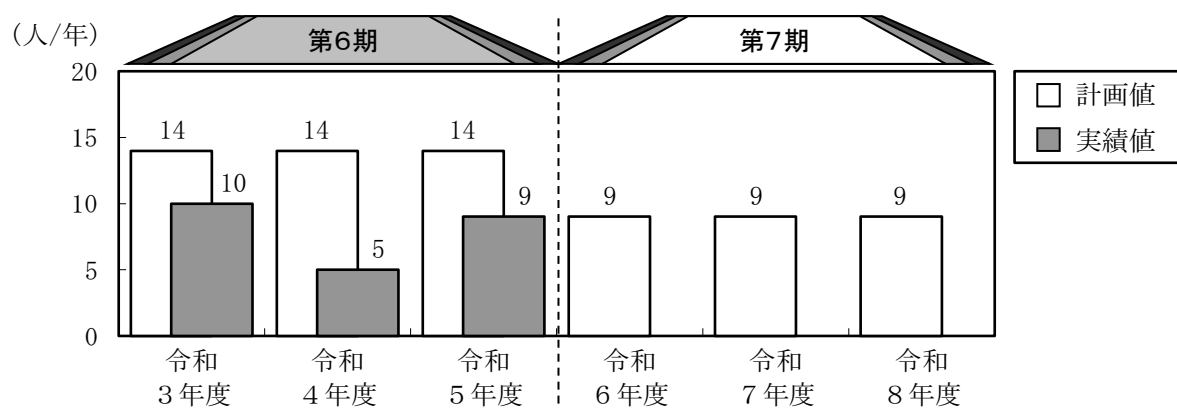
㊦-2 自立生活支援用具

【実利用人数】



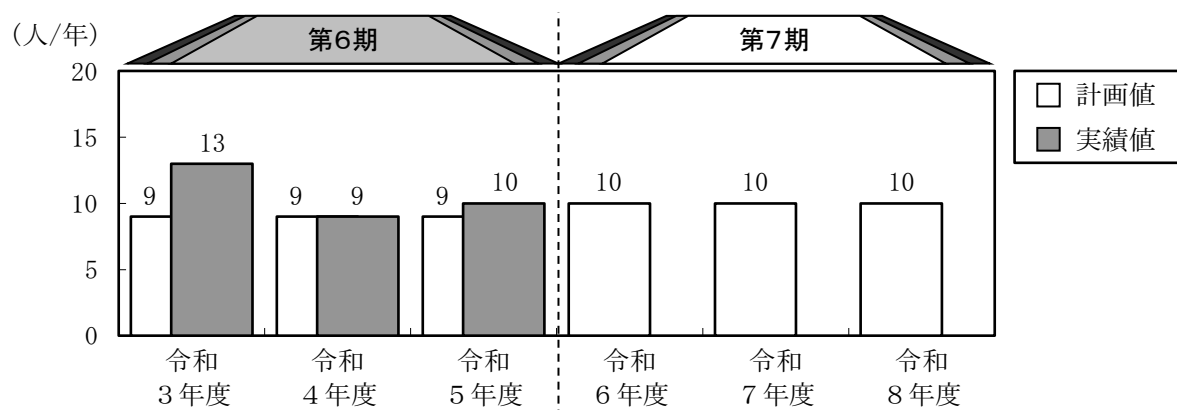
㊦-3 在宅療養等支援用具

【実利用人数】



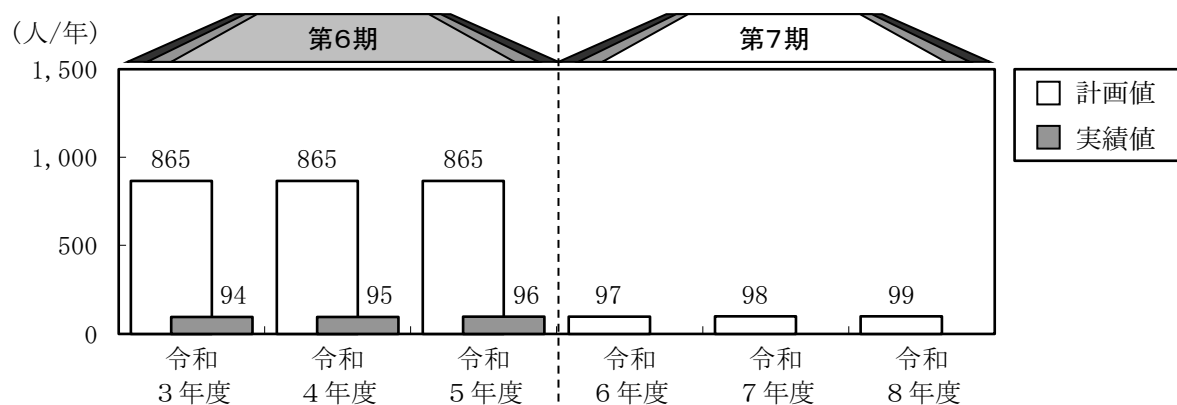
㊦-4 情報・意思疎通支援用具

【実利用人数】



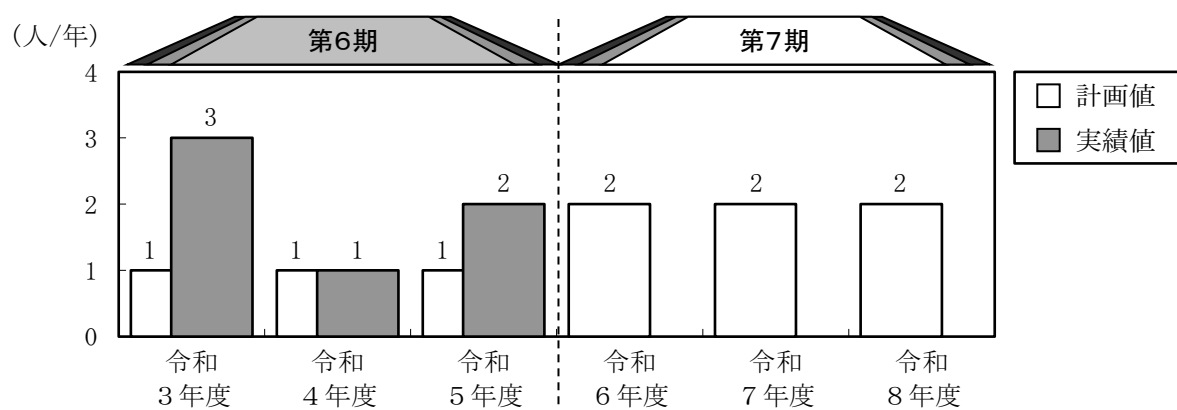
㊦-5 排泄管理支援用具

【実利用人数】



㊦-6 居住生活動作補助用具（住宅改修費）

【実利用人数】



㌿)手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がい者等の交流活動の促進のため、手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成する事業です。

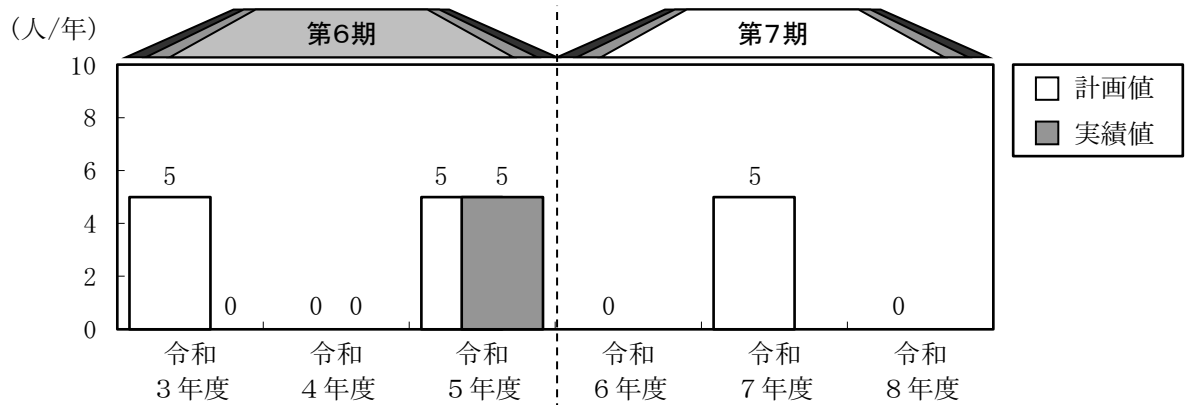
【実施に関する考え方】

養成期間2年のため、隔年で見込む（平均値）

修了見込み者数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/年	5	0	5	0	5	0
実績値	人/年	0	0	5	—	—	—
計画と実績の差		△5	0	0			

資料：障がい長寿課 ・令和5年度は、見込みの数値。

【修了見込み者数】



7)移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者の地域における社会参加を促進するため、外出の際の移動を支援する事業です。本市では、「個別支援型」と「車両移送型」を実施しています。

【実施に関する考え方】

平均値を見込む

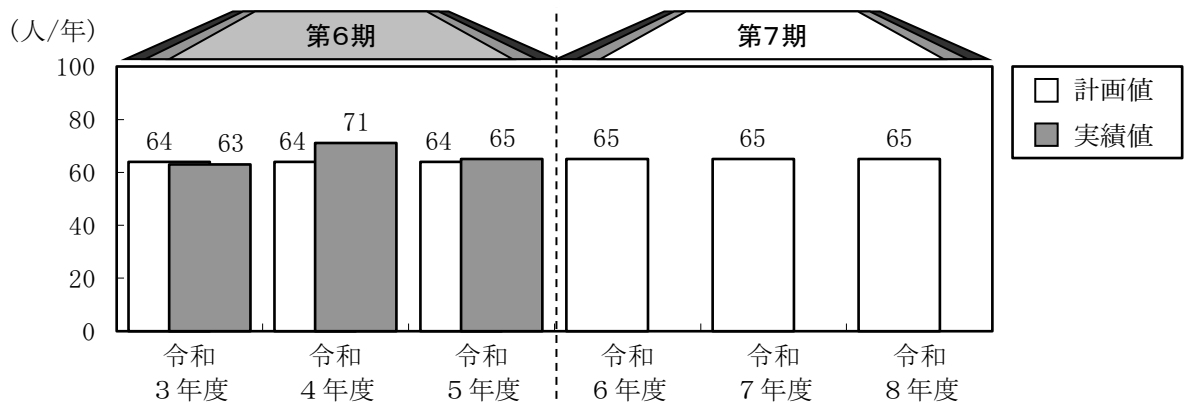
実利用人数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/年	64	64	64	65	65	65
実績値	人/年	63	71	65	—	—	—
計画と実績の差		△1	7	1			

延利用時間	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	時間/年	4,873	4,873	4,783	3,807	3,807	3,807
実績値	時間/年	3,817	4,047	3,807	—	—	—
計画と実績の差		△1,056	△826	△976			

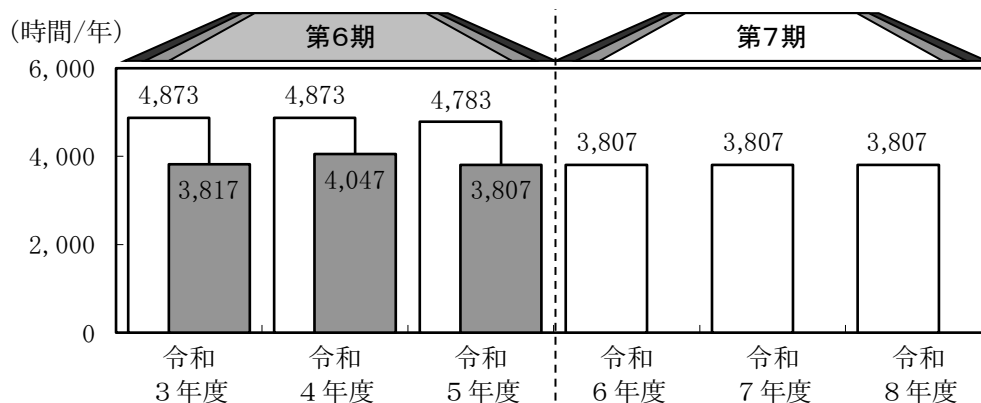
資料：障がい長寿課 ・ 令和5年度は、見込みの数値。

※移動支援事業は「個別支援型」と「車両移送型」を実施。「グループ支援型」は実施予定なし。

【実利用人数】



【延利用時間】



2) 地域活動支援センター

地域活動支援センターは、障がい者が地域で日中活動できる場(居場所)を作るために、創作活動又は生産活動の機会を提供し、社会との交流を促進する事業です。

【基礎的事業】 創作活動、生産活動、社会との交流促進等を実施する。	【機能強化事業】 地域活動支援センターの機能を強化する事業として次の3種類の事業があります。 〔機能強化事業Ⅰ型〕 専門職員(精神保健福祉士等)を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施します。なお、相談支援事業を併せて実施又は委託を受けていることを要件とします。 〔機能強化事業Ⅱ型〕 地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。 〔機能強化事業Ⅲ型〕 ①地域の障がい者のための援護対策として地域の障害者団体等が実施する通所による「小規模作業所」の実績を概ね5年以上有し、安定的な運営が図られている。 ②このほか、自立支援給付に基づく事業所に併設して実施することも可能。
--	---

【実施に関する考え方】

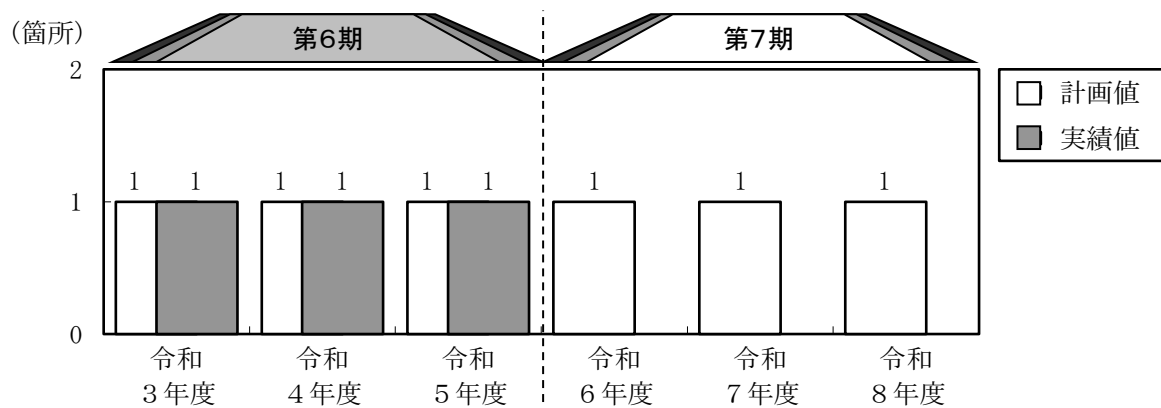
平均値を見込んでいます。

実施箇所数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	箇所	1	1	1	1	1	1
実績値	箇所	1	1	1	—	—	—
計画と実績の差		0	0	0			

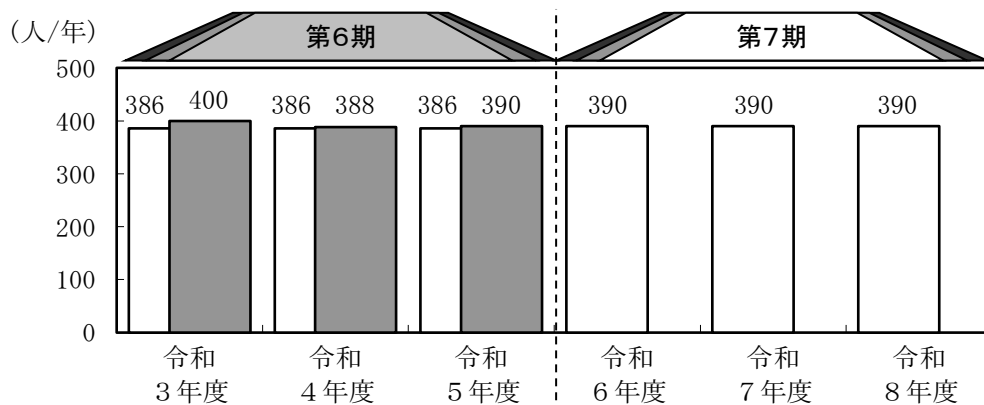
実利用人数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/年	386	386	386	390	390	390
実績値	人/年	400	388	390	—	—	—
計画と実績の差		14	2	4			

資料：障がい長寿課 ・ 令和5年度は、見込みの数値。

【実施箇所数】



【実利用人数】



(3)地域生活支援促進事業（市町村事業）

地域生活支援事業に含まれる事業等のうち、より促進すべき事項として国が定めた事業です。平成29年度から実施しています。

ア)障害者虐待防止対策支援事業

・市町村障害者虐待防止センターの体制整備

障がい者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援のため、地域における関係行政機関、障害者等の福祉、医療、司法に関連する職務に従事する者又は関係する団体、地域住民等の支援体制の強化や協力体制の整備を図ることを目的に実施している事業です。

【実施に関する考え方】

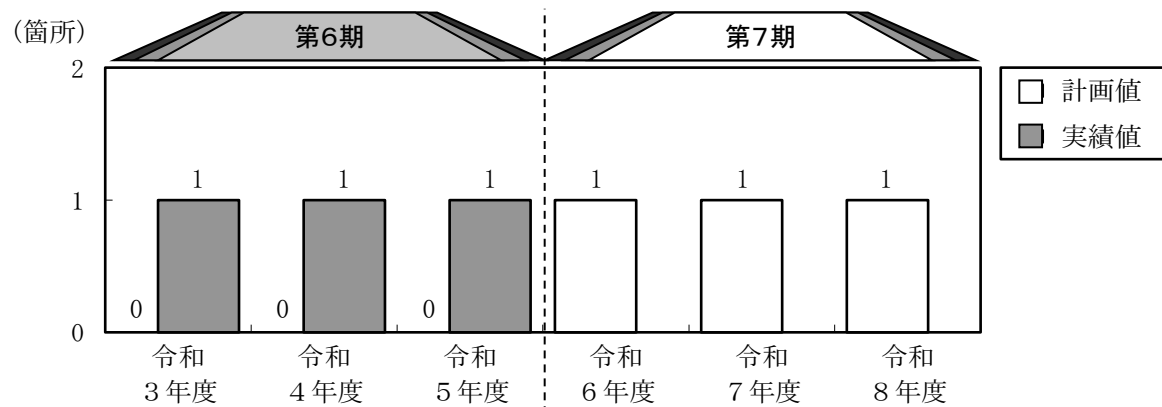
平均値を見込む

実施箇所数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	箇所	0	0	0	1	1	1
実績値	箇所	1	1	1	—	—	—
計画と実績の差		1	1	1			

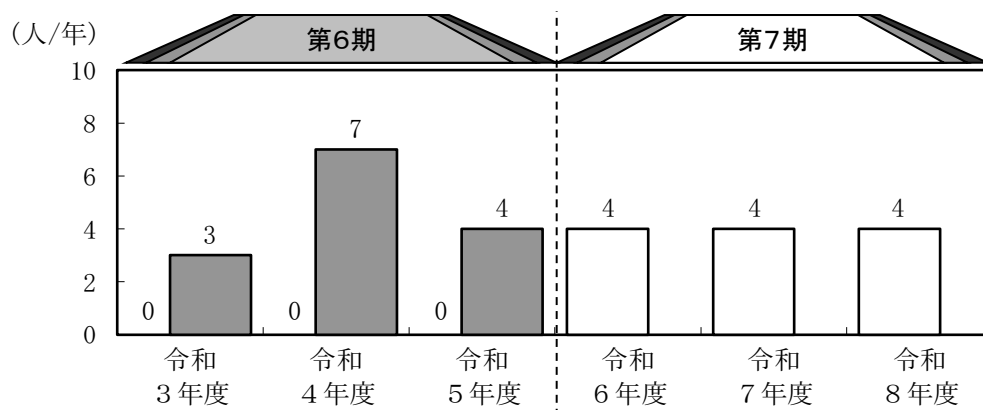
実利用人数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/年	0	0	0	4	4	4
実績値	人/年	3	7	4	—	—	—
計画と実績の差		3	7	4			

資料：障がい長寿課 ・ 令和5年度は、見込みの数値。

【実施箇所数】



【実利用人数】



1)医療的ケア児等総合支援事業

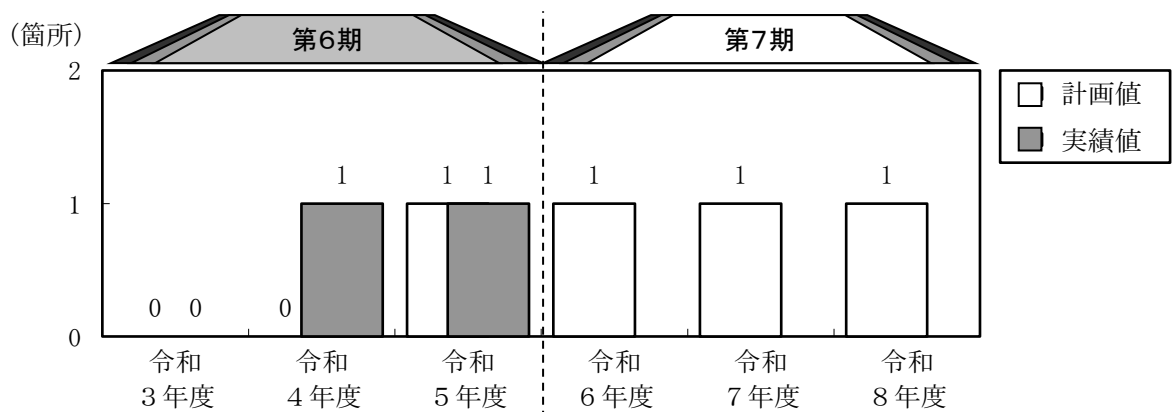
・医療的ケア児等の協議の場の設置

【実施に関する考え方】

実施箇所数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	箇所	0	0	1	1	1	1
実績値	箇所	0	1	1	—	—	—
計画と実績の差		0	1	0			

資料：障がい長寿課 ・令和5年度は、見込みの数値。

【実施箇所数】



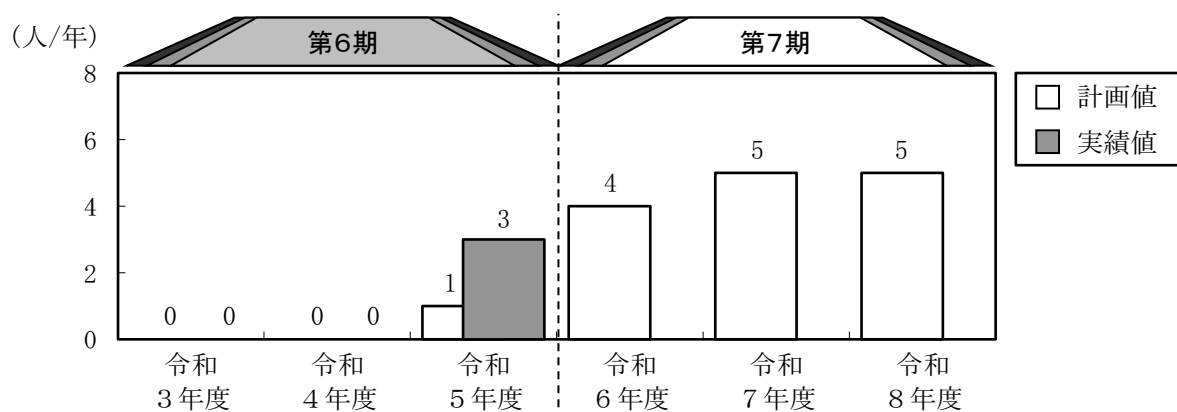
・医療的ケア児等コーディネーターの配置

【実施に関する考え方】

実利用人数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	箇所	0	0	1	4	5	5
実績値	箇所	0	0	3	—	—	—
計画と実績の差		0	0	2			

資料：障がい長寿課 ・令和5年度は、見込みの数値。

【配置者数】



ウ)発達障害児者及び家族等支援事業

・家族のスキル向上支援事業

ペアレントプログラムやペアレントトレーニングの支援スキルを習得するための研修

【実施に関する考え方】

全9回の研修プログラム

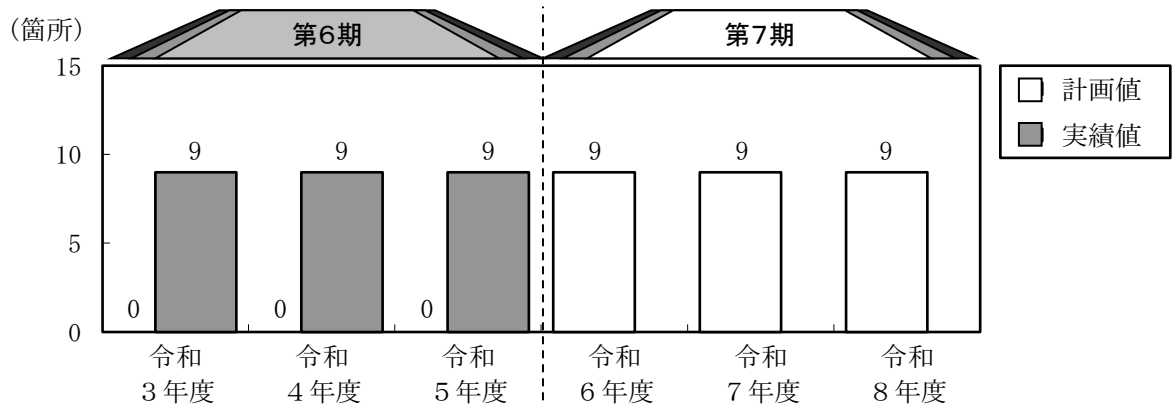
定員の8名を見込む

実施箇所数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	箇所	0	0	0	9	9	9
実績値	箇所	9	9	9	—	—	—
計画と実績の差		9	9	9			

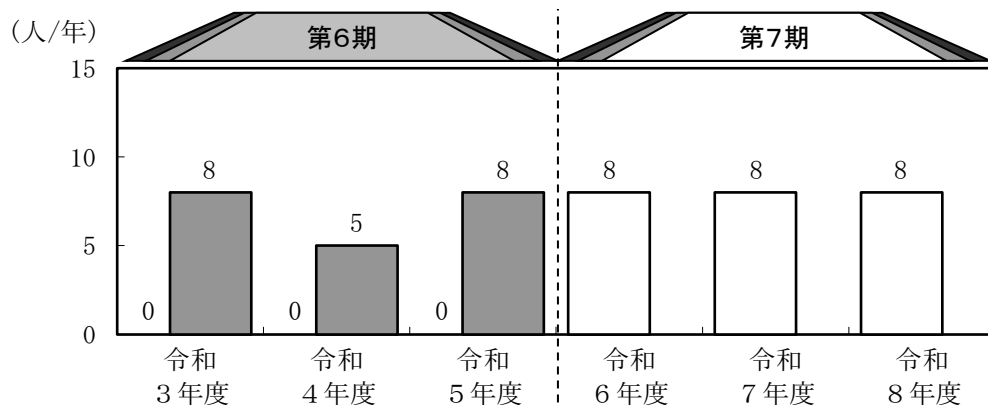
実利用人数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/年	0	0	0	8	8	8
実績値	人/年	8	5	8	—	—	—
計画と実績の差		8	5	8			

資料：障がい長寿課 ・令和5年度は、見込みの数値。

【実施箇所数】



【実利用人数】



I)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業

・精神保健医療福祉体制の整備に係る事業

保健・医療・福祉関係者等による協議の場の設置

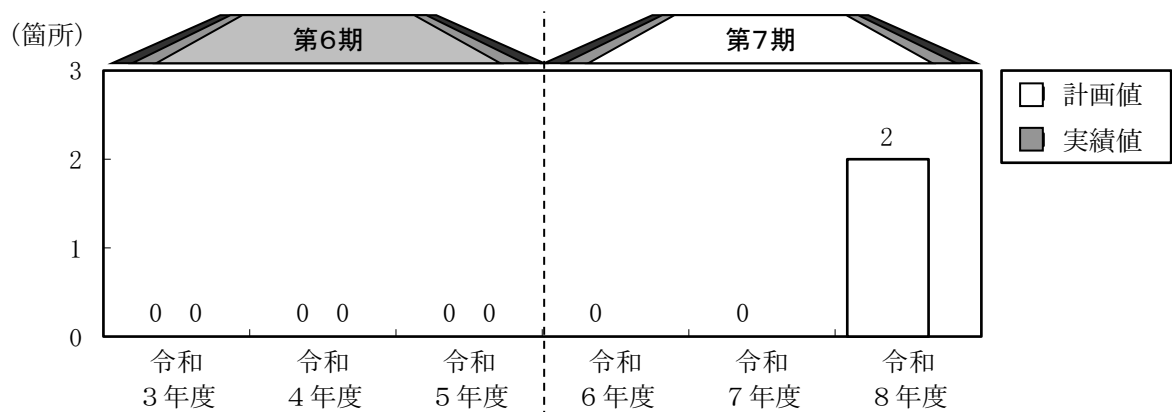
【実施に関する考え方】

令和8年度までに自立支援協議会の専門部会として設置

実施箇所数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	箇所	—	—	—	0	0	2
実績値	箇所	0	0	0	—	—	—
計画と実績の差		0	0	0			

資料：障がい長寿課 ・令和5年度は、見込みの数値。

【実施箇所数】



【地域生活支援事業(必須事業)の実績及び見込み一覧】

		単位	実績値			計画値		
			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
理解促進研修・啓発事業	実施箇所数	箇所	1	1	1	1	1	1
	実利用人数	人/年	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
自発的活動支援事業	実施箇所数	箇所	1	1	2	2	2	2
	実利用人数	人/年	50	37	34	34	34	34
相談支援事業								
障害者相談支援事業	実施箇所数	箇所	2	2	2	2	2	2
基幹相談支援センター及び基幹相談支援センター等機能強化事業	実施箇所数	箇所	2	2	2	2	2	2
	実利用人数	人/年	776	689	760	760	760	760
住宅入居等支援事業 (居住サポート事業)	実施箇所数	箇所	1	1	1	1	1	1
	実利用人数	人/年	2	9	4	4	4	4
成年後見制度利用支援事業	実利用人数	人/年	3	1	2	4	4	4
成年後見制度法人後見 支援事業	実施箇所数	箇所	0	0	0	0	0	0
	実利用人数	人/年	0	0	0	0	0	0
意思疎通支援事業								
手話通訳者・要約筆記 者派遣事業	実利用件数	件/年	43	48	53	53	53	53
手話通訳者設置事業	実施箇所数	箇所	0	0	0	1	1	1
日常生活用具給付等事業	実利用人数	人/年	143	126	136	137	138	139
介護・訓練支援用具	実利用人数	人/年	7	2	5	5	5	5
自立生活支援用具	実利用人数	人/年	16	14	14	14	14	14
在宅療養等支援用具	実利用人数	人/年	10	5	9	9	9	9
情報・意志疎通支援用具	実利用人数	人/年	13	9	10	10	10	10
排泄管理支援用具	実利用人数	人/年	94	95	96	97	98	99
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	実利用人数	人/年	3	1	2	2	2	2
手話奉仕員養成研修事業	修了見込み者数	人/年	0	0	5	0	5	0
移動支援事業	実利用人数	人/年	63	71	65	65	65	65
	延利用時間	時間/年	3,817	4,047	3,807	3,807	3,807	3,807
地域活動支援センター	実施箇所数	箇所	1	1	1	1	1	1
	実利用人数	人/年	400	388	390	390	390	390

※令和5年度は、見込みの数値。

【地域生活支援促進事業(市町村事業)の実績及び見込み一覧】

		単位	実績値			計画値		
			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
障害者虐待防止対策支援事業								
市町村障害者虐待 防止センターの体 制整備	実施箇所数	箇所	1	1	1	1	1	1
	実利用人数	人/年	3	7	4	4	4	4
医療的ケア児等総合支援事								
医療的ケア児等の 協議の場の設置	実施箇所数	箇所	0	1	1	1	1	1
医療的ケア児等コ ーディネーターの 配置	実利用人数	人/年	0	0	3	4	5	5
発達障害児者及び家族等支援事業								
家族のスキル向上支援事業								
ペアレントプログ ラムやペアレント トレーニングの支 援スキルを習得す るための研修	実施箇所数	箇所	9	9	9	9	9	9
	実利用人数	人/年	8	5	8	8	8	8
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業								
精神保健医療福祉体制の整備に係る事業								
保健・医療・福祉関 係者等による協議 の場の設置	実施箇所数	箇所	0	0	0	0	0	2

※令和5年度は、見込みの数値。

第4章

障がい児福祉計画

1. 成果目標
2. 第3期のサービス別見込量

第4章 障がい児福祉計画

1. 成果目標

(1) 障がい児福祉計画に係る障がい児の子ども・子育て支援等の提供体制の整備

＜障がい児福祉計画に係る障がい児の子ども・子育て支援等の提供体制の整備＞

事 項	令和4年度末 の実績（人）	利用ニーズを踏まえた必要な見込み量（人）		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
保育所	52	73	74	74
認定こども園	77	110	111	111
放課後児童健全育成事業	42	48	51	54
幼稚園	-	-	-	-

(2) 障がい児支援の提供体制の整備等

① 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置

	設置方法	設置時期	備 考
児童発達支援センターの設置	単独設置	令和7年	国指針：令和8年度末までに、各市町村に少なくとも一カ所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。 地域の実情により児童発達支援センターを未設置の市町村においては、障がい福祉主管部局等が中心となって、関係機関の連携の下で児童発達支援センターの中核的な支援機能と同等の機能を有する体制を地域において整備することが必要である。

■ 具体的な方法

児童発達支援及び保育所等訪問支援を実施している事業所に対し、地域における児童発達支援センターの役割やその必要についての周知を行い、児童発達支援センターとしての設置を促す。

②保育所等訪問支援等を活用した障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制の構築

	構築時期	備 考
障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制の構築	済	国指針：各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和８年度末までに、全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築することを基本とする。

■ 具体的な構築方法

障害児通所支援事業所等が実施する保育所等訪問支援を活用し、障がい児のインクルージョンを推進する体制を構築している。

③主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

	確保方法	確保時期	備 考
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	単独確保	済	国指針：令和８年度末までに、各市町村に少なくとも一カ所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。

■ 具体的な確保方法

既存事業所が継続実施していくことで確保を図る。

④医療的ケア児支援センター(都道府県ごと)の設置、医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置

	設置方法	設置時期※	備 考
保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置	単独設置	済	国指針：各都道府県及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。

※国指針においては、令和8年度末までに確保することとされている

■設置方法の詳細

	設置方法	具体的内容
保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置	既存組織活用	地域自立支援協議会の専門部会として設置

	設置 人数	配置時期及び人数			備考
		令和6年	令和7年	令和8年	
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	3	4	5	5	

2. 第3期のサービス別見込量

(1) 障害児通所支援

ア) 児童発達支援

日常生活における基本的な動作・知識・集団生活への適応訓練を行います。

【見込み量の算出根拠】

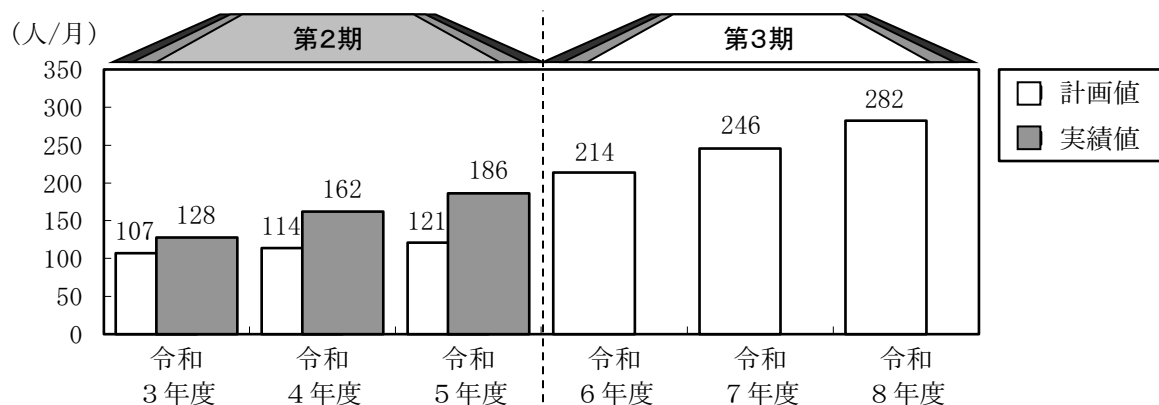
令和2年～令和4年までの平均伸び率から令和5年度以降の数値を見込みました。

利用者数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/月	107	114	121	214	246	282
実績値	人/月	128	162	186	—	—	—
計画と実績の差		21	48	65			

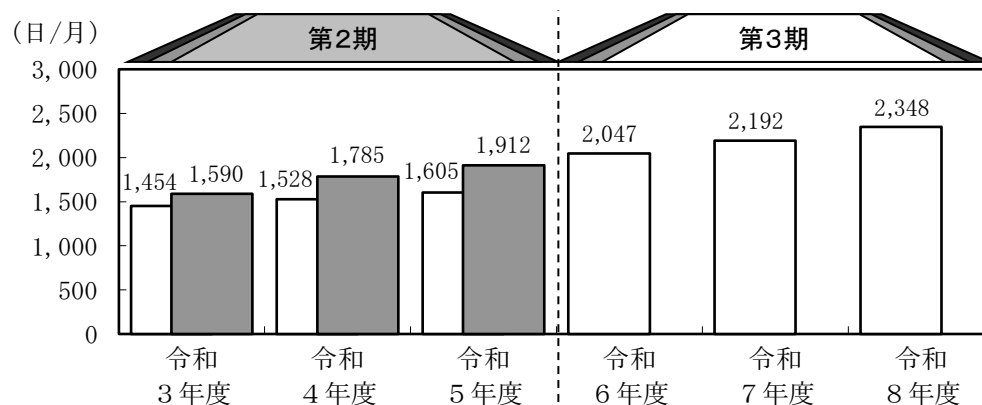
利用量	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	日/月	1,454	1,528	1,605	2,047	2,192	2,348
実績値	日/月	1,590	1,785	1,912	—	—	—
計画と実績の差		136	257	△1,605			

資料：障がい長寿課 ・令和5年度は、見込みの数値。

【利用者数】



【利用量】



1)医療型児童発達支援

肢体不自由のある児童について、医療型児童発達支援センター又は指定医療機関等に通わせ、児童発達支援及び治療を行います。

【見込み量の算出根拠】

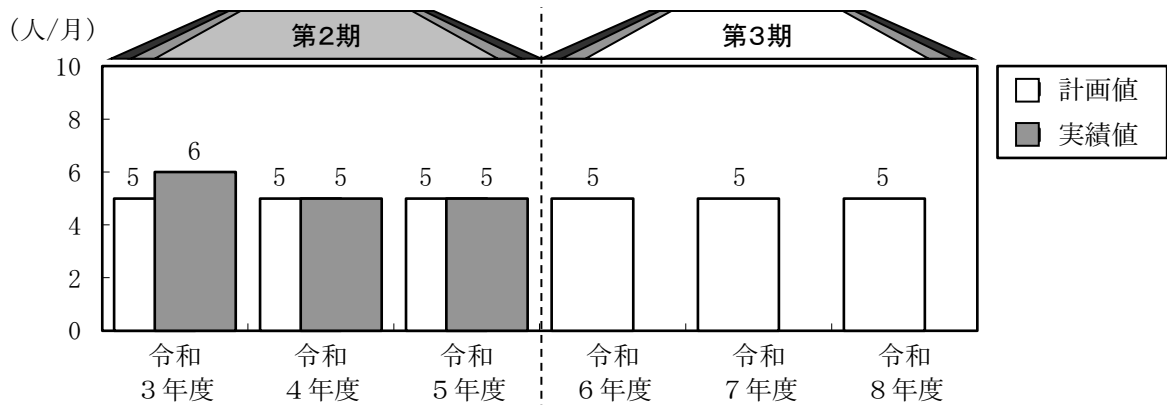
年度ごとの利用者数と利用量にばらつきがあるため、平均値と同数を見込む

利用者数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/月	5	5	5	5	5	5
実績値	人/月	6	5	5	—	—	—
計画と実績の差		1	0	0			

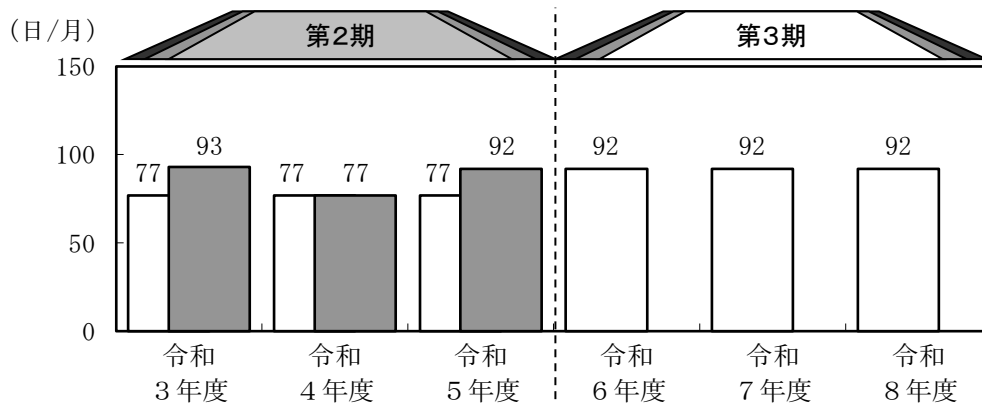
利用量	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	日/月	77	77	77	92	92	92
実績値	日/月	93	77	92	—	—	—
計画と実績の差		16	0	15			

資料：障がい長寿課 ・令和5年度は、見込みの数値。

【利用者数】



【利用量】



ウ)放課後等デイサービス

学校授業終了後又は休日において生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流を行います。

【見込み量の算出根拠】

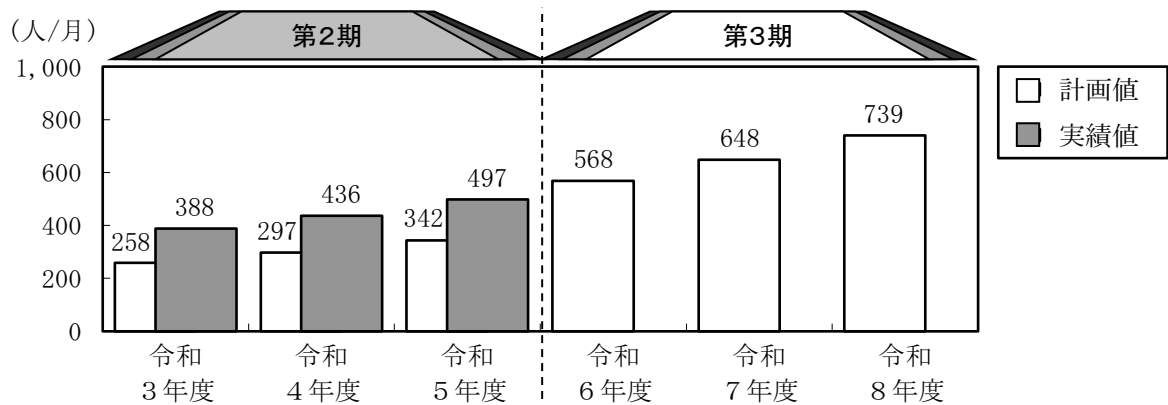
令和2年～令和4年までの平均伸び率から令和5年度以降の数値を見込みました。

利用者数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/月	258	297	342	568	648	739
実績値	人/月	388	436	497	—	—	—
計画と実績の差		130	139	155			

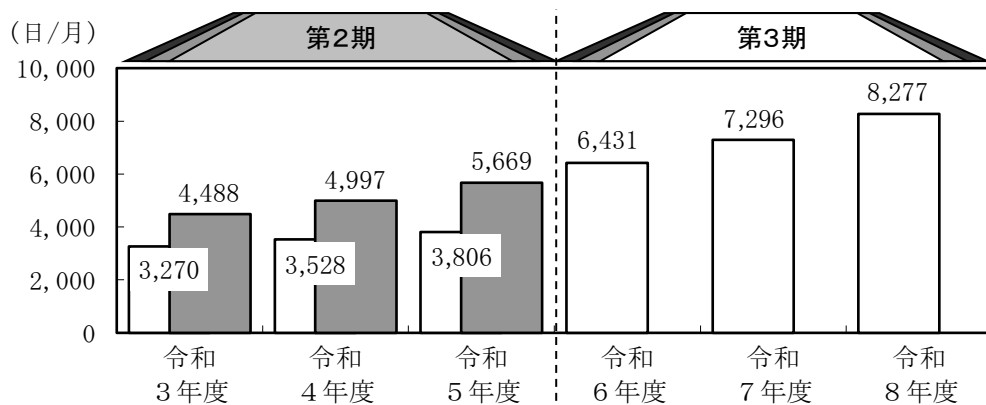
利用量	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	日/月	3,270	3,528	3,806	6,431	7,296	8,277
実績値	日/月	4,488	4,997	5,669	—	—	—
計画と実績の差		1,218	1,469	1,863			

資料：障がい長寿課 ・ 令和5年度は、見込みの数値。

【利用者数】



【利用量】



I) 保育所等訪問支援

保育所や集団生活を営む施設等を訪問し、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

【見込み量の算出根拠】

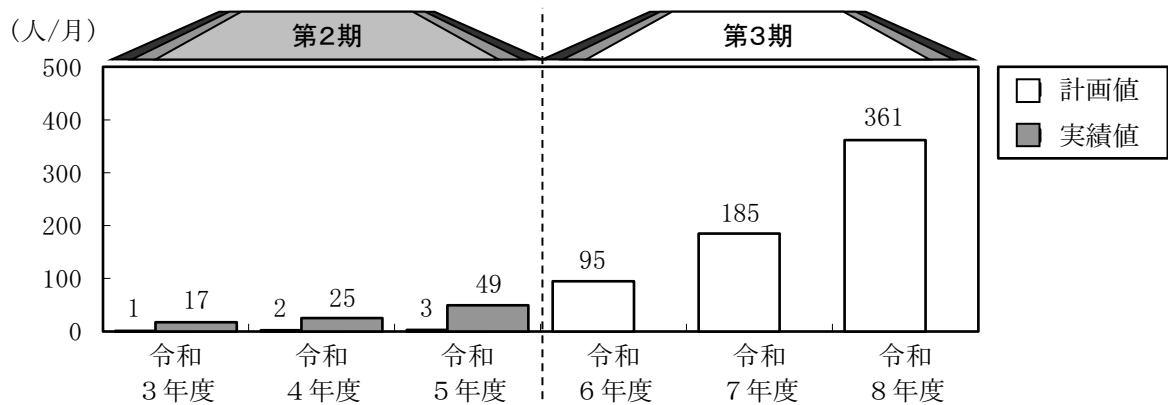
令和2年～令和4年までの平均伸び率から令和5年度以降の数値を見込みました。

利用者数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/月	1	2	3	95	185	361
実績値	人/月	17	25	49	—	—	—
計画と実績の差		16	23	46			

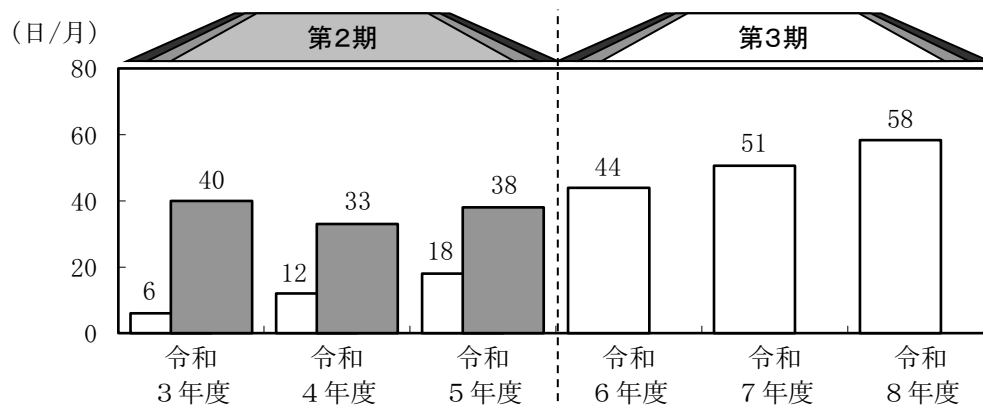
利用量	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	日/月	6	12	18	44	51	58
実績値	日/月	40	33	38	—	—	—
計画と実績の差		34	21	20			

資料：障がい長寿課 ・ 令和5年度は、見込みの数値。

【利用者数】



【利用量】



わ)居宅訪問型児童発達支援

居宅訪問型児童発達支援は、平成 30 年度から新しく導入されたサービスです。重度の障がい等により外出が困難な障がい児の自宅を訪問し、発達支援を行うものです。

【見込み量の算出根拠】

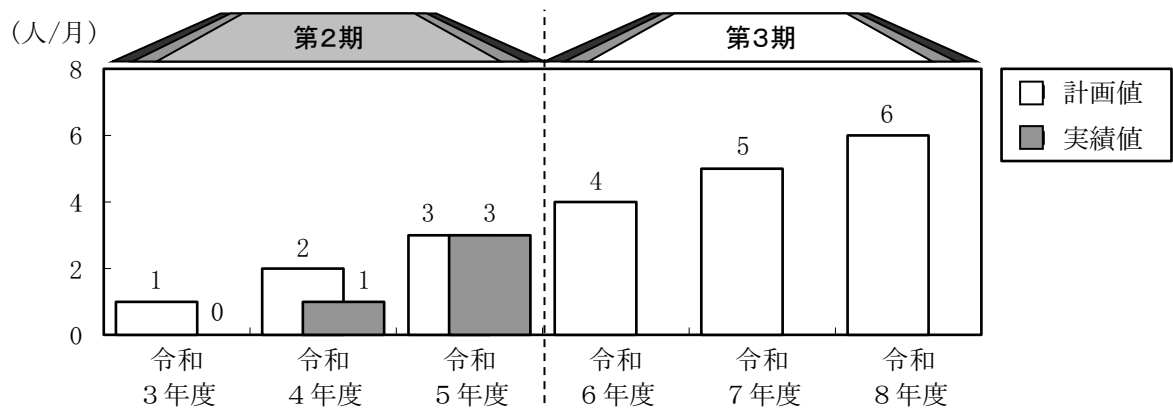
利用量＝月平均日数/人 1 年に 1 名の増加を見込む

利用者数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/月	1	2	3	4	5	6
実績値	人/月	0	1	3	—	—	—
計画と実績の差		△1	△1	0			

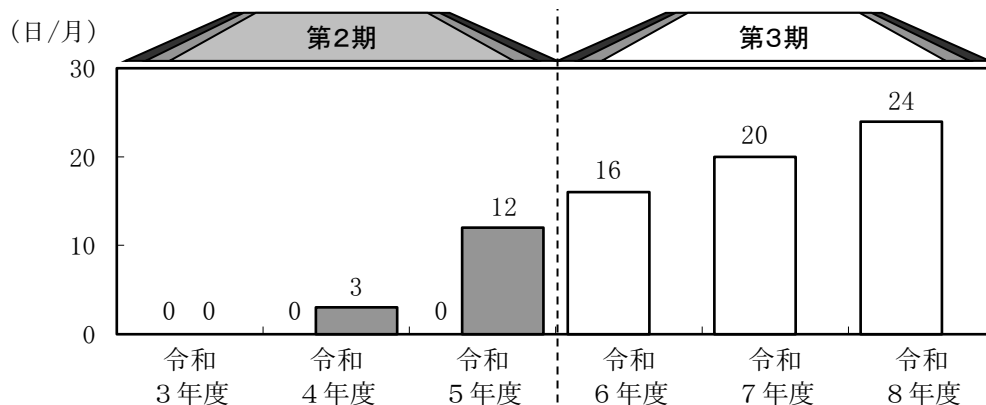
利用量	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	日/月	0	0	0	16	20	24
実績値	日/月	0	3	12	—	—	—
計画と実績の差		0	3	12			

資料：障がい長寿課 ・令和5年度は、見込みの数値。

【利用者数】



【利用量】



か)障がい児相談支援

障がい児が障害児通所支援を利用する際、障害児支援利用計画を作成し、必要に応じて計画の変更、事業所との調整、情報提供などの支援を行います。

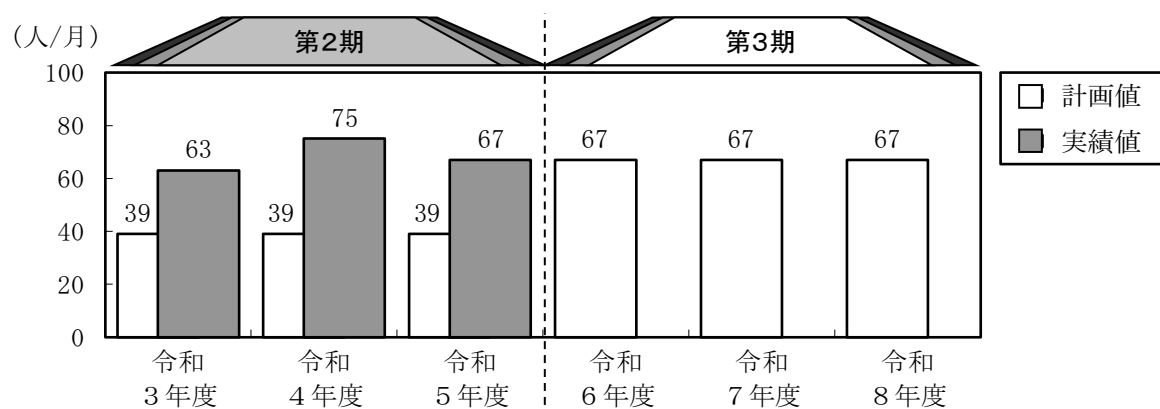
【見込み量の算出根拠】

年度ごとの利用者数と利用量にばらつきがあるため、平均値と同数を見込む

利用者数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/月	39	39	39	67	67	67
実績値	人/月	63	75	67	—	—	—
計画と実績の差		24	36	28			

資料：障がい長寿課 ・令和5年度は、見込みの数値。

【利用者数】



【障害児通所支援事業の実績及び見込み一覧】

		単位	実績値			計画値		
			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
児童発達支援	利用者	人/月	128	162	186	214	246	282
	利用量	日/月	1,590	1,785	1,912	2,047	2,192	2,348
医療型児童発達支援	利用者	人/月	6	5	5	5	5	5
	利用量	日/月	93	77	92	92	92	92
放課後等デイサービス	利用者	人/月	388	436	497	568	648	739
	利用量	日/月	4,488	4,997	5,669	6,431	7,296	8,277
保育所等訪問支援	利用者	人/月	17	25	49	95	185	361
	利用量	日/月	40	33	38	44	51	58
居宅訪問型児童発達支援	利用者	人/月	0	1	3	4	5	6
	利用量	日/月	0	3	12	16	20	24
障害児相談支援	利用者	人/月	63	75	67	67	67	67

※令和5年度は、見込みの数値。

(2) 障害児通所支援のサービス見込量確保のための方策

本市では利用者のニーズを満たす供給量を確保するために、各サービスの利用状況を把握し、サービスの提供が不足しないよう民間等の事業者との連携を図ります。

また、サービス量の確保とともに、質の高いサービスの提供が不可欠であるため、利用者の声を把握することに努め、状況に応じて事業者への指導を行うなど、質の低下を防ぐように努めます。特に放課後等デイサービスの需要に対応する供給量の確保や、事業所が少ない保育所等訪問支援や重度障がい児が利用できる事業所の確保を図るなど、障害児通所支援の利用しやすい環境づくりに努めます。

実績の乏しいサービスについては利用の周知を図るほか、サービス提供事業所がないサービスについては、本市のサービス利用状況等の情報提供により事業者の参入促進を図ります。

第5章

計画の推進について

1. 計画の推進体制
2. 計画の進捗管理

第5章 計画の推進について

本計画を着実に推進するためには、豊見城市のみならず、関係機関・団体との連携が必要です。また、本計画に掲げている各施策・目標等の進捗状況をチェックし、取り組みの点検・評価を行うことも必要です。本市では、このような計画の推進について、以下のように取り組んでいきます。

1. 計画の推進体制

本計画は、豊見城市の障がい者施策の基本計画であり、計画には、情報提供、相談支援、サービス提供、地域生活支援、保健・医療、教育、就労支援、社会活動、安全・安心、差別解消・権利擁護といった、様々な分野が含まれています。

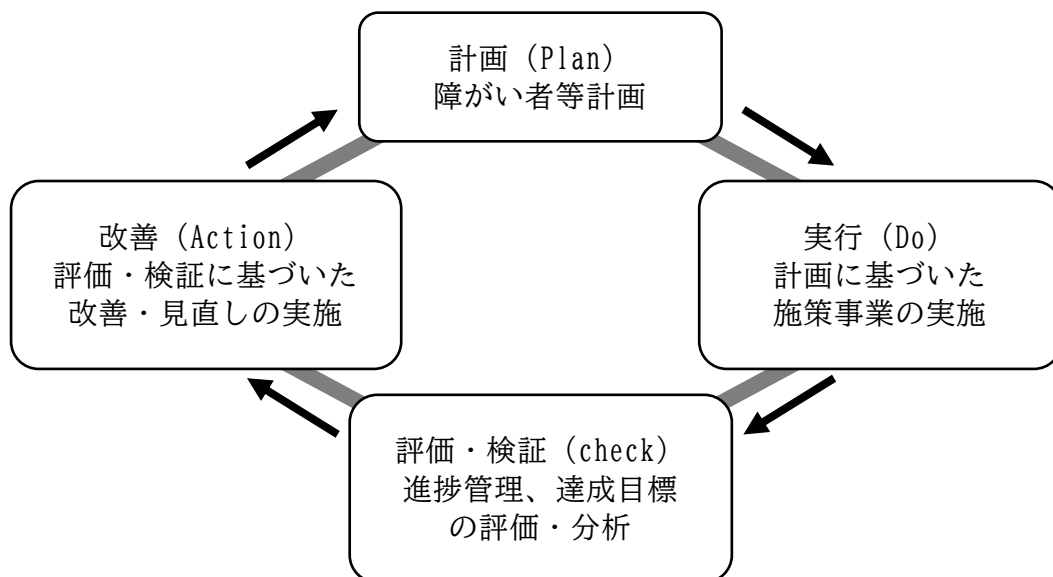
このため、福祉健康部が中心となり、関係部局、関係機関・団体、地域、障がい当事者とその家族等と連携を図りながら、総合的かつ効果的な計画の実施を図ります。

2. 計画の進捗管理

本計画の実施状況や取り組みの達成状況を点検・評価するため、毎年度、計画の進捗管理を行います。また、必要に応じて点検・評価内容を施策推進協議会で協議し、市の実情に合わせて計画の見直しを行います。

進捗管理については、PDCAサイクルに基づく評価及び検証の手法を用い、実効性のある進捗管理を行います。

PDCAサイクルによる進捗管理



資料編

1. 障がい者の状況
2. 障害福祉サービス等の利用状況
3. アンケート調査結果から見る現状と課題
4. 前計画の施策の推進状況
5. 計画策定の経緯
6. 豊見城市障害者施策推進協議会委員名簿
7. 豊見城市障害者施策推進協議会規則
8. 障害者施策推進協議会への諮問文
9. 障害者施策推進協議会からの答申文

1. 障がい者の状況

(1) 障がい者(児)数の推移

本市の障がい者(児)数(令和4年度末現在)は、総数で4,117人となっています。そのうち身体障がい者が2,521人で全体の61.2%、知的障がい者が760人で18.5%、精神障がい者が836人で20.3%となっています。

市の総人口に占める割合は、身体障がい者が3.8%、知的障がい者が1.2%、精神障がい者が1.3%となっています。

平成29年度から令和4年度の推移についてみると、全体で718人の増(21.1%の増)で、障がい別では身体障がい者が286人の増(12.8%の増)、知的障がい者が160人の増(26.7%の増)、精神障がい者が272人の増(48.2%の増)となっており、いずれも高い伸び率となっています。これは、市の総人口の伸び率3.1%に比べても高い伸び率となっています。

障がい者(児)数の推移(障害者手帳所持者数)

単位：人、%

		平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	H29年-R4年 伸び率
身体障がい者	人	2,235	2,230	2,324	2,405	2,453	2,521	286
	%	65.8	63.6	63.0	62.8	62.0	61.2	12.8
知的障がい者	人	600	626	664	699	727	760	160
	%	17.7	17.9	18.0	18.3	18.4	18.5	26.7
精神障がい者	人	564	651	699	724	775	836	272
	%	16.6	18.6	19.0	18.9	19.6	20.3	48.2
合計	人	3,399	3,507	3,687	3,828	3,955	4,117	718
	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	21.1
豊見城市人口	人	63,695	64,163	64,561	65,644	65,594	65,690	1,995
	%	—	—	—	—	—	—	3.1
人口に占める割合	身体障がい者	3.5	3.5	3.6	3.7	3.7	3.8	14.3
	知的障がい者	0.9	1.0	1.0	1.1	1.1	1.2	8.0
	精神障がい者	0.9	1.0	1.1	1.1	1.2	1.3	13.6
	障がい者総数	5.3	5.5	5.7	5.8	6.0	6.3	36.0

資料：障がい長寿課

(2) 年齢別障がい者(児)数の推移

年齢別障がい者(児)数(令和4年度末現在)は、総数でみると18歳未満が353人で全体の8.6%、18歳以上が3,764人の91.4%を示し、9割以上が18歳以上となっています。

平成29年度から令和4年度の推移についてみると、総数では18歳未満が74人の増(26.5%の増)、18歳以上が644人の増(20.6%の増)となっており、いずれも高い伸び率を示しています。中でも精神障がい者は18歳未満、18歳以上、共に高い伸び率となっています。

年齢別障がい者(児)数の推移

単位：人、%

			平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	H29年-R4年 伸び率
身体障がい者	18歳以上	人	2,179	2,166	2,259	2,332	2,377	2,444	265
		%	97.5	97.1	97.2	97.0	96.9	96.9	12.2
	18歳未満	人	56	64	65	73	76	77	21
		%	2.5	2.9	2.8	3.0	3.1	3.1	37.5
	総数	人	2,235	2,230	2,324	2,405	2,453	2,521	286
		%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	12.8
知的障がい者	18歳以上	人	403	420	448	476	497	524	121
		%	67.2	67.1	67.5	68.1	68.4	68.9	30.0
	18歳未満	人	197	206	216	223	230	236	39
		%	32.8	32.9	32.5	31.9	31.6	31.1	19.8
	総数	人	600	626	664	699	727	760	160
		%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	26.7
精神障がい者	18歳以上	人	538	617	660	684	739	796	258
		%	95.4	94.8	94.4	94.5	95.4	95.2	48.0
	18歳未満	人	26	34	39	40	36	40	14
		%	4.6	5.2	5.6	5.5	4.6	4.8	53.8
	総数	人	564	651	699	724	775	836	272
		%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	48.2
合計	18歳以上	人	3,120	3,203	3,367	3,492	3,613	3,764	644
		%	91.8	91.3	91.3	91.2	91.4	91.4	20.6
	18歳未満	人	279	304	320	336	342	353	74
		%	8.2	8.7	8.7	8.8	8.6	8.6	26.5
	総数	人	3,399	3,507	3,687	3,828	3,955	4,117	718
		%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	21.1

資料：障がい長寿課

(3) 身体障がい者(児)数の等級別推移

身体障がい者(児)の等級別数(令和4年度末現在)は、1級が最も多く1,015人で40.3%を占めています。次いで、4級の18.8%(474人)、2級の16.3%(412人)、3級の15.1%(380人)と続いています。

平成29年度から令和4年度の推移については、1級の166人の増(19.6%増)が最も高く、次いで、6級の18.3%増、5級の14.4%増などが高い伸び率を示しています。

身体障がい者(児)数の等級別推移

単位：人、%

		平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	H29年－R4年 伸び率
1級	人	849	871	926	962	975	1,015	166
	%	38.0	39.1	39.8	40.0	39.7	40.3	19.6
2級	人	392	385	402	409	412	412	20
	%	17.5	17.3	17.3	17.0	16.8	16.3	5.1
3級	人	351	351	351	371	383	380	29
	%	15.7	15.7	15.1	15.4	15.6	15.1	8.3
4級	人	437	414	434	443	448	474	37
	%	19.6	18.6	18.7	18.4	18.3	18.8	8.5
5級	人	97	99	100	105	109	111	14
	%	4.3	4.4	4.3	4.4	4.4	4.4	14.4
6級	人	109	110	111	115	126	129	20
	%	4.9	4.9	4.8	4.8	5.1	5.1	18.3
合計	人	2,235	2,230	2,324	2,405	2,453	2,521	286
	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	12.8

資料：障がい長寿課

(4)知的障がい者(児)数の等級別推移

知的障がい者(児)の等級別数(令和4年度末現在)は、B2(軽度)が最も多く309人で40.7%を占めています。次いで、B1(中度)の25.1%(191人)、A2(重度)の22.6%(172人)、A1(最重度)の11.6%(88人)と続いています。

平成29年度から令和4年度の推移については、全体では160人の増加で伸び率は26.7%となっています。

また、すべての等級で増加しており、A1(最重度)は63.0%と高い伸び率を示しています。

知的障がい者(児)数の等級別推移

単位：人、%

		平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	H29年－R4年 伸び率
A1 (最重度)	人	54	58	61	67	74	88	34
	%	9.0	9.3	9.2	9.6	10.2	11.6	63.0
A2 (重度)	人	126	132	148	156	169	172	46
	%	21.0	21.1	22.3	22.3	23.2	22.6	36.5
B1 (中度)	人	163	165	172	186	187	191	28
	%	27.2	26.4	25.9	26.6	25.7	25.1	17.2
B2 (軽度)	人	257	271	283	290	297	309	52
	%	42.8	43.3	42.6	41.5	40.9	40.7	20.2
合計	人	600	626	664	699	727	760	160
	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	26.7

資料：障がい長寿課

(5)精神障がい者(児)数の等級別推移

精神障がい者(児)の等級別数(令和4年度末現在)は、2級が最も多く458人で54.8%を占めています。次いで、1級(189人)と3級(160人)は22.6%の同率となっています。

平成29年度から令和4年度の推移については、全体では272人の増加で伸び率は48.2%となっています。また、すべての等級で増加しており、特に3級は60.2%増と高い伸び率を示しています。

精神障がい者(児)数の等級別推移

単位：人、%

		平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	H29年－R4年 伸び率
1級	人	138	164	183	166	175	189	51
	%	24.5	25.2	26.2	22.9	22.6	22.6	37.0
2級	人	308	352	356	398	430	458	150
	%	54.6	54.1	50.9	55.0	55.5	54.8	48.7
3級	人	118	135	160	160	170	189	71
	%	20.9	20.7	22.9	22.1	21.9	22.6	60.2
合計	人	564	651	699	724	775	836	272
	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	48.2

資料：障がい長寿課

2. 障害福祉サービス等の利用状況

(1) 障害福祉サービス種類別利用状況

障害福祉サービスの種類別利用状況(令和4年度末現在)を見ると、延べ利用者数が13,077人となっています。

平成29年度から令和4年度の推移は、全体の延べ利用者数が29.2%(2,959人)の増加となっています。

障害福祉サービス種類別利用状況(延べ利用者数)

単位：人

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
サービス合計	8,100	8,130	8,806	9,048	9,348	9,827
訪問系サービス	1,545	1,606	1,855	1,769	1,713	1,787
日中活動系サービス	4,943	4,938	5,270	5,591	5,854	6,047
短期入所	321	324	392	255	202	279
療養介護	180	178	184	192	185	174
居住系サービス	430	389	404	518	658	794
施設入所支援	681	695	701	723	736	746
サービス利用計画作成費	708	920	1,034	1,321	1,348	1,519
療養介護医療費	180	180	181	195	181	177
その他費用	1,130	1,019	1,118	1,270	1,400	1,554
特定障害者特別給付	1,111	1,000	1,099	1,241	1,386	1,540
高額障害福祉サービス費	19	19	19	29	14	14
総合計	10,118	10,249	11,139	11,834	12,277	13,077

資料：障がい長寿課

(2) 障害児通所支援の利用状況

障害児通所支援の利用状況(令和4年度末現在)を見ると、延べ利用者数が7,036人となっています。

平成29年度から令和4年度の推移は、全体の延べ利用者数は93.8%(3,406人)の増加で2倍近くの伸びとなっています。

障害児通所支援利用状況(延べ利用者数)

単位：人

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
障害児通所支援利用者数	3,630	4,243	4,681	5,158	6,109	7,036

資料：障がい長寿課

(3) 地域生活支援事業の利用状況

地域生活支援事業の利用状況(令和4年度末現在)は、利用者数が102人となっています。

平成29年度から令和4年度の推移は、全体の利用者数が2.9%(3人)の減少となっています。

地域生活支援事業の利用者数

単位：人

サービス種類	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
移動支援	62	64	66	62	63	71
日中一時支援	43	44	43	30	32	31
合計	105	108	109	92	95	102

資料：障がい長寿課

地域生活支援事業(主な事業)の利用者数

単位：人

サービス種類	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
相談支援	11,724	10,236	9,974	7,190	5,718	4,860
地域活動支援センター	5,084	5,875	5,891	4,614	4,045	4,116
コミュニケーション支援	45	60	71	68	40	46
社会参加促進 (奉仕員養成研修)	677	769	440	※0	※0	194

資料：障がい長寿課

※奉仕員養成研修について、令和2年度～3年度はコロナウイルス感染症拡大により実施できなかった。

(4) 自立支援医療費、重度心身障害者医療費の給付状況

① 疾病別自立支援医療費(更生医療)給付状況

疾病別自立支援医療費(更生医療)の給付状況(令和4年度末現在)を見ると、受給者数が356人となっています。

平成29年度から令和4年度の推移は、全体の受給者数が25.6%(104人)の減少となっています。

疾病別自立支援医療費(更生医療)給付人数

単位：人

サービス種類	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
視覚障害	0	0	0	0	0	0
聴覚障害・平衡機能障害	0	0	0	0	0	0
音声・言語・そしゃく機能障害	0	0	0	0	0	0
肢体不自由	3	2	1	1	2	0
心臓機能障害	129	53	23	30	22	24
腎臓機能障害	311	313	354	302	316	304
小腸機能障害	0	0	0	0	0	0
肝臓機能障害	5	4	5	3	4	3
免疫機能障害	12	10	12	14	20	25
合計	460	382	395	350	364	356

資料：障がい長寿課

② 疾病別自立支援医療費(育成医療)給付状況

疾病別自立支援医療費(育成医療)の給付状況(令和4年度末現在)を見ると、受給者数が35人となっています。

平成29年度から令和4年度の推移は、全体の受給者数が71.3%(87人)の減少となっています。

疾病別自立支援医療費(育成医療)給付人数

単位：人

サービス種類	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
視覚障害	2	0	4	4	0	0
聴覚障害・平衡機能障害	6	4	2	5	3	5
音声・言語・そしゃく機能障害	20	25	34	18	19	14
肢体不自由	25	22	23	23	15	10
心臓機能障害	17	11	3	1	3	2
腎臓機能障害	0	0	0	0	0	0
小腸機能障害	0	0	2	1	0	0
肝臓機能障害	0	0	0	0	0	0
その他機能障害	52	54	18	34	29	4
免疫機能障害	0	0	0	0	0	0
合計	122	116	86	86	69	35

資料：障がい長寿課

③疾病別自立支援医療費(精神通院医療)給付決定状況

疾病別自立支援医療費(精神通院医療)の給付状況(令和4年度末現在)を見ると、全体の給付件数は1,963件となっています。障がい別では、気分(感情)障害が33.9%、統合失調症22.0%となっています。

平成29年度から令和4年度の推移は、全体の給付件数は40.8%(569件)の増加となっています。

疾病別自立支援医療費給付決定件数

単位：件、%

区分		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
統合失調症	件数	398	347	414	451	434	432
	構成比	28.6	24.8	25.2	24.1	23.0	22.0
心因反応	件数	0	0	0	0	0	0
	構成比	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
気分(感情)障害	件数	477	477	560	586	604	665
	構成比	34.2	34.1	34.0	31.4	32.0	33.9
てんかん	件数	132	136	146	170	185	193
	構成比	9.5	9.7	8.9	9.1	9.8	9.8
脳器質性精神障害	件数	41	44	149	192	190	184
	構成比	2.9	3.1	9.1	10.3	10.1	9.4
その他精神障害	件数	2	2	178	248	240	261
	構成比	0.1	0.1	10.8	13.3	12.7	13.3
中毒性精神障害	アルコール中毒	件数	82	119	51	57	61
		構成比	5.9	8.5	3.1	3.0	3.1
	その他の中毒	件数	167	161	3	3	3
		構成比	12.0	11.5	0.2	0.2	0.2
精神遅滞	件数	0	7	9	11	15	14
	構成比	0.0	0.5	0.5	0.6	0.8	0.7
発達障害	件数	78	107	136	151	158	150
	構成比	5.6	7.6	8.3	8.1	8.4	7.6
不明	件数	17	0	0	0	0	0
	構成比	1.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
合計	件数	1,394	1,400	1,646	1,869	1,889	1,963
	構成比	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

資料：障がい長寿課

④重度心身障害者医療費の助成状況

重度心身障害者医療費の助成状況(令和4年度末現在)を見ると、全体の助成延べ人数が7,377人となっています。

平成29年度から令和4年度の推移は、延べ人数が142.6%(4,336人)の増加となっています。

重度心身障害者医療費の助成状況(延人数)

単位：人

サービス種類	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
重度心身障害者医療	3,041	3,596	7,072	7,362	7,466	7,377

資料：障がい長寿課

(5)補装具の交付状況

①補装具の交付状況

補装具の交付状況(令和4年度末現在)を見ると、全体の件数は123件となっています。件数で最も多いのは補聴器の34件で、次いで、車椅子の28件、装具の22件となっています。

平成29年度から令和4年度の推移は、件数が8.2%(11件)の減少となっています。

補装具の交付件数

単位：件

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
盲人安全杖	2	1	3	1	3	2
義眼	0	0	1	0	0	0
眼鏡	5	6	7	5	4	5
補聴器	32	32	40	36	37	34
義肢	10	6	10	6	11	9
装具	23	36	23	37	24	22
車椅子	28	26	30	14	27	28
電動車椅子	12	9	7	9	9	5
歩行器	2	2	2	1	4	3
歩行補助杖	1	1	0	3	3	1
座位保持装置等	17	7	12	8	15	13
重度意思伝達装置	1	1	0	0	2	0
起立保持具	0	1	0	0	0	0
座位保持いす	1	0	4	6	1	1
合計	134	128	139	126	140	123

資料：障がい長寿課

②日常生活用具の交付状況

日常生活用具の交付状況(令和4年度末現在)を見ると、全体の件数は1,005件となっています。件数で最も多いのはストーマ装具の572件で、次いで、紙おむつ等の402件となっています。

平成29年度から令和4年度の推移は、件数が18.0%(153件)の増加となっています。

日常生活用具の交付件数

単位：件

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
視覚障害者用ポータブルレコーダー	2	0	1	2	1	1
点字器	1	0	0	0	0	0
視覚障害者用時計	2	0	0	0	1	3
点字図書	0	0	0	0	0	0
視覚障害者用体重計	2	0	0	0	0	1
視覚障害者用体温計	1	0	1	0	0	0
視覚障害者用血圧計	2	0	1	1	1	0

日常生活用具の交付件数

単位：件

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
透析液加温機	3	1	3	1	2	1
ネブライザー(吸入器)	2	1	2	3	3	0
特殊便器	0	0	0	1	1	0
入浴補助用具	9	1	3	5	6	6
浴槽	0	0	0	1	0	0
歩行支援用具	0	0	0	0	0	0
電気式たん吸引器	5	3	12	4	4	4
聴覚障害用通信装置	0	1	0	0	1	0
聴覚障害者用情報受信装置	0	0	0	0	0	0
聴覚障害者用屋内信号装置	1	0	1	1	1	1
携帯用会話補助装置	0	0	0	0	0	0
電磁調理器	0	1	0	0	1	0
視覚障害者用拡大読書器	3	3	0	0	6	1
ストーマ装具	554	591	571	537	578	572
特殊寝台	6	1	1	3	5	0
特殊マット	3	0	2	1	2	0
体位変換器	0	0	0	0	0	0
頭部保護帽	1	4	5	2	2	4
情報・通信支援用具	0	1	1	0	0	0
福祉電話(貸与)	0	0	0	2	2	1
紙おむつ等	249	303	327	375	416	402
点字ディスプレイ	0	1	0	0	0	0
人口咽頭	2	0	0	4	2	1
訓練いす	0	0	0	0	0	0
T字状・棒状のつえ	0	0	0	1	0	0
住宅改修費	1	0	0	0	3	1
火災警報器	0	0	0	0	0	0
移動・移乗支援用具	1	1	1	1	5	4
自立生活支援用具その他	0	0	0	0	0	0
点字タイプライター	0	0	0	0	0	0
パルスオキシメーター	2	0	1	2	0	0
訓練用ベッド	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	2
合計	852	913	933	947	1,043	1,005

資料：障がい長寿課

(6) 特別障害者手当、障害児福祉手当、福祉手当の給付状況

特別障害者手当、障害児福祉手当の給付状況(令和4年度末現在)を見ると、全体の件数は2,034件となっています。

平成29年度から令和4年度の推移は、受給者数が14.9%(263人)の増加となっています。

特別障害者手当、障害児福祉手当、福祉手当の受給者数

単位：人

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
特別障害者手当	820	905	1,021	1,061	1,125	1,238
障害児福祉手当	951	980	968	954	900	796
福祉手当	0	0	0	0	0	0
合計	1,771	1,885	1,989	2,015	2,025	2,034

資料：障がい長寿課

3. アンケート調査結果から見る現状と課題

(1) 調査概要

①調査の目的

豊見城市障がい者計画及び障がい福祉計画・障がい児福祉計画の見直しにあたり、障がい者を対象に生活状況やサービスの利用状況等を把握するとともに、市民の障害福祉に対する意識等を調査し、計画策定の基礎資料とすることを目的に実施しました。

②実施主体

豊見城市障がい長寿課

③調査対象者、抽出方法

- ・ 在宅の身体障がい者：身体障害者手帳所持者 無作為抽出（800 件）
- ・ 在宅の知的障がい者：療育手帳所持者 全数調査（303 件）
- ・ 在宅の精神障がい者：サービス事業所等の利用者に無作為で調査（185 件）
- ・ 在宅の障がい児：手帳所持者 全数調査（225 件）
- ・ 施設入所者：施設入所支援の利用者 数か所の施設に調査協力依頼（85 件）

④配布方法

- ・ 在宅の身体障がい者：郵送による配布・回収
- ・ 在宅の知的障がい者：郵送による配布・回収
- ・ 在宅の精神障がい者：サービス事業所等を通じて配布・回収
- ・ 在宅の障がい児：郵送による配布・回収
- ・ 施設入所者：入所施設を通して配布・回収

⑤調査期間

令和5年9月28日～令和5年11月末

⑥回収状況

	配布件数	回収数 (有効回答数)	回収率
在宅の身体障がい者	800 件	449 件	40.7%
在宅の知的障がい者	303 件		
在宅の精神障がい者	185 件	64 件	34.6%
在宅の障がい児	225 件	114 件	50.7%
施設入所者	85 件	44 件	51.8%
合 計	1,598 件	671 件	42.0%

⑦調査票の回答者

	総数	本人	家族等の代筆	家族等が本人の意向 をくみ取って記入	無回答
身体障がい者	364 件	198 件 (54.4%)	73 件 (20.1%)	35 件 (9.6%)	58 件 (15.9%)
知的障がい者	140 件	50 件 (35.7%)	31 件 (22.1%)	34 件 (24.3%)	25 件 (17.9%)
精神障がい者	66 件 140 件	36 件 (54.5%)	9 件 (13.6%)	10 件 (15.2%)	11 件 (16.7%)
	総数	本人	本人の家族	施設の職員	無回答
施設入所者	44 件	22 件 (50.0%)	0 件 (0.0%)	19 件 (43.2%)	3 件 (6.8%)

(2)調査から見る現状や課題の整理（計画策定の資料として）

アンケート調査結果からわかる現状や課題を整理しました。

情報提供や相談等の身近な支援体制の充実について

情報の入手先としては、市の広報誌やサービス事業所、家族等が多くなっています。相談先としては、家族や親せきが大半を占めていますが、身体障がい者では医療機関、知的障がい者や精神障がい者ではサービス事業所という声も多くなっています。相談機関等との情報共有や対応する職員の資質向上も必要となります。障がいの理解のためには障がい者とふれあう機会が必要です。

・情報の入手方法

- 身体障がい者では、「市の広報紙・資料」が44.2%で高く、そのほか「家族・親戚・友人・知人」が22.0%、「病院などの医療機関」が20.3%(74人)となります。
- 知的障がい者は、「障害福祉サービス事業所」が37.9%で高く、そのほか「家族・親戚・友人・知人」が27.9%、「市の広報紙・資料」が26.4%、「障害者相談支援事業所」が22.1%となります。
- 精神障がい者は、「家族・親戚・友人・知人」、「障害福祉サービス事業所」がともに31.8%、「市の広報紙・資料」が27.3%、「病院などの医療機関」が25.8%、「市役所・保健所」、「障害者相談支援事業所」が21.2%となります。

・相談先

- 相談先としては、身体障がい者では、「家族や親せき」が75.0%と最も高く、そのほか「友人・知人」が26.4%、「医師・看護師・ケースワーカーなど」が18.1%となります。
- 知的障がい者は、「家族や親せき」が71.4%と最も高く、そのほか「福祉サービス事業所等の職員」が25.0%、「友人・知人」が20.0%となります。
- 精神障がい者では、「家族や親せき」が57.6%と最も高く、そのほか「相談支援事業所」が30.3%、「福祉サービス事業所等の職員」が25.8%、「医師・看護師・ケースワーカーなど」が19.7%となります。

・障がいに関する理解について

- 障がいに対する市民の理解について「理解されている」という回答は、身体障がい者では37.4%、知的障がい者では32.1%、精神障がい者では12.1%となります。

・障がいの理解を深めるため必要なこと

- 障がいの理解を深めるために必要なことについては、身体障がい者と精神障がい者では、「マスメディアを活用した広報活動の充実」（身体で22.8%、精神で13.6%）、知的障がい者では、「障がい者とふれあう機会の拡充(行事、サークル活動など)」（17.1%）が最も高いです。

地域で暮らす生活基盤の充実について

地域生活の上では、経済的負担軽減や働く場の確保などを望む声が多いです。施設入所者のなかで地域移行を希望する声は11%程度になります。外出時の困り事では、公共交通機関が少ないことや、急な体調の変化、コミュニケーションをとるのが難しいなどの声が比較的多いです。

・地域で自立した生活をする場合の条件

- 身体障がい者では、「経済的な負担の軽減があること」が44.2%、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」が31.0%、「家族介助者の支援があること(相談、リフレッシュなど)」が28.0%となります。
- 知的障がい者では、「働く場があること」が54.3%、「経済的な負担の軽減があること」が41.4%、「地域住民の理解があること」が33.6%となります。
- 精神障がい者では、「経済的な負担の軽減があること」が43.9%、「働く場があること」が40.9%、「地域住民の理解があること」が37.9%、「身近な相談相手がいること」が36.4%となります。

・現在、今後の生活について

- 施設入所者では、施設を出て地域生活したいという声が11.4%となります。
- また、施設入所者で「今後も施設での生活を続けたい理由」としては、「施設にいた方が安心できるから」が64.1%で特に高く、「施設での生活が自分にあっているから」が41.0%、「施設職員や他の入所者との関係が良好だから」と「家族の受け入れ体制が整っていないから」が38.5%となります。
- 施設入所者の望む将来の生活形態の希望では、「今のまま、施設で暮らしたい」が45.5%となります。
- 地域で生活するための支援については、「障がい者に適した住居の確保」、「経済的な負担の軽減」がともに59.1%(26人)、「相談対応等の充実」が50.0%(22人)、「在宅で医療ケアなどが適切に得られること」、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」がともに47.7%(21人)、「地域住民等の障がいに対する理解」が45.5%(20人)、「環境が整っていること(道路の段差解消、点字ブロックなど)」が43.2%(19人)、「地域の支え合いによる支援が得られること」が36.4%(16人)、「地域住民との交流の機会をつくる」が31.8%(14人)、「生活能力向上のための訓練などの充実」が27.3%(12人)と多くの項目で比率が高く地域で生活する不安が大きいことが分かります。

・外出頻度

- 身体障がい者の90.7%、知的障がい者の95.0%、精神障がい者の95.5%が外出すると回答しています。「週に5日以上」外出する人は、身体障がい者が36.0%、知的障がい者が62.9%、精神障がい者が53.0%となります。

・外出時に困ること

- 身体障がい者では、「公共交通機関が少ない(ない)」が21.2%で、「発作など突然の身体の変化が心配」が14.8%となります。
- 知的障がい者では、「コミュニケーションをとるのが難しい」が25.7%、「公共交通機関が少ない(ない)」が19.3%となります。
- 精神障がい者では、「発作など突然の身体の変化が心配」が30.3%、「公共交通機関が少ない(ない)」が22.7%となります。

障害福祉サービスは、身体障がい者では居宅介護系や自立支援、知的障がい者、精神障がい者では就労支援系や自立支援のニーズが高いです。また、その他のサービスも、在宅生活を送る上で必要とされています。

・障害福祉サービスの利用状況と利用意向

○身体障がい者では、

- ・利用しているサービス…「相談支援(計画相談も含む)」が14.8%と高いほか、「補装具の交付及び修理」が12.1%、「自立訓練(機能訓練、生活訓練)」が8.2%、「生活介護」が6.6%で比較的高いです。
- ・利用意向…「相談支援(計画相談も含む)」が28.8%、「補装具の交付及び修理」が23.4%、「短期入所(ショートステイ)」が22.3%、「自立訓練(機能訓練、生活訓練)」と「日常生活用具給付等事業」が21.4%、「移動支援事業」が20.1%で比較的高いです。

○知的障がい者では、

- ・利用しているサービス…「相談支援(計画相談も含む)」が35.0%と非常に高いほか、「就労継続支援B型」が25.7%、「生活介護」が15.0%、「日中一時支援事業」が12.9%で比較的高いです。
- ・利用意向…「相談支援(計画相談も含む)」が37.9%で高いほか、「短期入所(ショートステイ)」が32.1%、「行動援護」が25.0%、「共同生活援助(グループホーム)」が24.3%、「就労継続支援B型」と「日中一時支援事業」が23.6%も比較的高いです。

○精神障がい者では、

- ・利用しているサービス…「就労継続支援B型」が47.0%で高いほか、「相談支援(計画相談も含む)」が39.4%、「共同生活援助(グループホーム)」が15.2%で高いです。
- ・利用意向…「就労継続支援B型」が34.8%で高いほか、「相談支援(計画相談も含む)」が31.8%、「短期入所(ショートステイ)」が22.7%、「共同生活援助(グループホーム)」と「移動支援事業」が21.2%も比較的高いです。

障がい者の健康を支える体制の充実について

発達障害、気になる子への対応も必要です。
医療ケアでは、服薬の管理が必要な障がい者も見られ、特に施設入所者のほとんどが服薬管理を必要としています。

・発達障害と診断されたこと

○発達障害の診断については、身体障がい者は2.7%、知的障がい者は40.0%、精神障がい者は21.2%が「ある」と回答しています。障がい児では57.4%となります。

・現在受けている医療ケア

○医療ケアでは「服薬管理」が比較的高く、身体障がい者で27.7%、知的障がい者では18.6%、精神障がい者では34.8%となります。また、施設入所者では61.4%が服薬管理を受けています。

障がいのある子どもの成長支援について

障がい児は、学校教育において、一人ひとりの状態に応じた指導や、障がいの有無にかかわらず学べる環境などが求められています。
学校教育で大切と思うことについては、障がい児に応じた専門的な教育や医療や福祉との連携、教員の専門性向上という声が多いです。

・障がい児の通園・通学先

○小学校就学前のお子さんでは、「児童発達支援事業所」が32.1%、「こども園」が28.6%となります。
小学生以上のお子さんでは、95.4%の子が学校に通っています。小学校が46.0%、中学校が29.9%、高校が19.5%となります。そのうち特別支援学校に通っているのは51.7%となります。

・保育・療育・教育で望んでいること

○保育・療育・教育で望んでいることについて尋ねたところ、「能力や障がいの状態に応じた指導を充実させてほしい」が60.0%、「障がいを持っていない子ども達に障がいへの理解を深めてほしい」が34.8%、「就労に向けた相談支援の充実を図ってほしい」が27.8%、「保育・教育関係者の障がいへの理解を深めてほしい」が25.2%、「保護者からの相談に親身に対応してほしい」が22.6%、「保育所や学校は専門機関との連携を深めてほしい」が18.3%となっています。

社会参加と自己実現への支援について

一般就労している障がい者は非常に少なく、非正規のパート・アルバイトによる就労が多いです。就労支援や職場での障がいの理解を図る必要があります。
また、知的障がい者や精神障がい者では、就労支援による福祉的就労の希望が高いです。

・就労の状況

- 一般就労している人は、身体障がい者は19.2%、知的障がい者は27.1%、精神障がい者では7.6%となります。
- 就労している人のうち、「正職員で他の職員と勤務条件等に違いがない」は、身体障がい者は41.4%、知的障がい者は15.8%となります。精神障がい者はいません。
- 「パート・アルバイト等の非常勤職員、派遣職員」による就労は、知的障がい者で63.2%と高く、精神障がい者は60.0%、身体障がい者では27.1%となります。

・就労意向

- 一般就労していない人の就労意向率は、身体障がい者で27.6%、知的障がい者で13.3%、精神障がい者では24.4%となります。

・職業訓練の受講の意向

- 職業訓練の受講の意向は、身体障がい者が9.3%、知的障がい者が11.4%、精神障がい者が16.7%となります。

・障がい者の就労支援で必要なこと

- 障がい者が就労する上では、「上司・同僚の障がいの理解」が必要という回答が最も高く、身体障がい者が38.2%、知的障がい者が48.6%、精神障がい者が57.6%となります。
- 身体障がい者では、そのほか「通勤手段の確保」、「通勤時間や勤務日数・バリアフリー等の配慮」がともに32.1%、「民間企業の雇用努力」が26.1%、「就業後のフォロー等、職場と支援機関の連携」が20.3%となります。
- 知的障がい者では、そのほか「通勤手段の確保」が42.1%、「就業後のフォロー等、職場と支援機関の連携」が36.4%、「通勤時間や勤務日数・バリアフリー等の配慮」が31.4%、「民間企業の雇用努力」が27.1%となります。
- 精神障がい者では、そのほか「就業後のフォロー等、職場と支援機関の連携」が40.9%、「通勤手段の確保」が39.4%、「通勤時間や勤務日数・バリアフリー等の配慮」が30.3%、「職業訓練施設の増設」が21.2%、「民間企業の雇用努力」が16.7%となります。

障がい者の地域活動への参加状況は2割未満にとどまっています。
参加しない理由では、体力的な問題や活動内容がわからない、一緒に参加する仲間がいないという声が見られます。
障がい者が参加しやすい環境を整えることも必要です。

・地域活動への参加状況

- 地域での活動に「参加する」という声は、身体障がい者で16.2%、知的障がい者で16.4%、精神障がい者で19.7%です。
- 参加している活動では身体障がい者と知的障がい者が、「地域の行事やお祭り」（身体で55.9%、知的で78.3%）、精神障がい者は、「障害者団体の活動」が53.8%と高くなっています。
- 参加しない理由としては、身体障がい者は「参加するための体力がない」が40.2%、知的障がい者や精神障がい者では「どんな活動があるかわからない」が特に多いです（知的：53.3%、精神：32.0%）。また、「参加できる行事や活動が少ない」や「一緒に参加する仲間がいない」という声も、知的障がい者や精神障がい者では比較的多いです。

安全・安心なまちづくりの推進について

災害時には一人で避難できない人も多くなっています。
障がい者が安心して暮らせる地域環境の整備が必要です。

・近所に助けてくれる人はいるか

- 災害時の避難の際に、身近に手助けしてくれる人がいるか聞いたところ、「いる」という回答は身体障がい者で68.7%、知的障がい者で77.1%、精神障がい者で57.6%とすべての障がい者で半数を超えています。
- 災害時に「一人で避難できるので手助けはいらない」という回答は、精神障がい者では19.7%となっていますが、身体障がい者では8.2%、知的障がい者では5.0%にとどまっています。
- 一人暮らしで、身近に手助けしてくれる人が「いない」という回答が15.9%みられます。

・災害時に困ること

- 身体障がい者は「発生時に、安全なところまで迅速に避難することができない」、「避難時に、避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安」がともに44.8%、「避難時に、投薬や治療が受けられない」が38.5%、「避難時に、医療的ケアが受けられない」が23.6%となります。
- 知的障がい者では、「発生時に、安全なところまで迅速に避難することができない」が41.4%と最も高く、次いで、「避難時に、避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安」が35.7%、「発生時に、救助を求めることができない」が35.0%、「発生時の被害状況、避難場所などの情報が入手できない」が32.9%、「発生時及び避難時に、周囲とコミュニケーションがとれない」が31.4%となります。
- 精神障がい者では、「避難時に、避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安」、「避難時に、投薬や治療が受けられない」がともに40.9%、「発生時に、安全なところまで迅速に避難することができない」が39.4%、「発生時及び避難時に、周囲とコミュニケーションがとれない」が30.3%となります。

障がい者の権利擁護の推進について

知的障がい者や精神障がい者では、差別を受けた経験者も多く、職場や地域などでの障がいの理解が必要となります。
成年後見制度は、内容まで理解している障がい者は低く、周知徹底が必要となります。

・差別を受けたこと

- 身体障がい者では29.1%、知的障がい者は55.0%、精神障がい者では45.5%が差別を経験しています。
- 身体障がい者に比べて知的障がい者、精神障がい者で差別を感じている割合が非常に高く、知的障がいや精神障がいについての理解等が必要です。
- 年代で見ると20代が66.0%、30代が53.6%、40代が48.4%、50代が47.3と高くなっています。
- 障がい児では、51.3%が差別を経験しています。

・差別を受けた場所

- 差別を受けたのは、「外出先」が必要という回答が最も高く、身体障がい者が46.2%、知的障がい者が40.3%、精神障がい者が30.0%となります。
- 身体障がい者では、そのほか「交通機関を利用したとき」、「学校・仕事場」がともに26.4%、「仕事を探すとき」、「病院などの医療機関」がともに24.5%となります。
- 知的障がい者では、そのほか「学校・仕事場」が33.8%、「交通機関を利用したとき」が29.9%となります。
- 精神障がい者では、そのほか「仕事を探すとき」が26.7%、「住んでいる地域」が23.3%、「学校・仕事場」、「病院などの医療機関」がともに20.0%となります。
- 障がい児では、「スーパー・ショッピングセンター」が40.7%(24人)と最も高く、「保育施設」が35.6%(21人)、「学校」が32.2%(19人)、「公園」が23.7%(14人)、「飲食店」が22.0%(13人)、「娯楽施設・観光施設」が20.3%(12人)となっています。

・成年後見制度の周知度

- 成年後見制度を知っている人は、身体障がい者で54.4%、知的障がい者で35.0%、精神障がい者で45.5%あります。
- 制度について「名前も内容も知っている」という回答は、身体障がい者は29.7%、知的障がい者は17.1%、精神障がい者は18.2%となります。

4. 前計画の施策の推進状況

(1) 各施策の実施状況評価

前計画の各施策について、実施状況(達成度)をA～Eの5段階で評価しました。

[A=達成度 81～100%、B=達成度 61～80%、C=達成度 41～60%、D=達成度 21～40%、E=達成度 0～20%]

施 策	評価	担当課
基本目標1 情報アクセシビリティ(利用しやすさ)の向上及び意思疎通支援の充実		
1-1 多様な情報の提供と発信		
1-1-1 多様な方法による情報の提供		
①情報提供体制及び提供手法の充実	A	障がい長寿課
②障害種別対応図書の充実	A	生涯学習振興課 (中央図書館)
③緊急時の情報提供体制の充実	B	障がい長寿課
	B	防災管財課
④アクセシビリティに配慮した行政情報の提供	B	防災管財課
	A	秘書広報課
1-1-2 情報入手の支援		
①多様な情報入手手段の提供	A	秘書広報課
②意思疎通支援の充実	B	障がい長寿課
基本目標2 地域で暮らす生活基盤の充実(自立した生活の支援・意思決定支援の推進)		
2-1 本人の決定を尊重する意思決定支援の実施		
2-1-1 自己決定の尊重		
①わかりやすい情報の提供	B	障がい長寿課
2-1-2 意思決定支援の実施		
①意思決定支援の推進	B	障がい長寿課
②意思決定支援会議の開催	A	障がい長寿課
2-2 相談支援体制の充実		
2-2-1 相談窓口の充実		
①相談支援事業の周知と啓発	A	障がい長寿課
②障害種別や年齢、性別等に対応した相談支援	A	障がい長寿課
2-2-2 相談支援体制の強化		
①障害関係機関のネットワークの強化	B	障がい長寿課
②基幹相談支援センターの機能強化	A	障がい長寿課
③自立支援協議会の活動推進	B	障がい長寿課
④発達障害者等へのピアサポートの推進	E	障がい長寿課
2-2-3 地域生活への移行・定着支援		
①地域移行支援体制の推進	C	障がい長寿課
②地域定着支援	A	障がい長寿課
2-3 障害のある子どもの支援環境の充実		
2-3-1 療育体制の整備		
①乳幼児期における早期発見・早期支援の充実	A	子育て支援課
②一貫した児童発達支援体制の充実	B	保育こども園課
	E	障がい長寿課
③切れ目のない支援体制の構築	B	子育て支援課

施 策		評価	担当課
	2-3-2 障害児へのサービス等提供体制の充実		
	①障害児相談支援体制の充実	A	障がい長寿課
	②障害児通所支援等の充実	B	障がい長寿課
	③重度心身障害児へのサービス提供の充実	A	障がい長寿課
	④医療的ケアが必要な障害児への包括的支援	B	障がい長寿課
	2-4 障害者の日常生活支援サービスの充実		
	2-4-1 日常生活支援の福祉サービスの充実		
	①地域生活支援拠点の整備	D	障がい長寿課
	②障害福祉サービスの充実	A	障がい長寿課
	③サービス提供に係る人材の育成・確保	E	障がい長寿課
	④地域生活支援事業の充実	A	障がい長寿課
	⑤難病や特定疾患等の特性に対する配慮	A	障がい長寿課
	2-4-2 障害者の外出支援の充実		
	①ヘルプマークの普及啓発	A	障がい長寿課
	②移動支援への対応	A	障がい長寿課
基本目標3 保健・医療の充実			
	3-1 保健・医療の充実		
	3-1-1 保健対策の充実		
	①疾病に起因する障害の発生予防	B	健康推進課
	②心身の健康づくり	B	健康推進課
	3-1-2 地域医療体制の充実		
	①医療受診に対する支援の充実	A	障がい長寿課
基本目標4 障害のある子どもの保育や教育の充実			
	4-1 保育・教育支援等の体制の整備		
	①保育所等における受け入れの促進	A	保育こども園課
	②認定こども園における支援の充実	A	保育こども園課
	4-2 学齢期の教育等支援体制の充実		
	①特別支援教育の充実	A	学校教育課
	②インクルーシブ教育の推進	A	学校教育課
	③就学相談支援事業の実施	A	学校教育課
	④放課後児童クラブ(学童クラブ)における障害児の受け入れ環境の充実	B	こども応援課
基本目標5 雇用・就労環境の充実			
	5-1 障害者が就労しやすい環境づくりの推進		
	5-1-1 障害者雇用促進の普及・啓発活動の充実		
	①公共機関における障害者雇用率の維持	B	人事課
	②ハローワーク専門援助の活用の周知	A	障がい長寿課
	③障害についての職場の理解促進	E	障がい長寿課
	5-1-2 障害者の就労と定着支援の充実		
	①就労移行支援事業所等における一般就労への移行推進	A	障がい長寿課
	②職業訓練情報の提供	A	障がい長寿課
	③障害者就労施設等に係る優先調達等の推進	A	障がい長寿課

施 策		評価	担当課
基本目標 6 社会参加活動の支援			
6-1 多様な活動への支援			
①地域における障害者交流の促進		A	障がい長寿課
②文化芸術活動や創作活動の充実		A	障がい長寿課
③スポーツ、レクリエーション活動の推進		C	障がい長寿課
基本目標 7 安全・安心な生活環境の整備推進			
7-1 住まいや移動交通環境の充実			
7-1-1 住まいのバリアフリーや確保支援			
①住宅のバリアフリー化に対する支援		A	障がい長寿課
		B	都市計画課
②共同生活援助(グループホーム)の利用促進		A	障がい長寿課
③民間住宅への入居等支援		A	障がい長寿課
7-1-2 利用しやすい公共交通機関の整備			
①障害者に配慮した移動手段の検討		B	都市計画課
7-2 災害対策・感染症予防対策の推進			
7-2-1 災害への事前の備えの充実			
①避難支援プラン(個別支援計画)の作成		C	障がい長寿課
②福祉避難所の確保及び備蓄物資の確保		B	防災管財課
7-2-2 災害発生時の支援体制の整備			
①避難所等における支援体制の整備推進		B	防災管財課
7-2-3 感染症予防対策の推進			
①感染症予防対策の推進		B	障がい長寿課
基本目標 8 障害者の差別の解消や権利擁護の推進			
8-1 権利擁護に関する取り組みの推進			
8-1-1 権利擁護制度の利用促進			
①成年後見制度の利用促進		E	障がい長寿課
②日常生活自立支援事業(社会福祉協議会)の利用促進		A	障がい長寿課
8-2 障害者への差別解消と虐待防止の取り組みの推進			
8-2-1 差別解消法の普及啓発と合理的配慮の提供			
①「障害者差別解消法」と合理的配慮の提供に関する普及啓発		E	障がい長寿課
8-2-2 虐待防止法の普及啓発と支援体制の整備			
①「障害者虐待防止法」の普及啓発		A	障がい長寿課
②障害者権利擁護に関する相談支援事業		A	障がい長寿課
8-3 障害の理解と意識の向上			
8-3-1 障害の理解啓発の推進			
①市民の障害に関する理解の促進		A	障がい長寿課
②子どもに対する福祉教育の推進		B	学校教育課
③行政職員への障害の理解の推進		E	障がい長寿課
		D	人事課

【評価内訳】

	A	B	C	D	E	計
基本目標1 情報アクセシビリティ(利用しやすさ)の 向上及び意思疎通支援の充実	4	4	0	0	0	8
	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0	100.0
基本目標2 地域で暮らす生活基盤の充実(自立した 生活の支援・意思決定支援の推進)	13	8	1	1	3	26
	50.0	30.8	3.8	3.8	11.5	100.0
基本目標3 保健・医療の充実	1	2	0	0	0	3
	33.3	66.7	0.0	0.0	0.0	100.0
基本目標4 障害のある子どもの保育や教育の充実	5	1	0	0	0	6
	83.3	16.7	0.0	0.0	0.0	100.0
基本目標5 雇用・就労環境の充実	4	1	0	0	1	6
	66.7	16.7	0.0	0.0	16.7	100.0
基本目標6 社会参加活動の支援	2	0	1	0	0	3
	66.7	0.0	33.3	0.0	0.0	100.0
基本目標7 安全・安心な生活環境の整備推進	3	5	1	0	0	9
	33.3	55.6	11.1	0.0	0.0	100.0
基本目標8 障害者の差別の解消や権利擁護の推進	4	1	0	1	3	9
	44.4	11.1	0.0	11.1	33.3	100.0
合計	36	22	3	2	7	70
	51.4	31.4	4.3	2.9	10.0	100.0

施策への評価では、概ね達成度 80%以上のA評価、60%以上のB評価となっており、特に基本目標4「障害のある子どもの成長支援」はA評価の割合がほかの基本目標と比べて最も高くなっています。また、基本目標5「社会参加と自己実現への支援」と基本目標6「社会参加活動の支援」でも、A評価の占める割合が比較的高くなっています。

基本目標2「地域で暮らす生活基盤の充実(自立した生活の支援・意思決定支援の推進)」と基本目標8「障害者の差別の解消や権利擁護」で、D評価やE評価が見られ、今後は生活支援や権利擁護に関しての取組充実が必要です。

次項の「(2)取り組み状況と課題の把握」ではより詳細な実施状況や課題が示されています。各項目の課題を踏まえたうえで、次期計画における施策の検討を行っています。

(2) 取り組み状況と課題の把握

点検1 情報アクセシビリティ(利用しやすさ)の向上及び意思疎通支援の充実

1-1 多様な情報の提供と発信

1-1-1 多様な方法による情報の提供

①情報提供体制及び提供手法の充実

【障がい長寿課】(評価：A)

市ホームページにおいて、各種障害福祉サービスの情報提供を行うほか、広報紙を活用し給付金・手当等の情報提供を行った。「障害福祉ガイドブック」を作成し、行政サービス情報や社会参加活動情報などの情報提供を行った。

「障害福祉ガイドブック」を関係課との連絡会議等で配付することにより、関係課からも必要に応じて市民へ障害福祉サービスについての周知を行うことができた。

②障害種別対応図書の充実

【生涯学習振興課(中央図書館)】(評価：A)

2019年6月「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(読書バリアフリー法)」が施行され、その推進にむけて取り組んだ。

マルチメディア DAISY(デージー)図書を全国に提供し、豊見城の魅力発信に繋がった。

③緊急時の情報提供体制の充実

【障がい長寿課】(評価：B)

台風接近時において「要援護者名簿」に記載された方(単独での避難が困難な方)に対し電話等で援護者の有無の確認及び万が一の避難所の案内を行い、早めの避難を呼びかけた。

連絡先が不明な方への呼びかけをどのように行うかが課題である。障害者手帳の再発行や手当の手続き等で連絡先を把握し、システムに登録を行う等検討が必要である。

【防災管財課】(評価：B)

気象庁から発表される警報時に緊急速報メール、防災無線・市のHP・ライン等による情報伝達をおこなった。また、台風時は防災無線、FMとよみから事前に災害情報の提供をおこなっている。

防災無線は放送当日の気候、風向きなどによって伝達内容の明瞭度が左右される。より確実な情報伝達手段として今後、防災ラジオ等の導入の検討が必要である。

④アクセシビリティに配慮した行政情報の提供

【防災管財課】（評価：B）

気象庁から発表される警報時に緊急速報メール、防災無線・市のHP・ライン等による情報伝達をおこなった。また、台風時は防災無線、FMとよみから事前に災害情報の提供をおこなっている。

防災無線は情報伝達手段としては比較的明瞭度が低いため、より確実な情報伝達手段として今後、防災ラジオ等の導入の検討が必要である。

【秘書広報課】（評価：A）

令和4年度に市ホームページ(CMS)のリニューアルを行い、ページ作成時のアクセシビリティチェック機能等が整備された。

障がい者を含む全市民の利用しやすさに配慮したページ作成においては、CMSにおけるアクセシビリティチェック機能だけではなく、ページ作成を行う職員自身においてもウェブアクセシビリティに対する意識を持つ必要がある。

ページ作成時の参考となるよう、職員向けにウェブアクセシビリティに対するマニュアルを定期的に配付し、意識づけを呼びかける。

1-1-2 情報入手の支援

①多様な情報入手手段の提供

【秘書広報課】（評価：A）

市ホームページに音声読み上げ機能の付加、希望者に対する広報紙の音訳CDの作成及び配布等を行った。

各市町村の状況等も踏まえ、今後は改善を図っていく必要がある。

②意思疎通支援の充実

【障がい長寿課】（評価：B）

沖縄県身体障害者福祉協会へ手話通訳・要約筆記派遣事業を委託し、聴覚障がい者の意思疎通支援を行ったほか、補聴器や屋内信号装置などの給付を行った。

障がい長寿課の窓口における手話通訳者の設置ができなかった。

点検2 地域で暮らす生活基盤の充実(自立した生活の支援・意思決定支援の推進)

2-1 本人の決定を尊重する意思決定支援の実施

2-1-1 自己決定の尊重

①わかりやすい情報の提供

【障がい長寿課】(評価：B)

障害福祉ガイドブックや一覧表、各種事業のリーフレット等を活用しながら情報提供を行った。関係者にも間接的に情報提供することができた。

より幅広い障がいの特性(聴覚・視覚・学習等)に対応した情報提供方法を検討する必要がある。

2-1-2 意思決定支援の実施

①意思決定支援の推進

【障がい長寿課】(評価：B)

豊見城市地域自立支援協議会の専門部会である相談支援部会を定期的を開催し、本人の自己決定を反映させる適切な支援について協議・検討・情報共有に取り組んだ。

「意思決定支援ガイドライン」の普及が不十分である。豊見城市地域自立支援協議会の専門部会等で普及に努めえる必要がある。

②意思決定支援会議の開催

【障がい長寿課】(評価：A)

日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるように、可能な限り本人が自ら意思決定できるよう支援し、支援を尽くしても本人の意思及び選好の推定が困難な場合には、本人の最善の利益を検討している。

本人の意思確認を最大限反映させることを前提に、事業者、家族等の他、必要に応じて関係者等が集まり、意思決定支援ができた。

2-2 相談支援体制の充実

2-2-1 相談窓口の充実

①相談支援事業の周知と啓発

【障がい長寿課】(評価：A)

市内2か所の法人へ当該事業を委託し、障がい者が利用できるサービスや家族の悩み事などについて幅広く相談を行った。

②障害種別や年齢、性別等に対応した相談支援

【障がい長寿課】（評価：A）

市内2カ所の相談支援事業所に事業委託し、障がい者一人ひとりの心身状況、障害種別、年齢、性別、状態等に対応した、総合的な相談支援を実施している。

一人ひとりの状況に応じ、障害福祉サービスや関係機関への引継、その他の社会資源の活用を案内した。

2-2-2 相談支援体制の強化

①障害関係機関のネットワークの強化

【障がい長寿課】（評価：B）

支援が必要な個別ケースに応じ、関係機関を集めたケース会議を開催することにより連携して支援を行った。ネットワーク形成が不十分であり、個別ケースの検討機会以外でも、関係機関でそれぞれの役割の共有や、想定される課題と連携方法等についてのネットワーク構築の機会を持つ必要がある。

②基幹相談支援センターの機能強化

【障がい長寿課】（評価：A）

市内2カ所の相談支援事業所に基幹相談支援センター等機能強化事業として事業委託にて実施している。地域の相談支援体制強化や自立支援協議会運営のほか、基幹相談支援センターの機能強化に資する各種事業を実施した。

自立支援協議会の専門部会の運営や市内相談支援事業所と毎月連絡会を開催することにより、市全体の相談支援体制強化に繋がった。

③自立支援協議会の活動推進

【障がい長寿課】（評価：B）

各種専門部会を定期的を開催し、令和5年度には全体会を発足した。各種専門部会を通じ、ネットワークの充実と相談支援体制強化等が図られた。

専門部会で挙げられた課題を定例会や全体会に報告し、必要に応じて新たな専門部会の設置等を検討しつつ、支援体制強化を図る必要がある。

④発達障害者等へのピアサポートの推進

【障がい長寿課】（評価：E）

障がい者・家族同士が行う援助、相談活動であるピアサポートは未実施となっている。

2-2-3 地域生活への移行・定着支援

①地域移行支援体制の推進

【障がい長寿課】（評価：C）

退所、退院を希望している障がい者等の把握や長期入院者へのアプローチが不十分であり、地域移行の取組は実績なしとなっている。

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築する必要がある。

②地域定着支援

【障がい長寿課】（評価：A）

緊急的に独居状態となる障がい者の相談等を受け、支援体制についての検討を行った。

2-3 障害のある子どもの支援環境の充実

2-3-1 療育体制の整備

①乳幼児期における早期発見・早期支援の充実

【子育て支援課】（評価：A）

乳幼児健診受診者に対し、障がいや疾病の早期発見から早期の医療受診へつなぎ、発達相談を実施した。健診後は事後フォロー者台帳を作成し、発育・発達・疾病の精密検査受診勧奨、受診状況の確認をしたほか、経過観察クリニックにおいて継続フォローを行った。また、健診で把握した発達支援が必要な児については、健診事後教室において、発達を伸ばす関わり方の支援を行い、必要に応じて個別の心理相談、発達検査を実施し、保育園や医療機関(療育)と連携し支援を行った。

新型コロナ感染症蔓延の影響により低下した受診率の改善と、精密検査未受診者の把握、未受診者への対応に関する検討が課題である。

②一貫した児童発達支援体制の充実

【保育こども園課】（評価：B）

「特別な支援を必要とする子」への保育の充実ときめ細かい対応を図るため、市内保育施設を巡回し、保育者や保護者への相談・支援を行う公認心理師等の確保(令和2年度から公認心理師1名が正職員として配置)を行った。

【障がい長寿課】（評価：E）

計画では「児童発達支援センター」の設置を掲げていたが、未設置となっている。

児童発達支援及び保育所等訪問支援を実施している事業所に対し、地域における児童発達支援センターの役割やその必要性についての周知を行い、児童発達支援センターとしての設置を促すなど体制づくりに努める必要がある。

③切れ目のない支援体制の構築

【子育て支援課】（評価：B）

妊娠期から切れ目なく支援を実施するために、母子手帳交付から保健師や助産師等の専門職と面談を実施することで、専門的な視点からの支援を開始でき、出産後の子育て期にわたるまで継続して支援できる体制を構築した。

保健師・助産師等の人員が不足により、事業を円滑に実施できなかった期間があった。また、子育て支援センターなど様々な場所でアウトリーチによる相談支援を実施したことで、多様なニーズの相談対応する場面が増えてきており、社会福祉士等多職種との連携を強化していく必要があった。

2-3-2 障害児へのサービス等提供体制の充実

①障害児相談支援体制の充実

【障がい長寿課】（評価：A）

障がい児とその家族に対し、各関係機関と連携し、必要な支援を行った。
相談支援事業所以外の関係機関も連携することでより良い支援ができた。

②障害児通所支援等の充実

【障がい長寿課】（評価：B）

障害児通所支援サービスについては、量的、質的に充実し、利用者数、利用量ともに見込み量以上の実績となった。

短期入所については、新規利用希望者に対する提供体制が不十分である。

③重度心身障害児へのサービス提供の充実

【障がい長寿課】（評価：A）

市外の障害児通所支援や他の在宅支援サービスを活用することにより、在宅で生活する重症心身障がい児の支援充実を図った。

④医療的ケアが必要な障害児への包括的支援

【障がい長寿課】（評価：B）

協議の場を設けることで、事例検討を通して、市内全体の支援体制の強化につながった。

医療的ケア児等に関するコーディネーターが未配置となっている。

2-4 障害者の日常生活支援サービスの充実

2-4-1 日常生活支援の福祉サービスの充実

①地域生活支援拠点の整備

【障がい長寿課】（評価：D）

本市は地域における複数の機関が分担して機能を担う面的整備型として実施。

「①相談」「②緊急時の受け入れ・対応」のみ整備済み。「③体験の機会・場」「④専門的人材の確保・養成」「⑤地域の体制づくり」は未整備となっている。

未整備の部分について、事業所へ周知及び協力要請を行い、地域生活支援拠点の機能充実を図る必要がある。

②障害福祉サービスの充実

【障がい長寿課】（評価：A）

在宅の障がい者に対し、訪問系及び日中活動系のサービスのニーズを把握し、適正な支援を行った。居住系サービスについては見込み量を上回る実績となった。

短期入所については、新規利用希望者に対する提供体制が不十分である。

③サービス提供に係る人材の育成・確保

【障がい長寿課】（評価：E）

サービス事業者に対して指導を行う者の配置を計画に掲げていたが、未実施となっている。人員の確保に努める必要がある。

④地域生活支援事業の充実

【障がい長寿課】（評価：A）

地域生活支援事業に位置づけられる各種事業について、障がい者の申請又は地域のニーズに基づき事業を実施した。

成年後見制度利用者数の拡大を踏まえて、成年後見制度が利用しやすい取組を行う必要がある。

⑤難病や特定疾患等の特性に対する配慮

【障がい長寿課】（評価：A）

更新やモニタリングを通して病状の変化や進行を把握し、福祉ニーズ等を反映させたサービス提供を行っている。

2-4-2 障害者の外出支援の充実

①ヘルプマークの普及啓発

【障がい長寿課】（評価：A）

沖縄県が作成したヘルプマークを、障がい長寿課窓口において希望者へ配布した。

②移動支援への対応

【障がい長寿課】（評価：A）

屋外での移動が困難な障がい者について、外出のための必要な支援を行った。

点検3 保健・医療の充実

3-1 保健・医療の充実

3-1-1 保健対策の充実

①疾病に起因する障害の発生予防

【健康推進課】（評価：B）

40歳から74歳までの国民健康保険加入者を対象として、特定健診を実施した。健診は、集団健診と個別健診を実施した。

特定健診およびがん検診未受診の国保加入者に再勧奨ハガキを送付した。

新型コロナウイルス感染症拡大により、受診率が低下した。受診率では、若年層の受診率がとくに低く、健診意識向上に向けた若年層へのアプローチ方法を検討する必要がある。

②心身の健康づくり

【健康推進課】（評価：B）

健康診査等の各種健診後に個々に応じた生活習慣改善に関する保健指導を実施した。また、「健康増進普及月間」「食生活改善普及運動」等の際にパネル展を実施した。

若い世代の生活習慣改善が課題である。また、生活習慣病予防教室の参加人数が少ない。操体法教室の講師が不足し、現在の講師以外に替えがきかない状況にある。

3-1-2 地域医療体制の充実

①医療受診に対する支援の充実

【障がい長寿課】（評価：A）

障がい者に対し、移動支援や通院等乗降介助、同行援護、手話通訳派遣等必要に応じた支援を提供した。

点検4 障害のある子どもの保育や教育の充実

4-1 保育・教育支援等の体制の整備

①保育所等における受け入れの促進

【保育こども園課】（評価：A）

発達支援保育事業では、特別な支援を必要とする児童の保育を実施する法人立認可保育園等に対し、保育士配置に係る人件費の財政的支援を行っている。

また、特別な支援を必要とする子の巡回相談事業では、保育の充実ときめ細かい対応を図るため、公認心理師等が市内保育施設を巡回し、保育者や保護者への相談・支援を行っている。

相談件数や検査件数が増加傾向にあることから、今後、対象児童の増加に対し加配保育士数が不足する懸念がある。

②認定こども園における支援の充実

【保育こども園課】（評価：A）

発達支援保育事業では、特別な支援を必要とする児童の保育を実施する法人立認可保育園等に対し、保育士配置に係る人件費の財政的支援を行っている。

また、特別な支援を必要とする子の巡回相談事業では、保育の充実ときめ細かい対応を図るため、公認心理師等が市内保育施設を巡回し、保育者や保護者への相談・支援を行っている。

4-2 学齢期の教育等支援体制の充実

①特別支援教育の充実

【学校教育課】（評価：A）

特別支援学級担任、通級指導教室担当の資質向上に向けた連絡会を実施した。

特別支援コーディネーターや特別支援教育支援員の資質向上等に係る連絡会を実施した。

県の担任配置がなく通級指導教室の開級ができていない学校があり、対象児の支援が不十分である。

市の特別支援教育支援員の配置ができていない学校がある。

②インクルーシブ教育の推進

【学校教育課】（評価：A）

特別支援学級担任、通級指導教室担当を対象とした連絡会（研修会）の実施。

市内全教員対象の研修会の実施。

教育支援委員会による決定においては、保護者及び本人の思いを尊重した「学びの場」を決定した。

インクルーシブ教育推進のために保護者や地域への広報活動が必要である。

③就学相談支援事業の実施

【学校教育課】（評価：A）

対象児童・生徒の教育的ニーズを把握するとともに個に応じた対応をおこなう。

就学先決定のための教育支援委員会に向けた説明会の開催、学校見学や体験入学を行った。

こども園・幼稚園の特別支援コーディネーターを対象とした連絡会等の実施。

切れ目のない支援のための幼少中の更なる連携が必要である。

教育支援に係る幼小中担当者研修会等の実施。

④放課後児童クラブ（学童クラブ）における障害児の受け入れ環境の充実

【こども応援課】（評価：B）

国の放課後児童クラブ支援事業（障害児受入推進事業）により、障がい児を受け入れるために必要な専門的知識等を有する放課後児童支援員等を配置し、実際に障がい児を受け入れている放課後児童クラブに対し、補助金を交付している。

放課後児童クラブにおいて、障がい児を受け入れるために必要な専門的知識等を習得するための研修を毎年度実施している。

点検5 雇用・就労環境の充実

5-1 障害者が就労しやすい環境づくりの推進

5-1-1 障害者雇用促進の普及・啓発活動の充実

①公共機関における障害者雇用率の維持

【人事課】（評価：B）

毎年、障害者任免状況通報を行っており、前年度採用者の定着状況を把握し進捗管理を行っている。法定雇用率(実雇用率)は、令和5年度で2.60%。令和3年度、令和4年度は達成できていたが、令和5年度は達成することが出来なかった。

法定雇用率を達成するため、採用試験において障がい者採用枠を設け、障がい者を会計年度任用職員として雇用するなど、障がい者雇用の推進を図る必要がある。

②ハローワーク専門援助の活用の周知

【障がい長寿課】（評価：A）

就労を希望する障がい者やその家族等の支援者に対し、ハローワークにおける障がい者のための職業相談や職業紹介について案内したり、必要に応じ同行した。

③障害についての職場の理解促進

【障がい長寿課】（評価：E）

市内企業に対するや障がい者雇用の理解促進については、未実施となっている。障がい者雇用の推進においては職場の理解が必要であり、市内企業向けの「合理的配慮」についての、短時間労働、在宅労働など、多様な働き方の実際の事例を、その手法や結果等も踏まえた資料を作成し広報する必要がある。

5-1-2 障害者の就労と定着支援の充実

①就労移行支援事業所等における一般就労への移行推進

【障がい長寿課】（評価：A）

就労系サービス利用者の更新時の計画案やモニタリングを通して一般就労の可能性も視野に入れて検討し、可能な限り一般就労への移行支援とその後の定着支援を行った。

個々の能力や適性に応じた就労先を見つけることで、障がい者の社会参加と自立支援に繋がる。

②職業訓練情報の提供

【障がい長寿課】（評価：A）

それぞれの障がい特性に応じた職業訓練について情報提供を行った。

障がいを持つ個人が働く上で必要なスキルを取得または向上させるためのプログラムの提供を受けることができ、これにより、雇用の機会が増え、自立した生活を送ることが可能となる。

③障害者就労施設等に係る優先調達等の推進

【障がい長寿課】（評価：A）

豊見城市障害者優先調達推進方針を策定している。調達金額実績は年々増加している。

障がいを持つ人々に対する雇用の可能性が増し、障がい者による自立の促進、社会参加の拡大を図ることができ、社会全体の障がい者に対する理解や認識が向上することが期待できる。

点検6 社会参加活動の支援

6-1 多様な活動への支援

①地域における障害者交流の促進

【障がい長寿課】（評価：A）

「障害者週間」や「世界自閉症啓発デー」等における、庁舎内でのパネル展を開催した。地域住民等に対し障がい者に対する理解を促進し、障がい者の地域参加をしやすい必要がある。

②文化芸術活動や創作活動の充実

【障がい長寿課】（評価：A）

エイブル・アートを開催し、投票による表彰等を行うことで更なる創作意欲を引き出した。

③スポーツ、レクリエーション活動の推進

【障がい長寿課】（評価：C）

沖縄県が実施する身体障害者スポーツ大会に「豊見城市」として参加し、スポーツを通じて交流を深めている。

参加者が、大会で良い成績を収めるということをモチベーションにして競技練習に励んでいる。

点検7 安全・安心な生活環境の整備推進

7-1 住まいや移動交通環境の充実

7-1-1 住まいのバリアフリーや確保支援

①住宅のバリアフリー化に対する支援

【障がい長寿課】（評価：A）

障がい者（児）の移動等を円滑にする用具を設置するための、小規模な住宅改修（段差解消、スロープ設置等）の費用を助成する。

市のホームページへの掲載や広報による定期的な周知を図る必要がある。

【都市計画課】（評価：B）

住宅の全部又は、一部の修繕、補修、補強、模様替え、更新等のリフォーム工事を実施する市民に対して補助金を交付して支援を行った。

市内の住宅又は空き家において住宅の機能や性能を維持・向上させるために行う、住宅の全部又は、一部の修繕、補修、補強、模様替え、更新等のリフォーム工事を実施する市民に対して補助金を交付して支援を行う必要がある。

②共同生活援助（グループホーム）の利用促進

【障がい長寿課】（評価：A）

障がい特性に応じた共同生活援助（グループホーム）の利用を促進している。計画見込値を上回る実績となった。

③民間住宅への入居等支援

【障がい長寿課】（評価：A）

賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、入居が困難な障がい者に対し必要な支援を行った。

7-1-2 利用しやすい公共交通機関の整備

①障害者に配慮した移動手段の検討

【都市計画課】（評価：B）

令和5年度からラストワンマイル交通の導入検討に向けた需要調査に着手予定。タクシー割引クーポンを市全域に配布して、市民ニーズを把握して高齢者等を含めた交通弱者にも使いやすい交通サービス検討を行っている。

市民の交通利便性向上や市内の病院・商業施設等へのアクセス向上に関するニーズを把握し、必要に応じて市内一周線バスのルート・ダイヤの見直しを実施する。

7-2 災害対策・感染症予防対策の推進

7-2-1 災害への事前の備えの充実

①避難支援プラン(個別支援計画)の作成

【障がい長寿課】(評価：C)

自力避難の困難な障がい者等の避難行動要支援者名簿作成済み。個別支援計画は未作成である。名簿の定期的な更新と関係者との共有を行う必要がある。

②福祉避難所の確保及び備蓄物資の確保

【防災管財課】(評価：B)

沖縄県観光防災力強化支援事業を活用した、資機材の備蓄については令和元年度から令和3年度にかけて発電機28台、投光器22台、簡易トイレ71台を購入済みである。

近年は新型コロナウイルスの影響により、体育館等を使用した避難所開設訓練等ができていないため、状況に応じた福祉避難所(避難所福祉スペース)などの設置訓練の検討が必要である。

7-2-2 災害発生時の支援体制の整備

①避難所等における支援体制の整備推進

【防災管財課】(評価：B)

近年は新型コロナウイルスの影響により、体育館等を使用した避難所訓練は実施できておりませんが、令和4年10月に東交通グループ等と協定を締結し、災害時における介護タクシーの貸渡また、介護タクシー車両運転手の人的支援を受け、要支援者の避難体制の構築を図っております。

近年は新型コロナウイルスの影響により、体育館等を使用した避難所訓練はできていないため、状況に応じた福祉避難所(介護施設)への誘導や個別支援計画の活用などをおこなった訓練の検討が必要である。

7-2-3 感染症予防対策の推進

①感染症予防対策の推進

【障がい長寿課】（評価：B）

感染症発生時においては、訪問調査、面談、書類の受け渡し等については、対面の機会を減らし、電話などでの対応を極力取り入れ、感染症の予防に努めた。

障害福祉サービス等の事業所が感染症発生時においてもサービスを継続するための備えが講じられているかの定期的な確認が必要である。

点検8 障害者の差別の解消や権利擁護の推進

8-1 権利擁護に関する取り組みの推進

8-1-1 権利擁護制度の利用促進

①成年後見制度の利用促進

【障がい長寿課】（評価：E）

成年後見制度の普及啓発を行うとともに、利用が困難な者に対して制度利用の支援については、現在未実施となっている。制度の普及啓発に努める必要がある。また、市町村においては成年後見制度利用促進計画を策定し、利用しやすい体制づくりが求められている。関係課・関係機関等と連携し、取り組んでいく必要がある。

②日常生活自立支援事業(社会福祉協議会)の利用促進

【障がい長寿課】（評価：A）

日常的金銭管理能力が不十分な障がい者や高齢となったその親族等に対し情報提供をおこなった。障がい者本人の支援のみならず、現在本人の日常的金銭管理を行っている親族の将来の不安解消にもつながっている。

8-2 障害者への差別解消と虐待防止の取り組みの推進

8-2-1 差別解消法の普及啓発と合理的配慮の提供

①「障害者差別解消法」と合理的配慮の提供に関する普及啓発

【障がい長寿課】（評価：E）

障害者差別解消に向けて、市民の関心と理解を深めるための普及啓発であるが、未実施となっている。地域での障がい者の差別解消を図るため、今後は積極的な取組が必要である。

8-2-2 虐待防止法の普及啓発と支援体制の整備

①「障害者虐待防止法」の普及啓発

【障がい長寿課】（評価：A）

自立支援協議会の専門部会において、障がい児、障がい者それぞれ実際の事例を用いた研修を実施した。

また、通報があった際には、立入調査を行う等適切に対応した。

②障害者権利擁護に関する相談支援事業

【障がい長寿課】（評価：A）

権利擁護が必要な障がい者の相談に対し、支援を行った。人権を尊重し、障がいを持つ人々が社会で活躍する機会を最大限にすることで、健康、幸福、尊厳が保たれるため、今後も継続が必要である。

8-3 障害の理解と意識の向上

8-3-1 障害の理解啓発の推進

①市民の障害に関する理解の促進

【障がい長寿課】（評価：A）

市内の小学校4年生を対象に障がい理解に関するパンフレットを配布した。

②子どもに対する福祉教育の推進

【学校教育課】（評価：B）

障がいに関する講演会、障がい者とのふれあい、体験活動について計画的に実施することで、子どもたちが互いに尊重し合う共生社会の実現に向けた意識の醸成が図られた。

啓発活動等を通して市内小中学校と市社会福祉協議会との連携を深め、学校の取り組みが広がっていくように進める必要がある。

③行政職員への障害の理解の推進

【人事課】（評価：D）

令和3年度及び令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の影響等により、研修を実施することが出来なかった。令和5年度においては、研修の中において障がい者に対して適切な対応を行っていくための内容を組み込む。

令和5年度に実施する研修の中で事業の改善点の把握に努める。

【障がい長寿課】（評価：E）

5. 計画策定の経緯

会議・調査等	開催日・期間	議題・内容等
第1回障害者施策推進協議会	令和5年8月21日	○計画策定の概要について ○検討スケジュールについて ○アンケート調査について
前計画の施策に係る評価	令和5年8月14日～ 令和5年8月31日	○関係課を対象に前計画(計画期間：令和2年度～令和5年度)に係る点検・評価を実施
障害者計画及び障害福祉計画策定アンケート実施	令和5年9月28日～ 令和5年11月15日	○障がい者・児(身体、知的、精神)、施設入所者 2,555 人を対象に郵送や配布で実施
障害福祉サービスに関する事業所等アンケート実施	令和5年11月27日～ 令和5年12月11日	○市内障害福祉サービス等事業所 72 か所を対象にメール等で実施
第2回障害者施策推進協議会	令和5年11月28日	○前期計画の実施状況について
第3回障害者施策推進協議会	令和6年1月19日	○アンケート調査結果報告 ○第7期障がい福祉計画、第3期障がい児福祉計画について
第4回障害者施策推進協議会	令和6年2月9日	○豊見城市障がい者計画及び第7期障がい福祉計画、第3期障がい児福祉計画(素案)について
関係課への意見照会	令和6年2月15日～ 令和6年2月26日	○「第2章 4. 施策の展開」の内容について
パブリックコメント	令和6年2月27日～ 令和6年3月5日	○豊見城市障がい者計画、他計画(素案)について、HP及び窓口にて実施
豊見城市地域自立支援協議会への意見照会	令和6年2月29日	○障がい者計画(素案)の内容について
第5回障害者施策推進協議会	令和6年3月6日	○豊見城市障がい者計画及び第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画(案)の最終確認について

6. 豊見城市障害者施策推進協議会委員名簿

任期 令和5年8月21日～令和7年8月20日

No.	第3条2項	氏 名	所 属 職 名	備考
1	第1号委員	しろま 城間 園子	琉球大学 准教授	副委員長
2	第1号委員	ごや 呉屋 光広	沖縄県立西崎特別支援学校 校長	
3	第2号委員	みやら 宮良 望	豊見城市身体障害者福祉協会 会長	
4	第3号委員	かわばた 川端 はるな 晴奈	豊見城市手をつなぐ育成会 副会長	
5	第3号委員	おおしろ 大城 稔	豊見城市社会福祉協議会 事務局長	委員長
6	第3号委員	あかみね 赤嶺 しずか 静	特定非営利活動法人ゆい・ハート福祉会 理事長	
7	第3号委員	よこやま 横山 こういち 公一	まつみ福祉会 第三事業部 事務課長	
8	第3号委員	いしがき 石垣 はるみ 春美	ちいろば会 障害者就労支援センター ちいろば 理事長	
9	第3号委員	たなか 田中 のぞえ 望江	合同会社 Common's 管理者	
10	第4号委員	みやざと 宮里 たけし 健	沖縄県南部福祉事務所 所長	

第1号委員…学識経験者

第2号委員…障害者

第3号委員…障害者の福祉に関する事業に従事する者

第4号委員…関係行政機関の職員

7. 豊見城市障害者施策推進協議会規則

平成 16 年 12 月 28 日規則第 26 号

改正

平成 18 年 3 月 31 日規則第 12 号

平成 20 年 3 月 31 日規則第 3 号

平成 30 年 3 月 2 日規則第 5 号

令和 3 年 3 月 31 日規則第 12 号

豊見城市障害者施策推進協議会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、豊見城市附属機関の設置に関する条例（平成 16 年豊見城市条例第 18 号）第 3 条の規定に基づき、豊見城市障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(担当事務)

第 2 条 協議会は、市の障害者施策推進に関し必要な事項を調査審議するものとする。

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 10 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 障害者
- (3) 障害者の福祉に関する事業に従事する者
- (4) 関係行政機関の職員

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 協議会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(関係者の意見聴取等)

第7条 委員長は、協議会において必要と認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、福祉健康部障がい長寿課において処理する。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、委員長が協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、豊見城市附属機関の設置に関する条例（平成16年豊見城市条例第18号）の施行の日から施行する。

附 則（平成18年3月31日規則第12号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日規則第3号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月2日規則第5号）

(施行期日)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日規則第12号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

8. 障害者施策推進協議会への諮問文



豊福障第 2514-1 号
令和 5 年 8 月 21 日

豊見城市障害者施策推進協議会 委員長 殿

豊見城市長 徳元 次人



諮 問

豊見城市障害者施策推進協議会規則第 2 条に基づき、下記事項についてご審議を依頼いたします。

記

諮問事項： 豊見城市障害者計画及び第 7 期障害福祉計画、並びに第 3 期障害児福祉計画（案）の審議について（詳細別紙）

9. 障害者施策推進協議会からの答申文

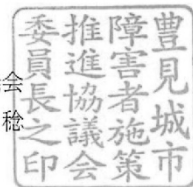


令和6年3月19日

豊見城市長 徳元 次人 殿

豊見城市障害者施策推進協議会

委員長 大城 稔



豊見城市障がい者計画及び第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画について（答申）

令和5年8月21日豊福障第2514-1号により諮問のありました「豊見城市障がい者計画及び第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の審議について」慎重に審議した結果、別添のとおり計画案を本協議会の意見としてとりまとめましたので、これを答申します。

豊見城市障がい者計画及び
第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画

令和6年3月

編集・発行：豊見城市福祉健康部障がい長寿課

〒901-0292 沖縄県豊見城市宜保一丁目1番地1

TEL：098-850-5320 FAX：098-856-7046

